

V 海女習俗の歴史と民俗

1 海女と地域社会

まず、海女が所在する地域社会の動態を確認するにあたり、これまでの調査を俯瞰したいと思う。

(1) 基礎調査の概要

現時点での、鳥羽・志摩地域の海女文化について、実態を把握するため、平成22年度から2ヵ年で、「海女習俗基礎調査」を実施した。調査は、海女が活動している鳥羽市・志摩市の漁業協同組合29ヶ所及び関係機関を対象に、海女文化に関する基礎的事項（海女就業者数及び年齢構成、兼業の状況、資源の保護、海女漁業の漁獲量、海女小屋、海女等が関係する祭行事、文書記録、海女等の使用道具）を把握する調査を現地で行った。そのうち、海女（女性）による素潜り漁が行われているのは28ヶ所であることが判明している。調査結果について、以下のとおりである。

a 海女従事者数及び年齢構成

(a) 従事者数

従事者数は、海女が978名であることが判明した。このうち、鳥羽市域においては612名、志摩市域は366名という人口比率である。なお、平成元年の海の博物館の調査では1,937名とあり、この20年間でほぼ半減という状況である。

(b) 操業形態

現在の海女の操業形態は、3つに分類される。

- ①陸から漁場まで直接泳いで移動し、比較的近い漁場で漁を行うカチド
- ②夫婦あるいは親子関係の男女1組が船で移動し、沖の広範な漁場で漁を行うフナド
- ③複数の海女が1つの船に乗り込み、沖で漁を行うノリアイ

地域によっては、呼称に同音異義語などの差異がある。また、カチドが多くなっている状況だが、各地域の漁業協同組合によっては、種別には分けていないため、須らく把握できていないのが現状である。

(c) 年齢構成

海女は、60、70、80代で全体の68.1%を占めており、高齢者が多く従事していることが判明した。これは、引退を自分で決めることができる海女の社会を如実に表しているものである。

また、後述するが海女漁における熟練期は概して高齢期に現出する傾向がみられるため、加齢に応じた操業戦略を想定することが可能である。つまり、当該海女の体力・知識・技能に応じて総魚できるという海女漁の有する多元性が高齢期にいたっても海女漁に従事できる事由となっているのである。

b 兼業の状況

(a) 専業

海女が専業という状況は、現時点ではない。海女漁が可能な時期には漁を行い、それ以外の時期は、他の職種や海女漁以外の漁業に携わっている。海女がそれぞれの年周期の生業活動として海女漁を選択していることを示している。

夏磯と冬磯とを行う地域の海女は、春季と秋季は体を休める期間と位置付けており、農作業などを中心とした生活を送るようにしているという。

(b) 兼業の内容

海女たちが携わっている職種としては、農業、海女漁以外の漁業、飲食業、旅館業等に従事している。鳥羽・志摩地域で盛んな観光関係に関わることが多く、地域性が垣間見える。「海女である」ことが、漁期以外の兼業選択に寄与する場合があるようである。

c 資源の保護

(a) 禁漁地域設定の有無

禁漁地域設定は、「ある」が72.4%（29調査箇所中、21ヶ所）、「ない」が27.6%（29調査箇所中、8ヶ所）であった。地域毎で、水産資源管理を行っていることがわかる。海女漁が現在でも存続している1つの要因でもある。

一方で、鳥羽・志摩地域内で漁業協同組合の広域合併が行われた結果、旧漁協が設定していた禁漁区が単協としての管理が行われなくなったことで、有名無実化している例もあり、今後の海女漁の継承についての課題にもなっている。

(b) 年間出漁日数

年間出漁日数については、一般漁場が10～236日間と幅がある状況であった。概して、鳥羽磯部漁業協同組合管内の出漁日数は少なく、三重外湾漁業組合管内の出漁日数が多い。

出漁の日数も海女自身が決めているためにばらつきがあるものと思われる。本来ならば、漁を行わない禁漁区についても、祭行事等により漁に入る地域もある。

(c) 出漁時間の制限

出漁時間の制限については、1日2回、60～120分であることが多い。29調査箇所中18ヶ所（62.1%）が、そのような時間制限を行っていた。先述したが、水産資源管理に対して自己規制しての姿勢がみられる。

(d) 水揚げ量の制限

水揚げ量の制限は、29調査箇所中27ヶ所（93.1%）で行っていない。

各調査地で海士が増加する傾向がみられるため、海女集団のみであれば漁場とできなかった海域が単独行動を前提とする海士に利用されるようになっており、沿岸域に設定されていた禁漁区の管理以上に、禁漁状態の広範な漁場の磯根資源の管理が一層必要になっていくことになる。

(e) ウエットスーツの制限

ウェットスーツについて、現時点では制限がないところが多く（29調査箇所中25ヶ所、86.2%）、禁止している地区はない。また、ウェットスーツの厚みの制限（3～5mm）を、行っているところもある。

ウェットスーツの導入は早い地域では昭和55年頃から始まり、昭和60年頃には多くの地域で用いられるようになったようである。ウェットスーツの導入当時は、排尿を我慢して膀胱炎になる事例などもあったが、現在では全地域で着用されている。平成24年12月から導入した安乗の事例をみると操業時間内の海面での滞在時間が伸びており、漁獲対象物に対する負荷が増すことが確認された。

先行してウェットスーツを導入した地域では、こうしたことを勘案して操業時間の調整が図られたはずであるが、潜水メガネに老眼鏡機能が付与されたこととウェットスーツの導入が海女漁における漁獲量を増加させる画期となっており、ウェットスーツの導入が海士の参入を容易にしたことを考え合わせると、今後、漁場単位での漁獲総量規制なども検討されることになろう。

(f) 稚貝の放流

稚貝の放流は、ほとんどの地域で実施されている（29調査箇所中21ヶ所、72.4%）。水産資源の保護に配慮しつつ海女漁が継続されていることが、調査結果からも窺える。

ただし、稚貝の回収率は必ずしも高くない状態であるため、放流方法などの検討がさらに行われていくことになろう。そして、こうした事業にも海底の様子を直に確認している海女たちの助力が不可欠であろう。

d 海女漁業の漁獲量

(a) 漁獲量

海女漁により漁獲したものは、家単位で漁業権が設定されている場合が多いため、海女個人の漁獲量を特定することが難しい状況であるが、聴き取った結果は、920,102.54kg（内、アワビは57954.56kg）であった。なお、この中には、男性による素潜り漁の漁獲も入っている。

(b) 漁獲高

海女漁により漁獲したものを特定することが難しいことは先に述べたが、漁獲高についても同様である。聴き取った結果は、999,851,132円と920,102.54kg（内、アワビは274,851,583円）であった。なお、この中には、男性による素潜り漁の漁獲も入っている。

e 海女小屋

(a) 名称

海女小屋、カマド、磯人の小屋、火場と呼称されることが多い。また、海女小屋を利用する人数については、最小で1～2名での使用実態があり、最大で10名以上での使用のものがある。

(b) 材質

海女小屋の材質については、コンクリート、トタン、鉄管、竹、ブルーシート等が使われる。小屋の形態としては、仮設のもの（漁期が終われば取り壊す）と常設のものがある。仮設の場合は、海女本人たちが、自前で作る場合もあるようである。

(c) 設置数

海女小屋の設置数は、鳥羽市域で70ヶ所以上、志摩市域で123ヶ所といわれているが、全体の設置数については把握できていない。

(d) 利用の現状

海女小屋利用の現状としては、ウェットスーツの普及もあり、火にあたる人が近年減少している傾向がみられる。また、海女小屋自体の型、大きさ、材質、場所等の取り決めは、全体を通じてないようである。小屋の設置期間は、出漁の期間だけ小屋を作ることが多く、小屋の材料は、常設の場合でも、解体した家屋の資材を利用したものもあれば、コンクリートやアルミサッシなどを使ったものまで多様である。

f 海女等が関係する祭行事

海女等が関係する祭行事としては、鳥羽市国崎のノット正月、御潜神事、鳥羽市菅島のしろんご祭、志摩市和具の潮かけ祭等があげられる。海女は、これらの祭行事にとても中心的な役割を果たしている。

また、調査の結果から、昔は行われていたが今は休止や行われていない祭があり、祭自体の数が少なくなっている。地域社会において伝統的な儀礼や祭りが衰微したり休止していくのは、海女漁に関する事例ばかりではない。こうした傾向に共通しているのは、資源を共有する生業を家業としてきた地域において顕著であるということである。当該地域における集団内の規制や和合が祭りや儀礼をとおして共有されてきたのであり、海女漁に関わる祭りなどの推移は、当該地域における生業としての存立を計るうえでも興味深い。

g 文書記録

戦前までの古い記録の有無については、「ある」というところが、調査対象の37.9%（29調査箇所中11ヶ所）で確認された。記録類は、江戸、明治、大正、昭和のものが、各漁業協同組合で確認することができたが、それらの保存と所在確認が今後の課題となろう。

h 海女等の使用道具

海女等が使用している道具類については、調査対象とした32の道具のうちに、水中眼鏡とアワビオコシは29調査箇所全てで、今なお使用されていることが判明した。また、水中眼鏡の呼び方も、イソメガネ、スイチュウメガネ、メガネ、ガンブリ、アマヨウメガネとそれぞれであり、地域による差がみられる。

昔ながらの道具（磯桶、腰巻）等は、使用されていない傾向であることが判明した。例えば、オケは発泡スチロール、ワッパはタッパーというように、材質にも現代化の波が押し寄せており、変容していることが垣間見える。

(2) 詳細調査の概要

平成22・23年度に実施した海女習俗基礎調査に引き続いだ、平成24・25年度の2ヶ年で、実施した。素潜り漁（=海女漁）を実施している12地区で、海女本人に聞き書きを実施した。調査対象地域は、鳥羽市6ヶ所（神島、菅島、答志、石鏡、相差、国崎）、志摩市6ヶ所（安乗、畔名、波切、志島、和具、御座）である。調査の内容としては、潜水漁を始めた動機、海女小屋での過ごし方、海女の技術伝承、漁場、衣装、漁具、海底地形の呼称、収入と支出等について、聞き書きを行った。

調査の成果としては、以下のとおりであった。

a 海女漁を始めた動機

海女となった理由は、結婚を機に、育児の区切り等という場合が多い。また、結婚前より結婚後の方が、生活への意識が強くなる傾向がみられる。

また、離別や死別により寡婦となって海女を始める事例もあり、海女を始めた年齢も幅広く、海女漁が女性の労働としての選択肢を広く有していることがうかがえる。

なお、海女の種別（カチド、ノリアイ、フナド）は、海女を続けていく中で、それぞれの種別選択はあまり変化しないようである。鳥羽市答志では、カチドが結婚後にフナドとなり、その後カチドに戻った例があった。

b 海女小屋での過ごし方

海女は、漁に従事する時期において、当然のように海女小屋で過ごす時間が多くのとなる。海女たちはそれぞれが思い思いの過ごし方をしており、そういう気儘な関係をつくる仲間で小屋仲間を形成している。海女小屋では、漁場の位置、海底地形、漁獲物の状況といった漁に関わることや、それぞれの家庭や子どものこと等を話題としていることが多い。なお、鳥羽市答志では、アワビの採り方や資源量が多い場所の情報交換をしている。

c 海女の技術伝承

鳥羽市神島及び志摩市志摩町御座では、漁場について、親子や海女同士あるいは新しい海女に、先輩の海女が教えている。また、鳥羽市答志では、母親から漁場、潮の流れ、道具の手入れについて、

教えていることが判明した。また、海に潜る技術は、「自然に覚えた」、「見よう見まねで」ということが多いようである。子どもの頃から海に親しんでいたことにより、無意識に伝承された場合もあるが、先に潜った海女の後ろについて状況をうかがう、別の海女が採捕したアワビの跡が岩に白く残っているのを参考にする等といった伝承もみられた。

d 漁場

海女は、漁場のことを、鳥羽市ではイソ、志摩市ではハマ、アジロと呼ぶことが多い。そして、漁場の位置の認知は、海上から見える山、浜、岩場で確認し、風や潮の流れを見て、浮上した折に流される方向や位置を考えて潜る場所を決定している。

また、海藻の多寡や岩の形状や転石の有無といった海底の地形の状況により、獲物の有無を判断している。海女本人が体得した漁場の知識などによって、漁場が選択されていることがわかる。このような海底地形を把握しながら行う漁業の形態は、釣り漁師にも通底するものであるが、海女の場合はヤマアテをしながら海底地形の把握をすることに加えて、海底を這うようにして漁獲物を探すことから、漁業従事者の中で最も海底地形を熟知した集団ということになる。

なお、漁場の利用にあたっては、各地域の漁業権があることが前提である。

e 衣装

白いイソギは、昭和60年代を境にして、現在の漁では、ほとんど着用されていない。現状としては、現代的なイベントの場面や祭行事の時に着用されることがほとんどである。イソギを漁でも使用したことがない、イソギという呼び方を知らない海女が存在することも事実である。

また、呪符であるドーマンやセーマンを、漁の時に使用しないことが、30、40代で多くみられる。志摩市大王町波切では、60、70代でも使用していない例がある。逆に、ウェットスーツにもドーマンやセーマンを書き入れる例もあり、こだわりもあるようである。

f 漁具

海女漁を行うに当たり、漁具については、メガネ、ウェットスーツ、浮きと網袋、アワビオコシ、カギ付アワビオコシを使用することが多く、海女の種別や地域によっては、オモリやアシヒレを使用する場合もある。

漁具は、獲物によって使い分けられている。例えば、アワビはアワビオコシやカギ付アワビオコシ、岩陰のアワビは小さいアワビオコシ（コノミ）を使用するようである。

獲物の採捕に使用する漁具の部分は、アワビはアワビオコシの平らな部分、ウニやサザエはセにのつていることが多いので手でつかみ取ることが多いが、かきだすような採り方をする場合には、カギ付アワビオコシのカギの部分を使用することが多い。

漁具の使い方や形状は、以前と比較しても、変化はないものといえる。志摩市大王町波切では、先輩海女から譲ってもらう例があり、漁具が受け継がれる例もある。

漁具への加工については、自分で研ぐ、アワビオコシの柄の部分に糸をまく、刃を使いやすいように曲げるといった工夫が、各自でなされていることがわかった。

素材の変化として、海女たちは、アワビオコシ、カギ付アワビオコシについて、鉄製あるいはステンレス製を選択している。ステンレスは重いと評価する者もいれば、ステンレスは海底に目印においてもすぐわかるという評価をする者もいて、受容の動機は多様である。

なお、漁具の形状や材質は、鳥羽市、志摩市で大きな差はない。形状についても、過去と比較して

も変わってはいない。

海女の漁具で留意しておきたいものに老眼鏡仕様の潜水メガネがある。このメガネは、加齢にともなって弱くなっていく視力を補うもので、海女が高齢化しても操業できる重要な要素となっている。老眼の状態で通常の潜水メガネを装着して潜ると、対象物が発見しにくくなることに加えて、対象物との距離感がつかめないため、アワビの殻を割ってしまったり、頭足部に傷をつけてしまうことになるが、このメガネの出現によって老眼でもアワビをきれいに剥がし採ることが可能になったのである。

g 操業方法

アワビオコシやカギ付アワビオコシは、手を持つ、腰あるいは浮きと網袋に差し込む等して、潜る場所まで携帯していく。そして、海に潜るにあたっては、頭から倒立の姿勢で潜り、獲物を採った後、海上の様子を確認しつつ、頭から浮き上がっていく。

また、呼吸については、数回深呼吸をして海中に入り、潜る途中では、若干息を吐いていく。海底から海上に出て息を吐き出す時は、少しずつ吐いていく。磯笛と呼ばれる行為である。現在では、磯笛はほとんど聞かれなくなり、むしろ浮上したとたんに一気に息を吐き出すために大きな声ができることもあり、周囲の海女から「うるさい」と揶揄されるようなこともある。浮力が強くなるウェットスーツの導入が引き起こした生理現象の変化と捉えることもできよう。

h 海況等の予測

海況等の予測は、漁場の波の変化、風の変化、雲行きから判断している。現在では、朝の天気予報も重要な情報源で、参考にすることが多いようである。

また、漁に適する海況は、総じて波や風がなく、潮の流れがなく、引き潮で、透明度が高い場合であるといわれているが、伊勢湾口から志摩半島方面に流失する河川水の影響が大きいという。海が濁っている時には、漁に出ないことが多いようである。

i 潜水漁の予兆

大漁または不漁の前触れとなる現象等については、調査を実施したほとんどの地域で、意識されていないようである。

鳥羽市域では、出漁時に「いってこうかい」といった、行って帰ってくる表現の言葉の使用や、出漁時の船への乗降はトリカジ（船の左側）から行うといった習慣が残っているようである。生命にかかわることへの注意は高いようである。以前は、ゴサイ（漁の休止日）、盆、正月、祭行事の日は、漁に出ていなかったが、祭行事が少なくなったことで、漁に出てはいけない期間が、少なくなってきたようである。

j 海女の信仰と儀礼

信仰については、青峯山（鳥羽市松尾町）や地元の神社、地蔵に参拝するが多くみられる。鳥羽市答志では、神棚に、エビス貝の殻（アワビの貝殻）に飯を盛って供えることや、祭行事の時に洗米をまくことを行っている。また、海に潜る前に洗米をまき、海水をなめて、身体に海水をかけてから、海に潜っている。

志摩市阿児町志島では、「ついつい」「ついやしや」と唱えながら、海、海女小屋、神棚、稻荷に、米や酒を供えるという例がみられる。このような慣行は、鳥羽市域の調査対象地域で多くみられた。

世代的には、70代以上の海女にこのような日常習慣の残っていることが多く、世代により差がある。

(3) 海女と地域社会

鳥羽・志摩地域の海女については、当該地域の特徴的な存在としてみなされてはきたものの、その習俗の地域間の差異や世代間の差異の実態までは、十分に把握されてこなかったといえる。そのことを鑑み、鳥羽・志摩地域での海女習俗基礎調査と海女習俗詳細調査が実施された。海女漁にまつわる習俗について、現時点での実態と現状にいたるまでの推移を一定程度把握することができたといえる。

漁にあたっての日常習慣等が継承されていることは事実であるが、上記にあるように、世代間（70代以上とそれより以下）、地域間により、漁の技術、日常習慣等の内容に差があり、変容を免れない状況であることは否定できない。

鳥羽・志摩地域の海女は、素潜り漁や漁具、漁場の認知といった伝統を継承しつつ、ウェットスーツ、漁具の材質等の近代化も受け入れ、「近代化」と「伝統」を、海女自身が置かれた環境及び社会、文化、歴史的状況に合わせて、取捨選択して取り入れているものといえよう。調査の実施より、海女と地域社会との関係性、海女漁に関わる動態についての把握が可能になったといえる。

本節の小括として、海女漁の特徴が地域社会に対して果たしてきた役割について確認しておきたい。

現在、海女漁に従事している女性たちの多くは、昭和20年代から30年代にかけて生まれた世代である。彼女たちの多くは学齢期から青年期にかけて高度経済成長期を経験した世代で、当時の鳥羽・志摩地方は第1次産業が基幹産業であった。当時は中学校を卒業すると男子は漁師になるか大工や左官などの職人になる場合が多く、女子は結婚の適齢期を迎えるまでの間、真珠養殖場などで働いた。就職先自体が限られていた時代であった。

そして、結婚して出産を経て子育てをしながら家計を支えていくためには、家を離れずにできる職業選択が求められた。多くの女性たちが選択したのは、自給用の作物つくりと夏季の海女漁であった。当時の海女漁は、潜水メガネとイソギとイソオケ、漁具のイソノミがあればできる漁であったから、多くの女性たちが夏季の季節労働として潜水漁を選択していくことになった。

そして、海女漁の特徴は、男性が従事する漁法と異なり、漁具などに資本の差がなく、海女個人の体力や技能や知識そして気力がそのまま漁獲額に顕在化する、漁法のなかでも個人差が表しやすいものであった。しかし、海女たちの意識として他者の漁獲額を羨ましく思うことはあっても、他者を妬むようなことが起きにくいものであった。それは、羨ましく思う相手が自分にとっての目標となる存在にもなったからである。こうしたことを端的に表しているのが、先輩海女のアジロを覚えていくという行為である。先輩海女たちも自分自身のアジロを隠すようなことをせず、むしろ転石を裏返したり戻したりすることを手伝ってもらうことで、アジロを教えるようなこともするのである。海女漁は一般的に漁業を評する「早い者勝ち」といった競争の論理とは異なる、協力の論理によって成立しているのである。

なぜ、こうしたことが可能になるかといえば、先輩海女は漁場を知られたとしても、他にもアジロを持っているし、アワビを傷つけずに剥がし採る技能を有しているなど、先輩海女としての自負があるからなのである。海女間の信頼関係は、他者の存在を評価し、仲間として一人前と評価してもらえるように努力することを基点としているのである。海女漁をとおして形成された信頼関係は、海を離れた日常生活においても継続しており、高度経済成長期という競争を前提とした時代背景のなかで、海女として限られた資源を共有しながら生活しなければならなかった時代を、ともに乗り越えていくという経験を共有していくことにもなったのである。

この時代を振り返って海女たちは「海女しかなかった」と評するが、むしろ「海女があったから」現在につながる生活を維持することができたのである。海女漁でつながった女性たちによって地域社会の安寧が保たれてきたのである。

(小島孝夫)

2 素潜り漁の技術と伝承

(1) 海女は誰もがやれる？

今回の調査で海女技術の習得について、60才代の海女のほとんどが子どもの頃の潮浴びの体験から身に付けていたり、それは明治、大正を生き抜いてきた海女の談話からも同じであった。幼少のころ、現在の老海女が行っていたような潜水作業修得を行っていない者が結婚後海女になり、何年かするとそれなりの漁獲をあげるようになるのがこれまでの調査で分かってきた。つまり海女になるについては、漁業権を持っていれば、意志さえあれば誰もがなれることがわかる。これは海女に限らず海士にも言えることであった。波切では最近海士が増えている。10年前は6、7人だったが現在は17人にもなっているという。波切は石工集団の町として有名だが、最近景気が悪く石工を止めて海士になる者や、船越地区の真珠養殖が駄目になり稼ぎの足しに海士に転向する者もいる。このように潜水漁業である海女、海士は、漁業権があれば参入しやすい仕事なのであった。

それは、平成25年5月20日放映の「家族に乾杯」で、志摩市の海女が話していた中にある。海女になつた動機について「拘束されず自分の腕次第で稼げ、子育てが出来るから最高の仕事や」と本音を述べている。子どもを持つ女性にとって一番合った職場であり、毎日が宝探しともいっていた。昭和30年代には子どもの時から自然に海に馴染み潜水を覚えていくことが多かったが、最近は子ども頃に未経験者が、海女になることも少なくない。だから「潜れなかつた私でも大人になってから練習して、今ではそそここの収入が得られるようになった」という。

(2) 海女漁の現状

a 海士の増加傾向

海女習俗基礎調査報告書の「就業者数と年齢構成」でも記述にあるように、昭和53年調査『海と人間』6号を参考に海士人数の傾向をみてみる。鳥羽市は菅島の人数については疑問を感じるが、当時150人(今回22人)、和具浦50人(今回58人)、答志20人(今回31人)、国崎50人(今回5人)、志摩市で今回注目する地域として浜島の24人(60才代)、波切(今回17人)を見ていくと増加現象にある。特に波切では10年間で10人増え今は17人まで増加している。今回の調査でも判明したように鳥羽市で163人、志摩市で152人、合計315人の海士が認められた。この数は24年調査総人口1,293人の約4分の1が海士であることを示す。時代を遡るほど海女の割合が多かった筈の志摩の海女であったが、海士増加という状況で、彼らが持つ能力と規則を無視した操業がアワビの枯渇を招きかねない危機を生んでいる。

b フナド(舟人)の減少化

今回の調査でカチド522人(58.7%)、フナド103人(11.6%)だった。5人に1人の割合でしかフナド舟人はいないことになる。現在神島では1人しかいない。相差でも海女にフナド人数を聞くと返ってくるのは6パイ(6隻)、石鏡は3隻であった。答えてくれた老海女が「わしらも昔はフナドだったが年とったからカチドになった」と言うように、フナドは体力がある年齢で充実した時しかやれないことがわかる。したがって年々高齢化する海女の中、フナドが少なくなっていくのは当然なのかも知れない。

大正10年『蟹婦ニ就テ』(三重県)には、フナドを「沖かつぎ」または「大磯人」、カチドを「磯かつぎ」と称し、「沖かつぎ」は技術優秀熟達の者、「磯かつぎ」は熟達せざるもので副業的と述べている。更に「三流以下の蟹婦」とも称している。また、舟人「大磯人」は、最も優秀なる者は25~30尋(37.5~45m)を潜水し、潜水時間も70~80秒と述べている。一方徒人「磯かつぎ」は潜水時間も30~35秒と短く、浅い海域が漁場と述べている。そして作業においても、舟人は午前中に1クラ(1作業、約35回潜水)、午後に2クラの合計3回作業したことが記述されていて、徒人は短い時間を4~5クラ作業し

終日潜っていたとある。

c ギリ海女・イタ海女について

今回の調査でフナドのことを「ギリ海女」と呼ぶ地区があることがわかった。特に石鏡、国崎、相差といった地区的年輩者の海女はこの呼び方を知っている者が多い。この「ギリ海女」について、我が国が太平洋戦争に突入していった年の昭和16年、三重県水産会と三重県が協定した「水産業労働協定賃金」に見ることができる。昭和16年4月14日付けで当時の知事中野與吉郎が発令した「三重縣告示第374号」に「賃金統制令第21条の規程に依り三重県水産会より申請に係る賃金協定に関する件、昭和16年4月14日左の通認可せり」とあり、「石花菜採取、義理海女65銭 50銭・板海女65銭 50銭」と規定している。更にギリ海女・イタ海女について「義理海女とは漁船1隻に男女各1人が乗組みて操業するものを謂う」「板海女とは数人の海女が船頭1人の船に乗組みて操業するものを謂う」と説明していく、ギリ海女はフナド、イタ海女はカチドであったことがわかり、公文書で明確に用いられていた用語だった。

d 潜水時間について

平成25年夏の現地調査（相差）などからも70才の海女で40秒～50秒であった。神島でも35秒から一番長く潜っていた時でも1分ほどであり、海女は潜水するのが仕事だからいつも長時間潜っているとは言えないようである。平均50秒→15秒浮上→50秒潜水の繰り返し（小島孝夫談）が基本であり、90分の作業の中で重要なのは50秒という8分目の短いかも知れない時間でも一定のリズムで回数を重ねることの方が多くのアワビを捕るために重要となってくるようである。限度まで息を止めて無理をすれば呼吸を整えるのに時間がかかり潜る回数が少くなり結局は効率が悪くなるのである。過去の調査報告には今回調査した潜水時間よりやや長い聞き取りが報告されているが、それは現在深い所を潜る船人が少なくなったことからであり、海女の1回の潜水時間は今も昔も変わりない。

e 山あて

船人のトマエ少しでも沢山のアワビを捕ろうと船上の主人は「山手」を見て操業する磯場を決める。「山手」・「山あて」とは左右の方向に見える目標となる山や物を通して見た延長線の交差した場所を現在位置として漁場を覚えるものである。国崎でフナドの船に同乗させてもらい作業を調査したことがあるが、トマエである夫は少しでも妻に多くのアワビを捕らそうと絶えず遠くを見渡しながら忙しく船を操り、一定の位置を維持するために懸命であった。潮の流れが速い時はすぐに移動してしまい浮上してきた妻との間で口論となる。夫は捕ってこなかったことを怒り、妻はいつもの場所とずれていると言い返す、山あてがずれると喧嘩となる。相差では「カラス山手」という言葉がある、目標にカラスを使うと動いて当てにならないように下手な「山当て」の例えに使われている。一方カチド（徒人）は自分たちがいつも行く磯なので、泳いでいって漁場に着くと桶縄をアラメなどの海藻に縛っておいて流れていかないようにする程度であった。又アワビを見つけた時も目安として同じことをした。

f 海女の用具と施設

海女が使用する道具には、船を使って多くは夫婦が深い海を漁場とするフナド（船人）と、基本的に単独で操業するカチド（徒人）によって違いがある。フナドしか使わない道具に船・イソグルマ（タイコ）・アシカケ（ハシゴ）・分銅（ハイカラ）・ヒドコ（火床）がある。一方、カチドしか用いないものに、浮きと獲物入れを兼ねた磯桶や浮樽（タンポ）がある。両者共通して用いる道具（施設）にアワビを起こすイソノミ、それを入れるスカリ、イソメガネ、磯着（ウエットスーツ）、海女小屋などがある。こうした海女の道具にも昭和40年頃を境に大きな変化が出てくる。

(a) フナド用具

①イソグルマ

多くは夫婦が一組となって操業するフナドはフネド（菅島）・ホンアマ・ギリ（相差・国崎）・オオカツギ（神島）ともいわれるが、こうした海女が限られた時間の中で体力浪費と浮沈の時間短縮を目的に考案された道具である。イソグルマは船（左舷）のコベリにはめ込むシャダイ（車台）とそれに差込むタイコとも呼ぶ丸い滑車部分とからなる。答志の「アマドグルマ」、神島の「テエクル」、石鏡の「ローラ」といった呼び方もあるが殆どの地域では「イソグルマ」といわれている。

寛政11（1799）年の『日本山海名産図会』に描かれている海女の絵や『大日本物産図會』にある「伊勢国鮑採之図」には命綱を持つ男が描かれていて、海女を綱で引き揚げる船人の姿は今とおなじであるが、イソグルマと呼ぶ命綱を繰る滑車は用いられていない。また明治16年の第1回水産博覧会に出品された『三重縣水産図解』にもイソグルマを用いている絵はなく、間違いなくその後に考案された道具である。イソグルマはいつ頃から使われ出したのかということになるが、フナドが使う錘と滑車一式を「ハイカラ」と呼ぶこともあることからこの言葉が流行した明治後期だろうと考えられる。イソグルマの多くは4～6センチ程の厚さのケヤキか樟材を直径30センチの丸に削り出し芯棒として2～3分（6～9センチ）径の鉄芯を差し込んで製作されている。これを製作していたのは、木材を使うことから大工か削物師と思われがちだが、意外にも鍛冶屋が作っていた。それは昔からの伝統的な松炭と鞴のみで行う「火作り」工法一本で操業していた鍛冶屋より、旋盤など機械を取り入れた先進的な鉄工所を兼ねた鍛冶屋が製作していた。志摩地方では和具の山本貞蔵、布施田の浅野義一、宇田豊太郎などが盛んに製作していて（『海と人間』8号）、それまで鉄芯を打ち込んだだけのものだったが、大正期には伊勢の自転車屋から入手したハブを利用してペアリング付きの軽快なイソクルマを近村の船人海女に提供していたのである。

②ハイカラ・分銅

イソグルマと一緒に船人が使う道具で、潜水するときつかまって行く分銅のことである。明治30年頃までは天然の石をおむすび形に整形しそれに綱を通す穴を明けて用いていた。昭和48年の調査では、神島でドンボリ・メズ、答志ではクリイカラ・ニギリ・クリカレ、菅島ではクリイカリ、石鏡ではトウシイカリ、国崎ではオモイシ、波切・船越・名田・片田ではハイカラ、またはハイカライシ、志島ではクリイシと呼んでいた。鉄や鉛を使った金属製になってからはハイカラとかフンドウと呼ぶことが多くなり、古来の呼び方は崩ってきた。特に神島で呼ばれていたメズは今回の調査では聞かれなくなっている。



写真V-2-1 イソグルマ



写真V-2-2 ハイカラ（石鏡のトウシハカリ）



写真V-2-3 鉄製ハイカラ（分銅）

海女の息を止めている平均は40～50秒である。その限られた時間内で少しでも長く海底で鮑を探す作業にまわしたいことから考えられたものであり、イソグルマという道具があつて用をなす。これを製作する鍛冶屋を調査（『海と人間』8号）したことがあるが、概ね3貫800匁を目安に作るものだといつている。それを基準に、深い磯を漁場とする紀州磯や太った人には少し重くして4貫ものにしたり、海女の使用方法によって調製してあげるという。

このハイカラ（分銅）について、宮本常一氏（民俗学者）は『海女（写真集）』の解説「海人ものがたり」で、越前の海女に分銅を伝えたのは志摩の海女だったことを述べている。「福井県四ヶ浦地方の口碑に、志摩の海女が出稼ぎに来ていたが、最初は越前の海女と働きは同じだったが急に上手になり2倍のアワビを捕るようになった、よく見ると分銅を使っているのを発見し、自分たちも作って試したらやはり2倍のアワビを捕ることができ、それからこの地でも使うようになった」というのである。さらに宮本氏は「志摩はこうした発明の根拠地であったようだ」と述べているのは興味深い。

③ヒキザオ

海女が浮上するときつかまり船にたぐり寄せてもらう竹竿で、鳥羽市の石鏡や菅島で遅くまで（昭和30年代）用いられていたフナド用具である。4間（6メートル）の竹竿の先に白い印しが付けられているが、白布や藁束が巻かれている場合が多い。先の印しが海女が見つけやすいようにとも、握った手の滑り止めともいわれる。古い絵図にも描かれていることからイソグルマ使用以前一般的に用いられていた道具だったことがわかる。

石鏡では、ヒキザオは夏だけ使用し、冬漁はトウシイカリと呼ぶ石の重りを用いても良いと決められていた。トウシイカリは船の碇も兼ねていて、漁場に下ろすと海女はその綱を手繰りながら海底に潜った。まさに「めくら探し」時代の操業方法である。遅くまで使われていた菅島は水中眼鏡を昭和前期まで禁止してきた地区であり、これを最近まで続けていた地区は、石鏡の使い分けの例からみても分かるように資源保護意識の強い地区だったことがわかる。

④海女船

アマブネ（海女船）は本来海女漁用だけに使う専門的な船はなかった。海女の漁期以外は網たてや釣り漁にも用いる漁船であった。海に面した漁村であれば必要不可欠な船を海女の漁期に用いたと考えるべきであろう。三重縣水産図解や古い絵図に描かれている海女の絵からもそのことは分かる。つまりその地域で使われていた漁船が即ち海女船であった。江戸時代の海女船について中田四朗氏は『三重縣漁業史の実証的研究』において、元禄4（1691）年の石鏡村指出帳に「船数八五艘のうち七七艘ちょう船（蟹船）」とあることや、船越村指出帳にも「船数五八艘中五一艘がちょうり」、享保3（1718）年相差指出帳にも船数96艘の内85艘が「海士がせぎちょ路船」とあり、海女漁が行われている地域の船は全てチョロだったとし、それが海女船で海女漁閑期には漁船として使われたとしている。

このように江戸時代の海女船はチョロ船が用いられていたが、その船も、昭和40年頃を境に船もやや大型化し、それまで木造船だったものがF R P船に変化をとげていく。



写真V-2-4 三重県水産図解にあるヒキザオ

漁船はその地域によって差があり、内湾で行うボラ楯漁があった鳥羽地区は敷と棚だけの平底構造でミヨシ（舳先）の反り上がったチョロが用いられたが、阿児町、大王町、志摩町といった外海に面した波の荒い地域は「敷」「加敷」「棚」といったサッパ構造船に早い時代になった。鳥羽市石鏡町では昭和30年代までは肩幅4尺（1.2m）・船長25尺（7.5m）程度の木造船でズンドミヨシとチョロミヨシ両方あった漁船が海女船に使われたという。このように以前の木造海女船時代は25尺船が基本で、現在用いられている船より一回り小さかった。現在使われている海女船の大きさをあげ

てみると、鳥羽市石鏡町（船長8.5m・肩幅1.5m・ズンドミヨシ）、鳥羽市国崎町（船長8.6m・肩幅1.8m）・相差（船長8.5m・肩幅1.5m・ズンドミヨシ）・神島（船長7.0m・肩幅1.43m、0.99トン）、阿児町志島（船長7.6m・肩幅1.25m・ズンドミヨシ）・大王町波切（船長8.0m・肩幅1.5m・ズンドミヨシ）であった。幾分大型化しているがこれは上棚や床を広く仕上げているためで基本構造の寸法は25尺船と変わりない。

石鏡ではチョロミヨシもあったというが、おおむね海女船はズンドミヨシの船が用いられており、志摩半島の沿岸集落をさす下志摩（崎志摩）方面も海女船のミヨシ（舳先）はズンド型であった。こうした船は殆ど地元にあった船大工が製作していて、石鏡では「巳徳」「キヨウセイ」、国崎では「大畠大工」、相差では「ダイセイ（上村）」「アメヤ（松井）」「ヒイロ（松本）」「ハットリ」、志島では「東大工」、波切では「ヤマヒコ」「ナカヤマ」といった船大工が建造していた。

⑤アシカケ

フナド海女が海女船から海に入るときや上がるとき足をかける鉄棒で、喫水下に吊り下げてあり地区によってハシゴとも呼ぶ。鉄棒の両端に環が付きそれにロープを通して船縁から下ろし、水面下数十cmの位置に吊す。

⑥ヒドコ（火床）

船がチョロと呼ばれる木造和船の頃は、動力が付いていても速力は遅く、操業を終えた後、暖をとる海女小屋がある岸まで時間がかかった。その間の船上の寒さは尋常でなく、それを少しでも解消するため船上で火を焚き、また綿入れのドンザを羽織った。ふつう数十cm四方の木枠に断熱材として砂を入れその中央で焚き火をしたが、一斗缶を竈代わりにすることもあった。ウェットスーツが登場する昭和40年以前によく使われたが、船の速力も上がり、保温性のあるウェットスーツが一般化するようになって使われなくなった用具である。

（b）カチド用具

①イソオケ（磯桶）

磯桶は現在用いられている発砲スチロール製のタンポやタイヤのチューブを利用した浮き輪が使われ出した昭和40年初期まで、カチド海女が使って来た浮きと漁獲物入れを兼ねた用具で、サワラ材に竹タガがはめられている。桶には「オケ縄」と呼ばれる海女と桶を繋ぐ綱5～6尋が巻かれていて深さに応じてそれを伸



写真V-2-5 代表的な志島の海女船



写真V-2-6 イソオケ（石鏡）

ばして用いた。ふつう桶の直径は1尺6寸(48cm径)前後で、高さ1尺(30cm)程が多く使われているが、地域、人によって差があった。石鏡では直径49cm、高さ33cmで、厚さ5分(1.5cm)のサワラの柱目造りで3本の竹タガ3本で締められている。国崎もこれと同様の物が使われていたが、相差ではイソオケの大きさを三種類に分け、ふつう二斗六升であるが、テングサなど海藻用は2斗8升、3斗といった容量の大きいものを使ったといい、容量で決めていた。そして地元(相差)にあった「桶ひさ=世古寿夫、平成23亡」と呼ぶ桶屋で製作することが多かったという。

標準的とされる1尺6寸の大きさは地域より差があり、鳥羽の離島地区はこの標準よりやや小振りであり、志摩町和具など崎志摩地方では標準よりやや大きい目が見受けられる。

②ハンギリ（半切）

アラメやワカメといったかさばる海藻採取を行う時使う直径3尺(90cm)前後もある盥のような大桶で、ハズと呼ぶ地区も多い。相差では直径86cm、高さ33cmで18mm厚のサワラ材で作ったものが使われており(写真)、竹の太いタガ3本で締められ、殆どが地元の桶屋がイソオケと同様製作していた。

③タンポ（磯樽）

丈の浅い樽に綱がけして下にスカリ(網袋)を付けたもので、カチドが浮き代わりとして使う。イソオケ同様サワラ材と竹タガで造られている。戦前に調査した岩田準一氏の『志摩の海女』には直径1尺2寸(36cm)、高さ約3寸5分(10.5cm)と記述されているが、相差のものは13cm(約4寸3分)とやや高い。こうして昭和40年代初期まで木製のタンポが使われていたが、その後タイヤやスチロールを代用したものが登場すると、乾燥するとタガがゆるみ浮力を失う樽式は手入れが大変なことから急速に姿を消していった。スチロール製のタンポの大きさは、38cm径、厚さ14cm(国崎)ほどで、これも地域や海女個人による差がある。材料は漁業組合を通してとて貰った救命用の木製の浮き輪を利用していたが、その後発砲スチロールを自分で切り出し製作したものを用いるようになった(相差)。一般的に平たい樽であったが、神島(鳥羽市)のような2升樽をそのまま転用した地域もあった。浮き樽の下には獲物を入れるスカリ(5分目の網袋)がつき、磯オケと同様小ノミなど必要になるまで使わない道具が巻いてある綱に差し込まれている。

(c) 共通用具

①海女小屋

海女小屋はふつうカマドと呼ばれ、以前は笹で丸く囲っただけのものが多かったが、最近は2間×3間程度のトタン小屋が主流となっている。たまにブロック造りや板囲いの小屋もあるが、菅島では昔から認められない。志摩町和具ではヒバ(火場)と呼び午前1時間、午後1時間作業した後、漁獲物を組合に出荷してからその足で海女小屋に向かい、ウエットスーツを脱ぎ着替えをして冷えた体を暖める。昼は潜水に良くないので食事は軽く済ませゆっくりと腹ごしらえをするのはこの時であり、漁の話や世間話を大声で話し合いながら至福の時を過ごす(鳥羽志摩全域)。海女はこの時が一番楽しいといい、



写真V-2-7 ハンギリ(相差)



写真V-2-8 タンポ(磯樽、相差)

海女数人が大声でする会話は姦しく賑やかである。海女にとって一番楽しいこの時間は時として夕方まで続くこともあった。夕食の準備の時間になんて家に帰らず、家事を嫁に押しつけ（国崎聞き取り）結果的には嫁いびりになることもあった。海女小屋はよその家の主婦もいることから男子禁制の場であり、よく海女小屋は「女性の天国」といわれた。

志摩市阿児町志島で30年前に聞いたことがある。海女小屋は海女仲間が女同士で製作し、それぞれハサ杭、竹、筵を持ち寄り、樋、椿など雑木を骨組みに円形にたて、それに筵かコモを巻き、内と外に割り竹を当て藁縄で締め上げて縛って留めていった。出入り口にも筵を簾状に垂らしその上には、サンダワラと呼ぶ火除けの呪いである藁で作った俵の蓋のようなものを掲げた。こうして、漁期前に浜近くに作った海女小屋は、一夏を過ぎると筵も傷み隙間だらけとなり、この隙間から母親の海女小屋に来た子どもがおやつをねだり、それに対して焼いた「寸足らず（小さなアワビ）」を与える母親が見られた。こうして荒ってきた海女小屋は秋には台風がきれいに持って行ってくれ、解体する手間もいらなかつたという。

昭和初期の海女を調査した『志摩の海女』をみると、海女小屋は崎志摩方面の呼称だったようで、萱葺き屋根付きの常設があったことが書かれている。それに比べ簡単な焚き火をする休憩所をヒバと呼んでいて2タイプあったことがわかる。一方、鳥羽地方はカマドと呼ぶことが多かったようだ。以前は女竹の笹で丸く囲ったものであったが、最近はトタン葺きの小屋になった。笹葺き造りの頃は入口に近い所に若い者が座り、年輩者は奥の焚き火の近くに位置するのが暗黙の決まりであった。笹造り、トタン造り共に海女仲間同士で造り、相差では夫が大工をしていて手間取りで手慣れている人が中心となって建てた。前記の『志摩の海女』では、相差では9月に入ると酉とか辰の吉日を選んで行い、仕事を終えた日暮れから10軒ほどが笹葉と藁束を持ち寄って集まり、戸主が手伝って建て、その夜は祝いの会食を行ったことが記述されている。焚き物は流木や廃材を使っているが、出漁の際道具と一緒に割木を担つて行くものもあった。

カマドを利用する人数はふつう5～6人が多いが、10人近い大世帯のカマドもあった。相差のMさんは、「自分たちのカマドは最初7人ほどいたがだんだん減っていって最後は2人になってしまった。多くは自分たちが常に行く漁場の近くに、漁場名と同様の呼び方で呼び、“ハタのカマド” “アナドのカマド”などといった。カマド仲間に入るのは決まったしきたりはなく、友達友人同士が結成する場合もあった」といい、様々であった。

②イソメガネ

海女の歴史の中でイソメガネの出現は最も画期的なできごとであった。明治中期に一般化するまで海女は「素目」といわれる裸眼でアワビを探した。『三重縣水産圖解・圖説』（明治16年）の「鰯漁蟹婦之図」にもイソメガネは描かれていません。房州では明治25,6年頃東京から二つメガネが入り、山口県大浦では明治28年「鼻だし」が用いられたというが、志摩では明治24,5年に国崎で使用されたことが『国崎神戸誌』に記されている。また、明治22年6月「三重縣答志郡漁業組合規約」の第15条には「水眼鏡（覗眼・掛眼鏡）2種ハ一切ノ使用ヲ禁ズ」とあり、すでにこの頃導入されていたことが読みとれる。水中眼鏡は現在いろいろなメーカーのものが使用されているようであるが、志摩には海女が使うイソメガネを製造する業者が3カ所あった。御座の山川式・船越の橋爪・石鏡の城山式であった。この3者の製造するものが志摩の海女の殆どのイソメガネを販売していた。その1人の橋爪氏が、昭和47年の調査の



写真V-2-9 海女小屋（国崎）

とき、「志摩へは明治25年に天草から入ってきたらしい」と言っていた。これについて、明治23年5月に熊本縣農商課が刊行した『熊本縣漁業誌』に天草の二江村で「水眼鏡ヲ用ユ（ゴム）ノ小管ヨリ空気ヲ吹キ込ミ鏡内ニ充実セシメ栓ヲ以テ管口ヲ塞ク試ニ之ヲ懸ケテ水中ヲ覗フニ（以下略）」とあるように、すでに水中眼鏡が使用されていたことがわかる。これは明治18年の『熊本縣水産誌』をもとに記述されているので、その時代にすでに水中眼鏡が使われていたことになり、早い時期から天草では用いられていたことを示している。また、明治23年に編纂された『長崎縣漁業誌料』にも「近時ハ眼鏡ノ使用ヲ為スカ為メ大ニ採獲（略）」とあり、九州では早くから開発されていたことを物語っていることから、橋爪氏が言っていた天草から伝わったというは間違いでもなさそうである。いずれにせよ、国崎神戸誌に記述されている明治24、5年、橋爪氏のいう明治25年、「三重県答志郡漁業組合規則」の明治22年ということから志摩に導入されたのは明治22～25年ころということになる。

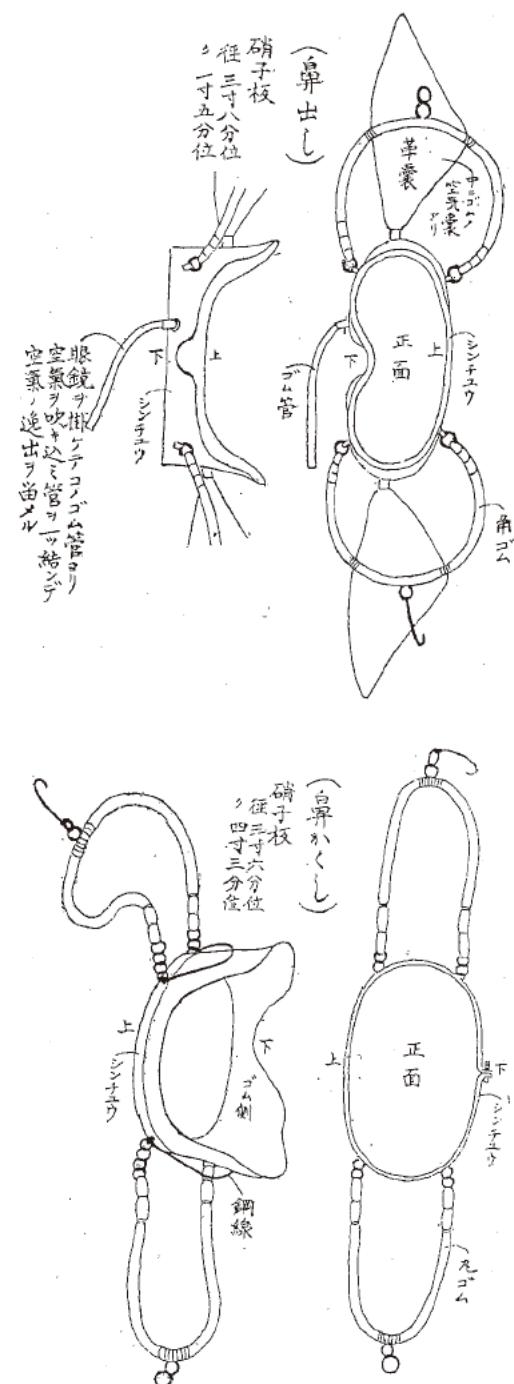
明治36年、答志にゴードンスミスが来た時に撮った答志の海女の写真『ゴードン・スミスニッポン仰天日記』には、二つメガネを着けた海女が写っているが、志摩地方に水中眼鏡が伝わってから10年後にあたる。

水中眼鏡は、当初「二つメガネ」といって左右が分離していた。これは深く潜ると目に食い込んで痛いのでそれを和らげるため革の空気袋が付くようになり、やがて左右を合わせた一眼になるが、まだ鼻が出ているので「鼻出し」とも言った。鼻が出ているため、やはり水圧を防ぐため革袋が付くものがあった。その後昭和になって真鍮製の「鼻かくし」や「がんぶり」といった今の形となったが、枠が金属なのでやはり痛みは残った。それを解消したのがゴムの枠だった。その水中眼鏡も今や老眼鏡を組み込んだものやレンズ調節されたものまであり進化している。

水中眼鏡が登場しても濫獲防止から使用を禁止していた漁業組合も多く、浜島では明治40年まで禁止されており、最も遅くまで使用を禁止していたのは菅島の昭和13年頃までであった。その菅島で水中眼鏡が解禁されたときの話を以前老いた海女に聞いたことがある。「初めて水中眼鏡をかけた時は見えすぎて目が回るようだった」というように、イソメガネの出現は海女の歴史の中で画期的なものであった。

③ウエットスーツ

ウエットスーツの登場は、イソメガネの出現と並んで海女にとって大きな変化であった。極寒の苦痛から身を守るウエットスーツは長時間の潜水を可能にしたが濫獲の危険性をもつものでもあった。ゴム、



V-2-1図 イソメガネ
『志摩の海女（岩田準一）』より

スッポンジ、クロンボ、ダッコチャンとさまざまな呼び方があるが、最近は3mm厚と5mm厚の2種類所有し、真夏用とそれ以外用と使い分けている。使われ始めた頃は、材質も良くなく皮膚呼吸ができないので心臓に悪いと言われたこと也有った。明治は、腰巻き一つで上半身裸が一般的だったことが「三重県水産図解、図説」の海女の図からもわかる。その後、昭和になって木綿の磯シャツを着用するようになり、昭和30年代末にウエットスーツは使われるようになる。昭和35年大流行した「ダッコチャン」と呼ぶ地域もあることから、昭和35から40年頃に用いられ始めたことがわかる。相差や国崎では昭和30年代に既に海女をしていた人たちはウエットスーツのことを「ダッコチャン」と呼び、色は黒であったという。昭和35年に、フラフープと共に爆発的に人気となったビニール製の黒い色の腕人形ダッコチャンに、似ていたことから海女仲間の間でそう呼ぶようになったのである。庶民の中で物の呼び方が生まれる場合の一つの例として興味ある事例である。

保温性のあるウエットスーツは寒さを和らげ、時として長時間作業できることから濫獲につながる。国崎は昭和39年ころから使用したが1軒に1着と制限し、答志では昭和40年に導入されたが、その時から資源保護のため年間操業を20日と制限した。答志和具浦では15日間、石鏡では70日と操業日数を制限し、菅島においては昭和63年まで着用が禁止されていた。志摩市でも阿児町地域は最近まで使用を禁止し木綿のズボンやシャツで操業していて資源の枯渇を防止してきた。このように便利な用具が登場するたびに志摩の海女を含む人々は規制を設け、限られた資源を長く取り続けるための知恵をとってきたのである。現在は材質も良くなり鳥羽市石鏡町や浜島で製作されたものが使われている。

④磯 着

海女作業で着用する衣類をイソギ（磯着）と呼ぶ。上半身に着る「磯シャツ」「磯チョッキ」と下半身に着ける腰巻きの「磯ナカネ」に分かれる。

ア 磯シャツ

観光葉書でよく目にする海女の定番写真は白の木綿のシャツに白い腰巻きである。明治16年の『三重県水産図解・図説』には、白い腰巻きのみで上半身裸の海女が描かれ、その後の明治30年代に答志を訪れて写した写真にも磯シャツ姿はない。鳥羽に鉄道が開通し、それを記念に発行された観光葉書に「志摩の鮑漁」として海女が写っているが殆どが上半身裸である。明らかにその後の事である。着用された確たる年代は不明だが、昭和8年9月29日付けの大坂朝日新聞記事に「本年度経済更正町村に海女の本場越賀村が指定され、従来シャツと腰巻き1つであったが風俗上面白くないのでパンツをつけ、上着は女学生のまとっているようなシャツの着用を義務つけた」と報じている。また、かつて石鏡で明治36年生まれの城山氏に聞いた話では、「昭和2、3年頃には海女着はイマキ（腰巻き）とハチマケ（鉢巻き）だけで、白いシャツもあったが昭和10年頃まで誰も着る人はおらんかった」といっていた。国崎でも大正2年生まれの橋本氏が「昭和8年から10年頃まで鉢巻き1つの上は裸で、その後出稼ぎに行って帰ってきた若い海女等が着るようになった」と語ってくれた。志摩市方面では大正時代の頃に白衣を着用するようになったといわれるが、磯シャツが普及したからといってみんなが着用していたわけではなく、上記のように定着したのは昭和10年前後だったようである。それには観光的な要因が少なからず影響を与



写真V-2-10 明治16年当時の海女の姿

えていたと思われる。明治44年に鳥羽まで鉄道が開通、昭和4年には鳥羽から賢島まで志摩電気鉄道が開通し、海女の本場であった志摩半島地域にも真珠貝を採取する海女を見学に来る観光客が訪れるようになってきたからである。真珠養殖とそれに関わる海女という観光海女の立場から、風俗上の問題もあって磯シャツが定着していったと考えられる。

磯シャツは磯チョッキとも呼ばれるが、毒を持つ海藻などから皮膚を守るために手首までの長袖で、濡れても脱ぎやすいように前開きでボタン止めとホック止めがある。潜水用と着替え用の2着を必ず所持している。

「昭和41年頃だったと思うが、相差の海にナマコが大発生したことがあった、その時は海底一面にばらまかれた石を拾うようだった。この時はまだ白い木綿の磯シャツであったことを覚えている。自分は太っていたので寒さに強く、他の人は震え上がり体がしごれてき2回目は潜ろうとしたが私は潜つて大漁をしたのでよく覚えている」と相差のM氏が語るように、ウエットスーツに変化（国崎昭和39年、相差昭和41年、答志昭和40年）する昭和39～40年頃まで潜水用として着用されたが、その後は着替え用や祭の式典用として用いられている。

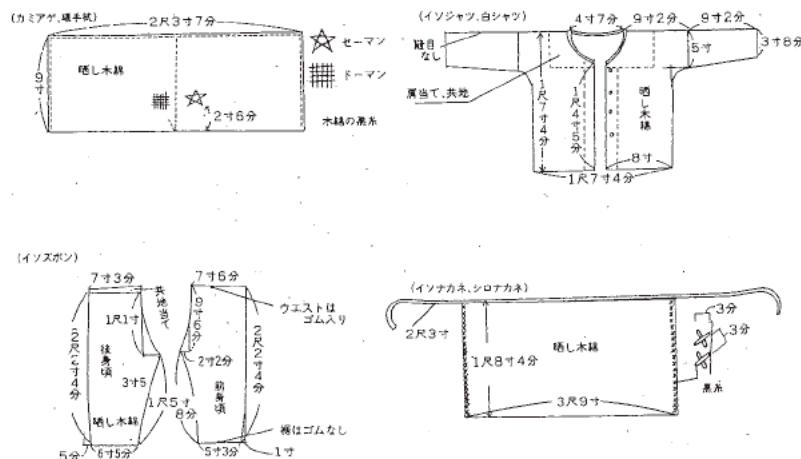
イ イソナカネ

潜水作業のとき下半身に着ける白の腰巻きで、晒し木綿を生地に横幅115cm、丈65cmほどに製作する。尻の部分には「尻当て」といってもう1枚の布を縫い付けてある。作業中に裾が乱れないようにマタヒボ（股紐）が付いていた。

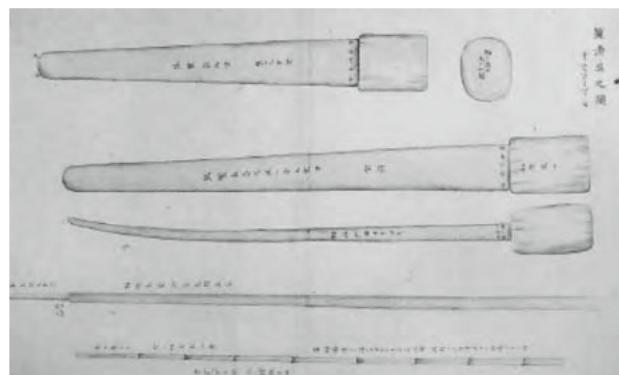
⑤イソノミ

アワビオコシである「イソノミ」には、松の柄の付いた「柄ノミ」と柄がなく片方がカギ状になっている「カギノミ（ひっかけノミ）」とに分かれ。柄ノミにも大小があり、大ノミと小ノミに分かれ。大ノミは熟練した海女がアワビ専門に使うことが多くオオザシ（国崎）とも呼ばれたが、小ノミは岩の隙間や見えない所のアワビをさぐり捕る場合に使うもので、手のひらに納めながらアワビと岩礁の間に差し込み剥がし捕る時に使う。大ノミ同様松の柄がつく。柄の付かないカギノミは、一方がカギ状に曲がっていることからついた呼び方であるが、その鉤を使ってウニやサザエを掻き出すのに使うのでサザエカギとかタコカギといった呼び方をする地域もあった。カギノミを、神島では「タコカギ」と呼び、ステンレス製であるが、タコの多い神島では岩場から顔を出すタコを引っ掛け捕るのによく使ったためであった。

このようなイソノミを製作していた鍛冶屋は昭和55年調査の時は（鳥羽志摩の野鍛冶に詳細あり）、森田久作（御座）・浅原万吉（越賀）・大畠幸蔵（安乗）・浜口佐七（片田）・浅野毅（布施田）・小林則安（船越）・田畠澤太郎（波切）・田畠作一（志島）・太田勇（鳥羽）・奥村貞蔵（鳥羽）・橋爪春蔵（国府）・岡本正雄（国崎）・上村小三



V-2-2図 神島の海女着



写真V-2-11 柄ノミの図（三重県水産図説より）

郎（相差）・城山四十吉（石鏡）らがいたが、現在はその殆どがいなくなってしまった。中でも国崎の岡本正雄鍛冶が製作したイソノミは「国崎ノミ」といって答志、神島、菅島など鳥羽の広い地域で使われていた。

⑥製作者（鍛冶屋）から見るイソノミの規格

昭和55年、アワビを起こすイソノミに地域によって僅かな違いがあることが気になり、それを作る鳥羽志摩の鍛冶屋をかつて調査したことがある。

ノミの鉄が厚くごつい形のものから、細身で尖っている阿児町志島地方のものなど地域による違い

を認め、それが、使う海女から生まれてきた形なのか、製作する側から決定してきたのか、知りたかったからであった。そして、地域によって異なるノミの形が、それを製作する鍛冶屋が使う材料の帶鉄の規格の差、「2分8」か「3分8」にあることが分かった。イソノミは本来地元の鍛冶屋が松炭と轍を使って鉄を熱し鍛えていく「火造り法」で製作するものであったが、昭和55年の鍛冶屋調査当時は、必ず地域にそうした「火造り方式」でノミを製作する鍛冶がいた。しかし、今回の調査ではその多くが廃業しており、また操業していても鉄工所化して、海女の要望を聞きながら鉄を打ち出し鍛えた古来の製法は姿を消している。海女と対話しながらその要望に応え工夫されたイソノミを打っていた鍛冶屋の中で、昭和55年当時現役で「火造り方法」で制作していた越賀の浅原万吉、片田の浜口佐七、国崎の岡本正雄ら3者を例にノミの規格と材料について紹介してみる。

・浅原万吉（越賀）

大ノミ（24cm）、小ノミ（9.3cm）、カギノミ（31cmより各種）、長ノミ（60～76.5cm）。

材料（2分×8分の帶鉄）

・浜口佐七（片田）

大ノミ（24cm）、小ノミ（8cm）、カギノミ（32cmより各種）、長ノミ（65cm）

材料（2分×8分又は3分×8分の帶鉄）

・岡本正雄（国崎）

大ノミ（20cm）、小ノミ（8cm）、カギノミ（33～45cm）

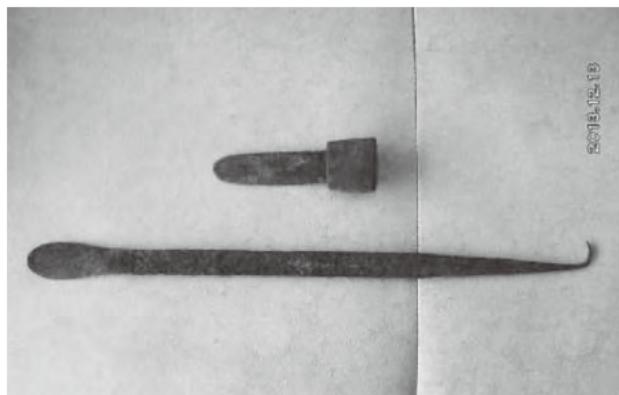
材料（3分×1寸1分～1寸2分の帶鉄）

⑦防寒着

ア ドンザ・モッパ

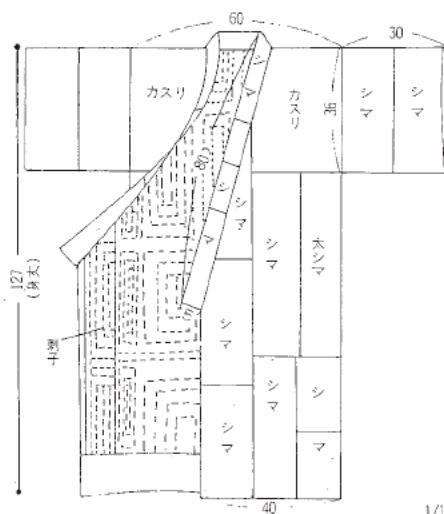
操業から上がってカマドで暖をとる時に体温の保温のため羽織る袷や綿入れの長着（着物）は鳥羽地方ではドンザ、志摩市方面ではモッパと呼ぶことが多かった。絣や縞柄の布をパッチワーク風に継ぎ合わせて作られているものが多く、刺し子が施されたものもあり、神島では嫁入り道具の1つであった。

外からの風を遮断した海女小屋が完備された現在にくらべ、菰や笹で囲んだ粗末なカマドの時代は僅かな風も体にこたえたから、その外気から身を守る役



写真V-2-12 カギノミと小ノミ（石鏡）

神島のサッケ



1/10

嫁入りには必ず一着は所持したという神島のサッケ

V-2-3図 神島のサッケ

目も果たしていた。潜水作業で濡れた磯着を脱ぎ、乾いた磯シャツとヨーノ（船越）・コシマキ（菅島・畔名・波切）・タナカネ（相差）などと呼ぶ腰巻き（絆・縞）に着替え、これをはおりながら前を開け、焚き火の熱を受けるようにして体を暖めた。

（3）まとめ

a 絶えずアワビ保護に気を配ってきた海女

海女がいる地域では、いつの時代もアワビの保護に気を配ってきた。特に、鳥羽市を含んだ北志摩地方ではそれが強かった。国崎などは早い時代から漁場を7つに区割りして月別輪採方式にし、ウエットスーツも1軒に1着しか使用を認めず、その上、年間漁獲の制限をもうけそれに達すれば操業打ち切りと言うくらいきびしくアワビを保護してきた。答志でも昭和40年ウエットスーツが着用されるようになると、年間20日の採取日に限定し同和具浦でも7月中の15日とした。さらに、菅島は、イソメガネが一般化して用いられているにも関わらず、昭和の初めまで頑なにメガネを禁止してきた地区であり、最も遅くまで原始漁法であった「めくら探し」を行ってきた。それはメガネの知らなかつた訳ではなく、その便利さ効力を知ったから使用を禁止したのであった。メガネが登場してきたときは便利な品を珍しがり誰もが競って使った、はっきりと大きく見えるので、捕獲してても大きかった筈のアワビがそれほどでもなく、県条例に定められた3寸5分（10.5cm）以下の「寸足らず」であった。こうしたことから濫獲防止の策として行った決定であった。このような用具制限でアワビを保護する以外にも、アワビが群がっていても全部を捕らずに1つは残し、取り尽くさないマナー（菅島・畔名）はどこの海女にもあつた。今回の調査でよく耳にしたことに、「自分らは今まで小さいのは置いてきたが、若い男アマは全部捕ってしまう（畔名）」といった声があった。

限られた資源を守るために設けられた漁業法、県条例、それより厳しい決まりを各地区の組合単位で行ってきた。それでもアワビは減っている。決まりはみんなが守って効果をなす。それが守られていないのが現状である。勿論それだけがアワビの保護だとは言えないかも知れない。「磯やけ」といった海の変化がアワビの生態に影響していることも考えられるが、先ず制限と決まりを確実に守るということが今重要となっている気がする。それに合わせ、自然の生態系を考えず、便利主義に走り、我慢を知らない今の人たちは、遙かに今より生活が係っていた昔の海女に比べ、潜水能力、信仰心などあらゆる点で劣化を感じるのである。



写真V-2-12
明治末の海女の絵葉書

海女の減少化はアワビが捕れないからで、アワビが繁殖する磯の回復が急務である。海女が減少し始めた昭和50年代、海女の盛んな地区の若い娘になぜ海女にならないのか質問したことがある。返ってきた答えは「捕れなかつたら恥ずかしいから」であった。「日に焼けて黒くなり格好悪く辛いから」という一般的に考えがちな答えではなかった。アワビを多く捕って海から上がってくるのは誇らしいのであり、アワビが捕れれば即ち稼ぎになり、収入が担保されれば、海女漁は本来人間が持つ狩猟本能をくすぐる魅力ある仕事なのである。つまり、海女人口の減少をくい止めるにはアワビの増殖が第一であり、その為の方策を水産行政と連携しながら進めることができるのである。

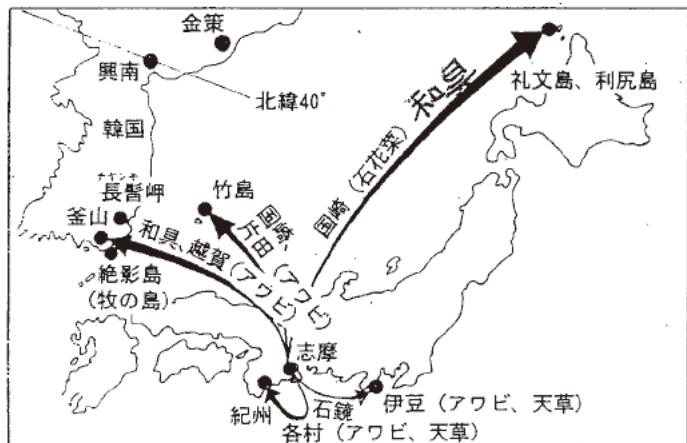
(野村史隆)

3 海女の出稼ぎ

遠浅の岩礁地で豊かな海藻と魚介類を育んできた志摩の海であるが、周年海女全員が捕り続ければ資源は枯渇してしまう。そうなれば海女ののみならず志摩の海に生きる人々にとって死活問題である。こうした危機を避けるため、便利な水中眼鏡やウエットスーツが開発されてからも、漁期や道具使用に制限を設け、またアワビの大きさに捕獲禁止の制限を設け、そのバランスを保ってきた。大喜多甫文氏が『潜水漁業と資源管理』で、房州では、地元アマと伊勢志摩の出稼ぎアマによってアワビ採捕が激化し、各地で濫獲におちいり、アワビの水揚げが減少したことを述べているように、海女たちは、今までの歴史の中から、一定のラインを超した濫獲は、自分たちが生きていくことを知っていた。だから自分たちの磯に余力を残しながら、その分よその地に漁場を求めたのが出稼ぎであろう。

出稼ぎには2つの理由がみられる。塙本委員が指摘するように志摩の近世文書に「磯焼けで捕れないから出稼ぎに出た」という内容のものが見受けられるということからも、海の異変による獲物の減少と、志摩の海が持つ生産能力以上の海女の人数の多さであろう。こうしたことから志摩の海女の出稼ぎは近世からみられ、古い記録として享保3年の相差村指出帳に、寛文9（1669）年から海土頭5人に率いられ房州へ旅海女に行っている事が書かれており、江戸時代前期に相差の海女は出稼ぎしていたことがわかる。

このような志摩の海女の出稼ぎについて、明治以降について限定し、代表的な出稼ぎについて述べてみる。



V-3-1図 志摩の海女の出稼ぎ先

（1）礼文・利尻島の出稼ぎ

昭和30年発行の瀬川清子『海女』に明治24,5年頃に国崎の海女が北海道（礼文島）の出稼ぎに行ったときの話として述べている。歴史的な文書内容は、中田四朗氏が越賀文書から明らかにしていて、明治26年に志摩の海女が始めて礼文島への出稼ぎだったことを述べており、瀬川が国崎で聞き取った明治24,5年とは1年ほど食い違いがみられる。いずれにせよその海女たちの実状がどうだったかは述べられていない。唯一瀬川の聞き取りに含まれているので紹介しておく。それによれば「この島と片田村で半分半分で50人を編成していった」とあるように、国崎の海女を含め50人ほどを編成して行ったことがわかる。また、北海道までの行程は四日市から日本郵船で横浜に行き、そこから山城丸という船に乗って8日かけて函館に着き、その後小樽に着き、礼文島に渡った。礼文島ではカイヒヨウマエという大船が着けられる所に上陸し、そこから1里ばかりの道を歩いて目的地のシリトコマエに到着している。現地での生活の様子が聞き取りの話の中にあるが、当時（明治）の海女たちがどのような生活をしていたか知る上で貴重である。本著には「背丈ほどの蓬が生えている。それをきって竹の柱に蓬の屋根を葺いて、幅は4間、長さはその2・3倍もの家を造って、床にはやはり蓬をどっさり敷いて頭あわせにねられるようにしました。礼文・利尻の大根はさしわたし5・6寸で、葉っぱは笠程ありました。50人の海女たちうち2人ずつ飯番にあったが、ヤガラという魚をちょいちょい釣ってきて焼いたり煮たりめいめい好き好きにして食いました。海膽が浜の石のように沢山いましたが3つ食うと飽くほど実が多かったです。」

とあり、出稼ぎ先の生活は現地で調達出来る材料をかき集めて造った仮小屋生活であったことがわかる。いまでいう野宿に近い環境の中で、過酷な4ヶ月の潜水労働によく耐えたものだと驚かされる。また、その聞き取りからは北の島の自然環境も知ることができ、「朝神様を拝む時には、6月でも手がかじかんで寒いが、日中は暑くて浜の石に足を上げられない。夜は寒くて円い大きい囲炉裏に鍋を吊るして御飯を炊きながら代わり温まります。8月になつたら雪が2度降りました。薪はその島の在所で買つたのです。」とあり、北国の厳しい気象条件も窺える。そのほか、同じ島にニシン漁に来ていた漁師たちの様子も知ることができ、ニシンが大漁の時は手伝い、仙台から来ていた若い衆にニシンから取った数の子を3斗ももらい、メッキリ桶3杯に入れ、もらった醤油をつけて食べた話もあって大漁に沸いた時代の北海道のニシン漁の情報も含まれている。出稼ぎの期間も「5月の節句に伊勢の四日市をたつたのでしたが、帰りに東京に来たら9月の節句がありました」とあるように4ヶ月間だったことがわかる。収入についても、「あの島では、1人1,000貫ばかりずつ揚げたのでしたが、私は一番のとり頭で35円貰いました。その頃は米1俵3円、日雇は男13銭、女8銭でしたから35円は大金がありました。」とあり、当時の海女が体を張って出稼ぎで稼いだお金がどのくらいだったか、また、それをやらねば自分も含め家族が生きて行けなかった志摩の人々の厳しい生活を知ることができるのである。

【明治26年越賀文書】

旧役場記録雑書編の中にあり、明治26年3月23日、英虞郡越賀村の海産物製造業をしていた井上太市・山本清助・山本清市が北海道への海女の出稼ぎを三重県知事である成川尚義宛てに「御伺」を提出した。前例がないので三重県は北海道庁に照会をして返事したのが同年4月19日であった。北海道庁からの回答は次のとおりであった。

第一 海面ハ土地ト異ナリ、各自ニ選定シ貸下ヲ出願スルヲ定規トス。而シテ該沿岸ニ於テ漁場ニ充ツヘキ空海ナキニアラサルモ、鯨漁業隆盛ナル処ニシテ、先住者多ク、方今ハ到底出稼者ノ希望ヲ満足スルカ如キ好漁場ハ得難キト認ム。但、出稼者ハ、先ツ漁業雇夫トナリテ、本道ノ漁業ヲナスヲ便宜トス。

第二 漁業組合ヲ経テ出願スヘキ手続きナリ。実地ニ就キ承合ハスルヲ便宜トス。

第三 石花菜ノ採取ハ近來盛ニ行ハルルモ、是等ハ永住小前漁業者ノ業ニ属シ、多数出荷者ノ来テ採取スルニ足ラス。

第四 別ニ保護ヲ与フルノ途ナシ、且ツ出稼人ニハ概ニ制限ナキモ、或場合ト漁業ノ種類依リテハ制限スルモノアリ。

これを受けて明治26年5月27日、山本清助の名前で旅行届が出された。「旅行届」には磯和菊松・中村勝四郎・小川清一といった男のほか、井上いは・小川はつ・中村とめ・西岡きの・浅原しち・小林こよし・小村ふゆ・宮本わりん・中村まん・西岡はツ・磯和ツる・太田いち・谷口とよ・井上きん・西岡こきんの15名の海女の名前が見られる。そして、遠く北海道まで出稼ぎするのは当時大事件だったので、村をあげて無事を祈って臨時祭典まで5月28日に行っている。

(2) 朝鮮の出稼ぎ（最後の朝鮮の出稼ぎの聞き取りから）

朝鮮への海女による出稼ぎは、日清戦争が日本に有利に進展する明治28年ころから試みられた。当時はまだ外国だったので海外旅行券が必要で、渡航基点となっていた兵庫県庁あてに「海外旅券下付願」という書類提出が必要だった。その記録が越賀文書の中に残されていて、10人の海女と3人の男性の名前が渡航出願書の中にみられるが、当地での実態は余り知られていない。越賀文書には、これを期に西岡銀五郎が27名の渡航を願い出ており、現地で採捕したアワビを加工して汽船で横浜や大阪に回漕し貿易商へ販売したのである。当初の朝鮮出稼ぎは村が行う共同事業であったが、明治31年になると長崎や

大阪の業者（親方）に雇われ、10～12人の海女を連れて行く雇用契約形態になっていた。

a 平成元年『海と人間』秋号、海女の出稼ぎ（K・Mの談）

朝鮮への出稼ぎについては、今となっては文献や一世代おいた又聞きでしか知ることはできない。筆者が、昭和56年に行った聞き取り調査が朝鮮行きの経験者の肉声の最後であった。当時90才を過ぎた海女だった人を全て当たった訳ではないが、当時志摩町の和具に2人、同町越賀に3人、安乗に1人の朝鮮の出稼ぎ経験者が生存していた。明治29年生まれ、越賀の西田せん、同じく明治29年生まれ越賀のT・K、明治29年生まれ越賀のK・M、阿児町安乗の明治25年生まれM・T、明治34年生まれ志摩町和具のK・Mなどで、中でも和具のK・Mは、生存者の中で最も若かったこと、腕が良かったこともあり、当時の朝鮮への出稼ぎの実態について克明に記憶していて貴重な情報を提供してくれた。

（a）朝鮮行きまで

「小さい頃から海に行って潮浴びをしていた。小学校4年になると夏は授業は昼までで、昼からは磯ノミを持ってフクダメ（トコブシ）捕りをし、当時越賀にあった「丸井」や「やまゆう（山夕）」という仲買人に売って1日に5～10銭を稼いだ」という。

小学校を卒業すると和具の沖合にある大島で一人前の海女に混じって練習し、3年目の春16才で朝鮮の出稼ぎに出た。

出稼ぎの期間は3月から9月までで、「親方衆が海女を雇いに来ると「手金」といって仕度金（前金）をもらって契約した。これを「手金を打つ」といい、手金は人によってまちまちで30円の者もあれば50円、100円もあった。」高額の手金を受け取ることについて、「海女はみんなお金が欲しいから、もし漁獲が悪かったとしても船を降りるとき期間中の水揚げから差し引かれるだけで、受取額が多いか少ないかだけなので比較的気楽に受け取ってしまう」という。最初は片田の伊作屋という家の「片田三重組」に入って行った。

手金を受け取り出稼ぎが決まる、「衣類など身の回り品を行李に詰め波切まで歩いた。そして波切（大王町）から紀州航路の船に乗って大阪に着き、そこから朝鮮行きの航路に乗って朝方釜山に着いた。」

この話の中には3点の重要な情報が含まれている。一つは明治末頃の海女技術の修得方法である。二つ目は出稼ぎまでの工程と当時の仲買業者がわざることである。三つ目は朝鮮までの行き方である。つまり、一つ目の技術習得は、今回調査して60才代の海女から聞き取れたものと全く同じで明治から変わらないことを教えてくれる。また、親方が雇いに来て、手金を受け取り、身支度をする、という出稼ぎまでの工程も、昭和40年頃まで伊豆への出稼ぎが盛んだった石鏡（鳥羽市）と同様であり、基本的には変わっていないことを示している。三つ目の朝鮮までの道のりについては、話者のK・Mは母の代には自分たちで船を漕いで行ったと言い、聞き取りをした昭和56年当時の経験者が和具（竹弁旅館の方）にまだ1人いると教えてくれた。明治期の朝鮮行きは、海女たち数人が乗り込んだ船で自分たちで瀬戸内海を通り4丁櫓を漕いで対馬海峡を越え朝鮮まで行っていたが、K・Mが行った大正中頃になるとすでに定期航路船を利用するようになっていたことを知ることができる。

（b）出稼ぎ先の生活

①半年間は船の上

現地に着くと3間半の海女船に13人の海女と船頭とオモテシの男2人の合計15人が乗り込み、それぞれの漁場へ1日から2日がかりで出漁していった。漁場は北緯36から40度の日本海に面した沿岸で元山からチャンキ岬の間だった。

出稼ぎ期間は3月～9月までで、その間「船の上が家やんかな」というように、船の上で生活した。「ひんなか（日中）潮でダッペ（ずぶ濡れ）になったとこを、海女から来ると体を拭いといて、夜さりには船にうすべりを敷いて寝るんやんかな」と話す中には、半年間明けても暮れても海の上で生活する

辛い生活がよみとれる。そして「船の舳先から艤にかけて帆柱を倒して棟木とし、それに平行にミサワという竿を置いて苦を屋根代わりに掛けて寝るんや。海女を含めた15人がその海女船1隻で夏中の半年間暮らすんやがな」と夜寝るときの話をしてくれた。寝るときは、ドノマ（胴の間）と艤のハサミの間に海女衆が寝て、舳先のオモテの間には船頭が寝た。海女船の最大幅は胴の間の中央あたりで1間程あつたが、そこにうすべりを横に3枚敷き、ハサミの間には2枚を敷いて海女衆が寝た。船頭が寝るオモテの間だけは畳1枚が敷かれていたという。

出稼ぎ中船の上で生活するのは、親方は雇ってきた若い娘たちを預かっているという気持ちから責任があり、他国の男との不祥事を避けるため船を陸から沖に離して錨を打って寝泊まりしたのであった。陸には「海女小屋」と呼ぶ長屋のような建物があり、船ごとに1号、2号と部屋の仕切がしてあって、海女たち1人ひとりが持ってきた着替え類を入れた行李や親方の持ち込んだ食米だけが置かれていた。食事は、その小屋から米一俵を船に積み込んでおき、ハサミにあるカマドで海女が交替で飯を炊いて食べた。この時使用する食器用具が唯一船上での生活具で、海女小屋から持ち込んだ物は、釜、鍋、ドビン、茶碗だけであった。寝食すべて船上の生活の中で、陸の小屋に上がるのは病気をした時くらいで、それも小屋の部屋で横になるくらいのものであったという。

②操業日数について

「日本海の潮は冷たく水温が5度の時も潜ったこともあるが、余り水温が低いと休漁し、悪天候になると10日くらいずつ休んだ、だからふつう1ヶ月で半分の15日程度が操業日数だった。晴天が続くと過労で体重が減ることもあったが、朝鮮の磯は浅かったからそんなに体にこたえる事もなく極端に痩せることはなかった」という。

③収入について

出稼ぎの収入はK・Mが「出稼ぎの稼ぎはいろいろやわな」というように人それぞれ、またその年によって様々であった。16才から5年間朝鮮への出稼ぎに行ったK・Mは18才の時（大正8年）の時が一番稼いだ時で、長崎県五島の人が親方でタンセイ商会に雇われていった時であった。漁期の半年で450円稼ぎ、日本から行った海女のなかで一番だった。朝鮮行きの親方は主に長崎の人が多く、タンセイ商会もそうであったが、他に岩本や石本、山中屋というのもいたという。

「一日海女（潜水）すると足も立たんようになる。漁後は捕った漁獲物（アワビ）をすべて親方に渡し、1貫につき30銭か50銭もらった。日本から行った150人の海女のなかで一番になり最も稼いだ大正8年には、行く前に受け取った手金は100円で、お盆に100円を送金したが、それ以外に食費とトマエさんの支払いを差引いても250円をもらった」という。

小学校の先生の月給が30～40円の時代、18才の娘が半年間で450円を稼ぎ出したのである。だが、志摩町越賀の体験者のように余り上手でなかったので、最終的に受け取ったお金はわずかだった人もおり、その稼ぎは人によりまちまちであった。

④親方衆について

朝鮮の磯の入漁権を取得していたのは長崎の人が多く、タンセイ商会も長崎の人であったが、慶尚南道カンポウに住んでいたという。岩本というのも長崎五島浮島の人で、石本組や山中組も長崎のひとであったといい、タンセイ商会が1号・2号・3号・5号・7号の5隻、三重組が3隻、山口県が2隻の合計10隻が操業をしていたという。

⑤出稼ぎ先（朝鮮）で見てきたこと

K・Mが大正8年当時朝鮮への出稼ぎに行って、出稼ぎ先で各地から来ていた海女との出会いの話は90年前の各地の海女の実状を教えてくれる。

山口県の海女 「山口県の海女は志摩の海女と違って、桶は十文字に綱をかけ桶から伸びる桶綱は一ヒ

ロ（1.5m）くらいしかつけず、桶に海水を半分ほど入れて潮に流されないようにしていた。それにチョッキは着ていたが志摩の海女のような腰巻（磯ナカネ）は着けないで一巾の絹を二つ折りの半巾にし、全面刺子を施した褲をかいていた。だから潜るときは尻が丸見えでおかしかった」という。「褲は後から廻し前で上手にとめていた。手拭いでもサラシの布を四つ折りにしたもの全部刺子にして鉢巻きにしていた」という。そして磯ノミについても、当時志摩から行く海女は柄の付いたノミを持っていったが、山口の海女はこちらで言うヒッカケノミ（カギノミ）を使っていた」という。また、「あちらの海女は海女の上手な人の持ち物を子どもに身に着けさせ御守りにする風習があるのか、磯ノミ1丁と磯手拭2枚を貰われてしまった」という。

答志海女たちの朝鮮行き 答志の朝鮮行きについては、平成21年橋本調査員が報告しているが体験談は聞き取れず、当然又聞きの収録になっている。ここでも、明治時代朝鮮が日本の統治下になってから、朝鮮行きの出稼ぎが盛んになったことが分かるが、体験者の聞き取りはすでに無理であり、話者の母親などから聞いていた体験談の又聞きでしかない。体験本人の話はやはり平成元年に行った志摩市和具や越賀の海女の話が最後のようである。

答志の朝鮮行きは、4丁櫓と帆で瀬戸内海を通って海女5～6人と何人かの男が乗っていった。朝鮮海峡を渡るときは2隻を丸太で持双に組んで渡った。時代は明治末から大正時代であったが、これは和具のK・Mらが行った時代と同じである。N・K（明治12年生まれ）の年代も朝鮮に行っている。軍隊時代朝鮮での経験があり、朝鮮に明るい「日和見さし九蔵」が、答志の朝鮮行きには影響を与えていたことが報告されている。出稼ぎにいっているのは18才の娘のころに行っていて、志摩町和具（K・M）もそうであったように志摩の海女の朝鮮行きは若い娘らであったようだ。明治36年生まれのN・Tは熊野や伊豆にも出稼ぎに行っている。答志和具（Y・S 明治20年代生まれ）でも数人のグループで行ったことが聞き取れ、その規模はどこも同じのようだ。

答志漁協の『明治36年3月、諸書証類綴』には明治41年に朝鮮海水産組合あてに潜水事業準備と視察のため中村九蔵を派遣するので指示を仰ぎたいという文書がある。

b 伊豆の出稼ぎ

伊豆半島への出稼ぎは鳥羽市の石鏡や国崎の海女が昭和40年代初めまで続けられていたことが今回の調査でわかった。石鏡地区は母、祖母の代から行われている歴史があり、国崎でも昭和40年前後に石廊崎に天草ひきに雇われていった体験者が今もいる。最も盛んだった石鏡では最近まで、「この家はわしが伊豆の出稼ぎで建てた家や」と自慢しながら豪快に笑うお婆さんがいたほどかなり以前から行われていた。その伊豆への出稼ぎも日本経済が高度成長時代である昭和40年代の初期で終わってしまった。この頃、最後の伊豆への出稼ぎをした海女の体験談の一例を記してみる。

(a) Y・R 昭和22年生まれの場合

①技術習得

「海女の作業（潜水）は別に教えて貰うわけではなく自然と覚えた。小学校に入ると夏に潮浴びをする、その時貝殻を投げ沈んだものを拾ってくる遊びから潜ることを覚えた。小学校5年生くらいからはなつになると、シミーズとズロースで二つメガネの水中眼鏡を付け磯に行って、石鏡ではフクダメともフクシロとも呼ぶトコブシを潮のひいた磯で捕った。捕ったフクダメは母親が市で売ってくれ、10円とか20円とかもらって小遣いにした。中学生になるとアワビを捕るようになり、2・3年生には鼻が入る丸い一つ眼鏡と磯シャツを着て、学校から帰ってくると病弱な子以外は友達同士で好きな（それぞれ）磯へ行って潜った。当時一番捕った思い出は1日（一潮）に10個ほどのアワビを捕った覚えがある。それがいくらになったか覚えていないが、その頃はよけい（沢山）おった、いっぱいおったアワビもどれ

捕ろうか迷うくらいやった、今では考えられないくらいだった」という。磯場（アワビがいる場所）は、母親から大体の位置は教えてもらい、実際の海での岩場は潜ってみないと分からず、体験しないとわからないものであった。捕ったアワビは市場で「ゴウムキ」「キズ」「スンタラズ」の3種類に分けられた。

「ゴウムキ」は貝の根の方から強引に起こしたアワビで、貝と身が離れてしまっているもので、身に少し傷がついたキズと同様市の値は安くなってしまった。「スンタラズ」は捕ったらいかん小さなアワビのこと（三重県条例では三寸五分以下・10.5cm）、これははねられ、組合が「石鏡たけ」と呼ぶ禁漁区に放流した。

②伊豆行き

「中学を出ると1年地元で海女や津などに出稼ぎし、2年目から伊豆の出稼ぎに行った。昭和39年、17才の春5月が最初の伊豆への出稼ぎだった。それから結婚する22才まで6年間続けて行った。

出稼ぎは、伊豆の親方（船頭）が船で雇いに来た。手金など支度金はもらわなかった。船頭は伊豆で漁業権を持つ人で、海女作業を行うときは船の上でトマエ（艤居）をする人でもあった。伊豆は5月1日がテングサの口開けで、それに合わせて伊豆へ出発した。

石鏡の磯の口開けが4月1日なのでそれを済ませてから、同じ親方に雇われた同郷海女たち4人（同級生）と夜行列車（紀伊号）に乗って伊豆に向かった。夜の11時15分の鳥羽発の東京行きに乗り早朝に熱海で下車、伊豆急に乗りかえ下田の手前の河津で降り、稲取の手前の見高までタクシーで行った。出稼ぎ先の見高へは、出稼ぎ中に必要な生活具をすでに荷物として送ってあるので、行くときはスーツケース1つだけで行った。

送っておく荷物は、布団・ゴムのスーツ・指袋・磯シャツ・磯ズボン・サメ除けの白い長い布・地下足袋・長持ちする乾物（食料）・海女用具の長テコ・カンギノミ・小ノミ・衣服などで、衣服は行李に入れその他はリンゴ箱に入れて送った。石鏡を出発するときは、昼頃の定期船で鳥羽に着き、鳥羽で服など必要な物を買物をしたあと、錦屋（食堂兼宿）の2階で遊びながら夜行の時間まで過ごした。」

③出稼ぎ期間

「出稼ぎの期間は5月1日～9月末までで、盆も石鏡に帰ることはなかった。9月になると台風が多く来るようになり、その頃に1回目の台風が来るとそこでその年の漁は終了となり、2日ほどあちらに居て戻ってきた。ひと夏辛い仕事で体は痩せ、着る物合わなくなっているので2日の間に帰る時の服などの買い物をしたりした。出稼ぎから帰ってくるとちょうど石鏡では運動会であった。」

④出稼ぎ先の作業

「最もよくとったのがテングサであった。アワビ・サザエ・トコブシなども捕ったが、安定して金になるテングサ漁が中心で、6割方テングサ摘みを行い、一通り磯を廻ったあと船頭の判断でアワビやサザエ漁をする程度であった。

テングサ漁は、石鏡から自分で作って持っていたゴムのスーツ（黒）を着て、潜水服の頭の部分と同じものを頭にかぶり、船から機械のポンプで送られてくる酸素を吸いながら40分から普通80分テングサを摘み採る「ジャカン（蛇管）」という作業であった。摘み採りは指袋を手にはめ、首から首ズカリ（網袋）をかけ、ひたすらテングサを摘み採るもので、袋が一杯になると「もう一つスカリをくれ」という合図である綱を1回引き、また「揚げよ」は2回引き、「助けてくれ」は何回も綱を引く船頭との決まり事の合図で仕事をした。1隻の船に2人の船頭がいて、1人は船の位置を保つ操船係り（櫓漕ぎ）、もう1人は海女作業要員（イキズナモチ）で、収穫したテングサの引き上げなど海女作業の補佐をした。1時間以上も1人で海の底で仕事をするのは寂しいものや」という。「底ジオといって冷水が来ると海水がキラキラ光って見え、ゴムを着ていても冷たかった。作業は辛く、途中で船に上げてもらうが船揺れで気分が悪く、自分で持っていた弁当も食べられず、桃一つやコーヒー牛乳だけの時もよくあった。

そんなことで帰る頃には6キロ位痩せ、来る時着てきた服はダブダブで着れなくなつたものである。」

⑤生活

「出稼ぎ中の生活は、船頭が用意してくれた部屋（6～8畳）か空き家、または青年団の寮などを借りたものが住まいとなつた。そこに4人から5人の同郷の仲間が共同生活した。」

仕事の休みは、台風、盆、大雨、大風の時だけで休みを「カダマ」といつたが、それは船頭たち相談して決定した。そんな日は体を休めたが、ユビブクロを縫つたり船頭の家の手伝い（カーネーション畑）もした。天気の悪い日が何日も続き何日も休みがある場合は下田へ買い物をしに行くこともあつた。」

⑥信仰

「出稼ぎに行くときは青峯さん（正福寺）にお参りし、お札を受けてきて持つていった。漁の前にはそのお札を拝み、海に入る前にはもらつて來た青峯さんの護摩の炭をつぶして額に塗つて手を合わせ拝んでから海に入った。また、イソメガネには青峯さんのお札を縛り、海上安全と大漁をお祈りした。首に御守りを提げる海女もいた。そして漁期の終わりには無事を感謝し海に向かって拝み、青峯さんのお札も海に流して來た。」

⑦冬の出稼ぎについて

「冬の出稼ぎはそれぞれの人によって違い、海女になつた同級生12人の行き先は大阪・名古屋・四日市・津などでまちまちだつた。大阪に行った者は印刷会社や蒲鉾屋に、名古屋に行った人は寿司屋に、四日市はタオル工場や紡績、私は津のデンパン工場に行った。當時石鏡は旧正月だったので、まわりが新暦で正月をしている時も働き旧正月（2月）に帰つてきた。旧暦の1月11日が「ヤハギ」といつて弓引きの神祭で、その後演芸会（2月中頃）が行われた。こうしてジンサイ（旧暦1月11日）が済むと今年テングサ摘みに使うユビブクロ作り（刺しゅう縫い）を3月一杯までした。そして4月1日の地元磯の口開けを待つた。昔から4月1日は石鏡の磯の口開けと決まつてゐたので、地元の磯で潜り一稼ぎしてからまた伊豆の出稼ぎに出ていくのがこの地の海女のサイクルだつた。」

⑧収入について

「稼ぎ（収入）はその日に水揚げした漁獲物（テングサ）をその日の内に自分で計算して親方に報告した。その水揚げの4分が収入で、「船頭6の海女4」といつた。船頭が2人の場合は6割を半分ずつ分け3割ずつとしていた。採捕の中心はテングサだったがアワビ・サザエ・トコブシ・ヒロメとりもつた。一番稼いだ思い出は、19才の時1ヶ月で6万円だった時だつた。昭和39年当時は東京の会社のえらいさんクラスでも月収6万円だったので、よく親方に「おまえら小娘して社長なみの金を稼ぐ」と冷やかされた。一夏の全収入は人によって、また漁場によって違つてくるのでいくらとは言えないが、一番稼いだ年で40万円ほどだったことを覚えてゐる。1年目は磯の様子も分からなかつたので稼ぎも少なく20万円ていどだった。自分は同級生12人の中で普通だったが、つね子やおきよなど上手な人はもっと稼いでいたと思う。こうして夏の間辛い仕事をして稼いだお金は家に帰るとトッチャン（父親）に全部渡した。しかし冬の出稼ぎでもらつたお金は伊豆での海女の出稼ぎに比べれば僅かな金額だったので、これは親に渡さず自分のお金とした。」

「當時石鏡では「ちょっとした家なら100万円で家が建つ」「二人女がいたら藏が建つ」といわれた。娘が出稼ぎで稼いできたお金を受け取る父親は、その稼ぎが多いと村で自慢でき悪い気はしなかつただろう」という。何れにせよ苦しい家の生活を娘が助け、娘もそれが当然と思っていた時代だつた。」

⑨石鏡海女の伊豆での分布

「自分たちが行った昭和30年代末の伊豆半島には石鏡の海女が多く分布していた。知つてゐるだけでも見高・稻取・白浜・縄地・大川・北川（ほっかわ）・川奈・白田・片瀬など東伊豆は無論のこと、伊豆半島全域に地元の漁師と結婚して住み着いている石鏡の海女がいた。母親の代の昭和20年代にもすで

に出稼ぎに来て住み着いていた石鏡出身の海女がいた」という。しかし、「その前の昭和初期から住み着いてかはよく分からぬ」という。

(b) 石廊崎の出稼ぎ 国崎町Oさん、昭和25年生まれの場合

伊豆方面への出稼ぎは、国崎や石鏡の海女が盛んに行い、「昭和40年代初めまで伊豆半島全域（石鏡）や石廊崎（国崎）に天草挽きに雇われていった。国崎では昭和25年生まれの63才の海女が最後で、中学卒業後2年ほど岡仕事をしたあと3年目の18才から石廊崎に2年間行った。」という。

c 紀州の出稼ぎ（秋磯）

安乗から相差に嫁いできた老海女が、「安乗の人が磯を買い朝鮮人や地元の海女を使って潜らせていたので地元の磯が終わると島勝や道瀬に秋磯の出稼ぎを行った」という話のように、秋磯の人もあったが地元のアワビ漁期であった夏期にも紀州へ出稼ぎする海女も多くいた。

また、石鏡でも夏の海女の出稼ぎとして伊豆以外に熊野方面にも出かけ、九鬼・小泊・二木島・串本などに行っていた。従って石鏡の海女の出稼ぎは「伊豆行き」と「紀州行き」があったのである。

(a) 相差町M. Fさん、昭和13年生まれの場合

①技術習得

「小学校の頃は夏の潮浴びでサザエやアワビの殻を投げ底に沈んだものを拾ってくる遊びがこの地区的女の子の普通にやることであった。そして遊びの中から潜ることを覚えることが多かった。2つメガネを相差では「2本メガネ」と呼んだが、小学校も4年生頃にはこれをかけてトコブシを捕ったり肥料となるヒトデ、寒天材料となるイギスとりなどをして親方に渡し小遣いをもらった。こうして次第に海女への技術を身に着けていった。そして中学を出ると1年百姓をして2年目（昭和30年）から長島、三浦、海野、観光海女（東京のダイヤモンドホテル）などへ4年出稼ぎをした。」

②長島の出稼ぎ

「中学を卒業して2年目、17才の時紀伊長島の方にアワビ・テングサ漁の出稼ぎにいった。あちらの磯を入札した人が雇いに来た。漁業組合が雇いに来ることもあった。手金（支度金）はなかった。期間は春3月15日～盆休み～9月15日（秋磯）であった。それから帰ってくると四日市や菰野方面に10月～11月まで稻刈りに行った。」

「23才で結婚したがその後は出稼ぎには行かず、地元で海女を口開けがあると行った。結婚すると出稼ぎには行かないものではなく、知り合いはギリ（相差では船を用い夫婦で操業する舟人をいう）で同地方面に出稼ぎに行った夫婦もいた。」

「出稼ぎに行くときは味噌、溜まり、米などの食料を長島から廻してくれたポンポン船（運搬船）に積み込み、それに乗せてもらって行った。出稼ぎ先に着くと漁業組合の近くに用意してくれた所（部屋か家か）10人くらいが共同生活をしながら3月15日から盆まで作業した。共同生活中は2～3人ずつで炊事当番を決め毎日の食事にあたったが、親戚がいるときは親戚仲間で当番をすることもあった。紀伊長島行きの時はアワビを主に捕ったが、テングサを採ることもあった。この頃はまだ白い磯シャツ（磯着）の時代であり、その後スッポンジ（相差ではダッコチャン）が登場してきた。紀州の海は黒潮が来ているので澄んでいて、底が見えていても、かいてもかいてもなかなか底に届かず、20尋潜ることもあった。また、紀州の海は山と同じで、海底の地形も切り立って落ち込んでいて青く底がみえない所もあり気持ち悪かった。こうして盆までの約4ヶ月半を働いた。」こうした辛い労働の中でも陽気な海女はよく歌を歌い、長島までの航行中や普段の仕事の中で歌う労働歌があった。船頭と文句をかけ合いながら歌う面白いものまであった。

（例）「相差出るときや涙にくれて、鶴の糞（相差の岬の鼻）かわればケツなど喰らえ、」

「休みは荒天の時で、休みの時はショッピングや映画を見に行った。長島は町だったので娯楽はあったが、よく和裁をして着物を作る裁縫をした。このようにして盆まで働き、盆に家に帰り盆を済ますと再び戻り9月15日のアワビ漁禁止まで操業した。」このようにして稼いだお金は雇主から受け取り、家に帰ると父親に渡したが、「当時いくら稼いだか覚えていない。その時代はみんな貧しかったからそうして家計を助けるのは当たり前であった。」という。

(3) 出稼ぎから見えてくること

これまでみてきた海女の出稼ぎ調査や報告からいろいろな事が浮かび上がってくる。出稼ぎに行くのは、一部の例外を除いて大方中学卒業後1～2年置いてから結婚までの期間が多く、卒業から出稼ぎまでの間に地元で稽古海女や岡仕事をしている。これは、出稼ぎに耐えられる体力作りなのか、世間を知るための期間だったのかはよくわからない。

また、体験談を聞いていても彼女たちに悲壮感は全くない。「途中いろいろな所に行け、見物できて面白うだったから行った」という海女も多くいた。親の決めた結婚話から逃げたかったという特殊な事情の海女もいた。いずれにせよ体験談を話す海女に、辛かった労働を嘆く者はいなかった。何よりも驚くのは、半年間辛い仕事で稼いだお金を、すべて父親に渡していることである。「あの時代はみんなそうやった」というように、今と違って貧しいながらも父親の絶対的な権力を中心に家が保たれていた時代であった。家を存続しながらも家族はどうして生きていくかと思うと、身一つで稼げる海女の仕事は耕作地のない志摩の女性にとって、絶好の働き場所だったのかもしれない。何のくったくもなく獲物が捕れる地に移動して稼ぐ海女の行き方は、「海人」といわれた太古のアマ族の気質を今も引き継ぐ重要な部分といえなくもない。

インドネシア、ジャカルタ一帯には家舟という舟を住まいとして、海上生活をしながら海の魚介類を捕り自由に生きる海の民「パジャウ」と呼ばれる狩猟民族がいる。その実態を見ていると日本の海女もこの民族の延長の様な気がしてならない。自由でくったくなく逞しく海で生きる海女にはこうした海洋民族の血が流れているように思える。

(野村史隆)

4 海女の信仰と祭り

はじめに

鳥羽・志摩における海女の信仰と祭りについては、①操業時や日常的な生活場面での様子、②信仰対象と祭り・行事内容、③当該地域の特性である伊勢神宮とのかかわりの3点から見ておきたい。

①は、操業期間の開始・終了時や期間中に現われる事象であるが、作業上の信仰的態度や意識である。これは、同時に、普段の生活でとられる習慣や心がけという面で存するもので、必ずしも特別な行動がとられなくても、その延長線上に操業時の意識や行動とつながっている。さらに、平常ではない状態、例えば命にかかる危険性や漁獲面での危機という場面でのことも予想される。②は、具体的に捉えられる内容である。③は、3つの点で注目される事柄で、一つは伊勢神宮と海女操業の由来にかかること、2つ目は伊勢神宮の内宮の別宮である伊雑宮との関係、3点目は鳥羽市国崎町が歴史的に関係を有する、神宮への御料アワビの献進という特別なつながりである。

(1) 操業時・日常場面での様子

操業時については、(ア) 期間中の生活場面、(イ) 実際の操業にあたっての場面、(ウ) 非常時という場面があるが、この非常時は海女漁が海中に身体をゆだねるという自然への依存度の高い就業形態と関わるものであり、その危険性を避ける上では(ア)(イ)における心がけや態度と関わっている。

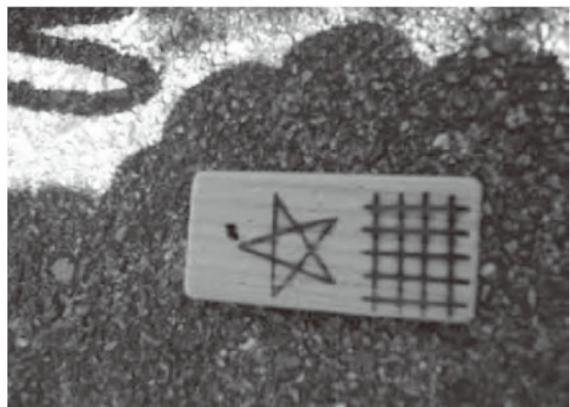
鳥羽・志摩の海女は、操業で使用する道具類、すなわちアワビおこし(ノミ)、磯桶・タンポ、鉢巻(磯手拭)、襦袢などにセーマン・ドーマンと称される印をつけたり、あるいは肌守りを水中眼鏡の紐につけたり、首から吊るしたりする習慣がある。セーマンは星形の印で、ドーマンとは縦4本筋、横5本筋を格子状に描いたもので、ニシ貝の紫色の汁が用いられるが、近年では必ずしもそれにこだわらず墨汁や黒色の油性マーカーで描かれている場合も散見する。鉢巻に描く場合は、額部分にセーマン、頭の後ろで結わえるところにドーマンの図が位置するようになされる。

守り札としては、当地の海女信仰の重要な対象である「青峰さん」(青峰山・正福寺)^{ショウブクジ}のものが多く、その他、「磯部さん」(皇大神宮別宮・伊雑宮)、伊勢神宮、水天宮もみられたとされる。また志摩市越賀では、コボシ岩と呼ばれる小岩が浜にあり、それを少し欠いて守りとしたと言う¹。コボシとは、海の妖怪、河童とも言われ、潜る海女に襲いかかるとされ、越賀のほか布施田にもその伝承が残されている。

実際の操業にあたり、海へ入る前にとられる特別な所作がある。フナド(舟人)の場合、トマエは潜水の前に杓で海水を汲み、それを舐めてから船べりに振りかけ、海神への挨拶、魔よけとして「チュツチュツ」と鼠鳴きあるいは「ツイヤシヨウジョウ」などと唱え



写真V-4-1 セーマン



写真V-4-1 木札のお守り

る。海女は、船べりでノミを用いて海水をくって舐め、周囲へ振り注いだり、船べりをノミで叩きながら「ツイツイツイ」と唱え鼠鳴きをする。こうした行為はカチドでも同じで磯桶の縁をたたいて「ツイヤ龍グンサン」と唱え鼠鳴きをしてから潜るのが全体的に見られる習慣とされる²。現在も「ついつい」「ついやしや」と言い、海女小屋、神棚、稻荷へ米や神酒が供えられる（阿児町志島）。唱え言葉や船べりを叩く行為、また土用の頃になると赤い布を身につけて潜ることを鮫よけのためと言われるが、全体としてこれらは、海への畏敬・恐怖の感情、漁の安全や豊漁への期待がかかわる行為と知られよう。また、今回の調査でも操業期間中はサル（去る・猿）の語を用いないとか、船への乗降はトリカジ（左側）から行うなどの事例も報告されている。

ところで、日常的な場面における海女個々人の信仰事象については、家の信仰や地域の信仰とも重なりあうところがある。信仰のありかたも対象への積極的な行動のみならず、習慣であるとして捉えられている、消極的な態度や行動という形で現れるところがあるが、日本各地で見られる習俗とも共通する。

そうした行動の内容は、毎朝の自宅神棚・仏壇やエビス棚への供飯、拝礼を行うこととか、氏神や居住地内で特別信仰をあつめている神仏への参拝などがなされる。今回の調査でも、「朝、仏壇に無事を祈り、出漁前に港に安置されている恵比寿像の腹を撫で、帰宅後に仏壇へ報告する」（神島町）、「家のエビス棚に安全守護と大漁を祈ってから出かける」（国崎町）、「出漁の時に八幡さんを拝み、潜る前に洗米をまく」（答志町）、「海上で船を止め、（伊勢）神宮の方へ向かい、米と神酒をまく」（石鏡町）と言ったことがあると報告されている。また、日常的な供物用の器として、フクダメ・えびす貝（巻貝の一種）・アワビの殻が用いられるなど、当地域の漁獲物と関わっている。

海での安全への態度、特に禁忌習俗にかかる点では、海女ののみならず漁師仲間とも共通することとして、血の忌や死の忌の観念が意識されるところである。海女の場合、かつてはイマレ（忌れ）がかかると操業を休み、別屋（オビヤ・カリヤ）で過ごす、食事の火を異にするなどの行動がとられていたが、必ずしも海女社会に特有の事象ではない。こうした禁忌意識は変化てきており、現在では個々人の事柄としてさほど問われなくなってきた。かつては臨月でも潜水し、浜で出産という場合もあったと言い³、現在では「生理の時は体調による」とか「妊娠したら行かない」という態度もとられる。

但し、彼岸入り・彼岸明け、盆期間、葬式、初七日、小築海さんの行事日（答志島の東方、小築海島・7月）、しろんご祭（菅島・7月）、天王さんの祭礼（波切）の折などは、禁忌観念との関係で潜水を行わないとされており、潜在的な意識として保たれていることがうかがえる。

非常時への対処として信仰儀礼などに関わる点では、禁忌意識とは別に、かつては海が荒れた時や悪天候時に海女仲間が、氏神で神職の祈祷と洗米を受けるとか（安乗）、早朝に岬の大明神へ赤飯・神酒・幟を持参する（御座）などの例が報告されている⁴。



写真V-4-3 越賀・西方浜コボシ岩



写真V-4-4 アワビ貝の器と盛られた様子

(2) 信仰対象と祭り・行事内容

信仰対象や祭り・行事としては、比較的広い範囲での対象、参加が見られる場合と、地域に限定されている場合がある。前者を代表するものとしては「青峰さん」「磯部さん」があり、後者については地域内の神仏がその対象となっている。

a 青峰さん（正福寺）

鳥羽市松尾町と志摩市磯部町の境に位置する青峰山（336m）は、その山頂に十一面観音を本尊とする正福寺（高野山真言宗）があり、アオノミネ、アオノミネサン、アオミネサンなどとも通称され、海上航行者をはじめ地元の海女・漁師にとって重要な信仰対象となっている。鳥羽市石鏡町の海女は当寺から授与される守り札を磯メガネに結んだり、首にひもで掛けたり、あるいは常時付ける慣例が保たれている。志摩市和具では正福寺の護符印を押した磯手拭を着け潜水するなど、魔よけとしての役割が見られる⁵。

また、操業時には、港から漁場へ赴く時に、船中より青峰さんへ向かって手を合わせ（石鏡町、阿児町安乗、志摩町和具）といった作法がとられる。

当寺への参詣は隨時行われるが、地域によっては日を定めて海女同士で参ることがなされる。鳥羽市安楽島町では漁の解禁前と終了後、石鏡町ではカズキオリ（解禁）の日である2月16日と終了の12月28日及び7月10日のナカサグ（中参宮）、相差町は3月18日と報告されている⁶。正福寺の大会式である「御船祭」（旧暦1月18日）は多くの参詣者で賑わうが、石鏡町のように会式の時期や、相差町のように観世音菩薩の縁日である18日が選ばれていることも、「青峰さん」への特別な意識の表れとみられる。

b 磯部さん（伊雑宮）

志摩市磯部町上之郷にある皇大神宮（内宮）の別宮である伊雑宮では、6月24日の御田植と称する神田での田植え行事が行われる。この日に行事見物を兼ねて伊雑宮へ参るが、行事は磯部9地区で行われるもので海女とは直接関係はない。もとは旧暦5月に行われていたもので（『志陽略志』）、明治初年の上知で神田は廃止となり、同4（1871）年に田植え行事も中絶となった。同15（1882）年に「虫除け祈願」として復活、また同21（1888）年に田地の寄附があり、同23（1890）年に現行の日の実施と実施体制が定められ現在にいたっているものである⁷。

海女との関係が深いのはゴサイ（御祭）と称される旧暦6月25日に行われてきた、神宮の夏の月次祭である⁸。現在、月次祭は新暦の御田植行事と同日となっているところから、ゴサイと紛らわしくなっているが、元来、ゴサイの日は、海女の休業日、すなわちヒマチ（日待ち）として、海へ潜ることはタブー視されてきた。潜水禁忌の理由として語られるのが、当地方に伝わる7本鮫伝説である。これは、ゴサイの日に磯部参りをする7本の鮫の邪魔をしないように、また出あうと人間が食べられたり船を損なわれたりするので、航行や漁業を避ける必要があると伝えられているのもので、鳥羽町・菅島・神島・安乗・的矢・越賀など鳥羽・志摩に広く知られていたことが分かる⁹。

ゴサイにおける「日待ち」の実施日は地域によって多少の異なりがあり、昭和初年頃に調査を行った岩田準一によれば次の4例が紹介されている¹⁰。

<鳥羽市>

菅島（旧6月16～23日）／神島（旧6月16～18日）

<志摩市>

布施田（旧6月25・26日）／和具（旧6月24・25日）

また、昭和38（1964）年度の鳥羽・志摩地域の調査によれば、次の10地域があげられている¹¹。

<鳥羽市>

菅島（6月21～23日）／石鏡・国崎・相差（6月25日）

＜志摩市＞

安乗（6月25日）／的矢（6月24・25日）／穴川（25日）／布施田（6月25・26日）／

越賀（6月25日）／和具（6月24・25日）

現在の状況については、鳥羽市石鏡町（7月17日・ゴサイ）、志摩市阿児町安乗（6月24日・ゴサイ）と同市浜島町浜島（24日伊雑宮参拝、25日ゴサイ）の3例となっている¹²。

c 地域内の信仰対象と祭り・行事

個別地域内における海女の信仰対象や海女が関連する祭り・行事を掲げると次のようなものがある¹³。

＜鳥羽市＞

神島町（1月28日・操業安全祈願祭）／答志町（6月下旬・初磯海潜水祭：7月・小築海祭）／

菅島町（7月11日・しろんご祭）／石鏡町（2月10日・かづきおり：4月4日・磯おり合わせ）／

国崎町（1月17日・ノット正月：7月1日・御潜神事）

＜志摩市志摩町＞

布施田（7月・小島祭）／和具（潮かけ祭・7月12日）

正月や操業開始などに当たり行われる祭り・行事は、その歳の豊漁や安全を願うものであるとともに、災厄を除去する主旨がうかがわれる。資料は異なるが、旧暦8月15日に志摩町越賀で海女の行事として「磯祭り」があり「海女が磯を清め、豊漁を祈る」と紹介されている¹⁴。

また、地域的には鳥羽市国崎町の海土潛女神社、同相差町の神明神社境内の石神、志摩市志摩町御座の爪切不動など海女信仰の対象となっている神仏の存在が見られる。これらのうち、(a) 鳥羽市菅島町の「しろんご祭」、(b) 同市国崎町の「ノット正月」「御潜神事」、(c) 志摩町和具の「潮かけ祭」について簡単に触れておくこととしたい。なお、鳥羽市神島の祭り・行事については、本報告書V-1, 2を参照。

(a) 「しろんご祭」

「しろんご祭」は、毎年7月11日に鳥羽市菅島町の北東にある「白浜」で、同島の海女が参加者の中心となり行われる祭りである。平成24(2012)年からは、7月初旬の土曜日に実施されるようになった。行事の行われる海域は、普段は「止め浜」と称し、禁漁区となっており、この日だけ解禁される。浜の一角に、海女の守り神とされる白髭大明神を祀る社があり、雌雄一対のアワビ（マネキアワビ）を、最初に捕獲した海女が、その年の海女頭となるもので、祭り自体が海女社会で重要な意味を持っている。海女たちは普段の操業服の上に白のイソギを着し、磯桶を持って臨み、大漁旗をたてた漁船が遠巻きに見守るなか、合団とともに一斉に潜水をはじめる。最初に捕獲されたアワビは白髭大明神に供せられるとともに、縁起ものの「垂れ柳」の奪い合いがなされるなど、民俗行事としても注目される内容で、鳥羽市無形民俗文化財となっている。

(b) 「ノット正月」「御潜神事」

「ノット正月」は、1月17日を行事日として、国崎町の浜で行われる、歳神を藁船にのせ、船に火をつけ送る行事である。家内安全、海上安全、豊漁祈願として、各家から女性がでて行われ、海女漁の盛んな地域特性がうかがわれる。平成23(2011)年に国の記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財に指定されてい



写真V-4-5 しろんご祭

る。

「御潜神事」は、旧暦6月1日に旧伊勢神宮の神領地であった国崎・神島・菅島・答志・石鏡・相差・安乗の7か村の海女が、伊勢神宮の料となるアワビを、この日を解禁として採取する行事として行われてきたものである。明治4(1871)年の伊勢神宮の制度改革の影響により、同5年以後ながら中断していたが、平成19(2009)年に国崎の海女による参加体制で再興された。現在は休止状態であるが、伊勢神宮と当地域の歴史的な関係がうかがえる重要な行事である。現在、6月1日は、同所に鎮座する海土潜女神社の例大祭で、神宮神職による礼典がとり行われ、多くの海女の参列がある。

(c) 「潮かけ祭」

「潮かけ祭」は、「大島祭」と称し、和具の氏神である八雲神社の祭礼として旧暦6月1日に行われていた¹⁵。大島は和具の南方の沖合4kmに位置する孤島で、周辺は海女漁、伊勢えび網漁の好漁場となっている。単にジンジとも称し、「潮かけ祭」は通称である。

明治43(1910)年に行われた神社合併で、従前、島の高台に祀られていた市杵島姫命が八雲神社へ合祀されたが、漁業者の祈願のため遙拝所として存置されたもので、現状は市杵島姫神社と言う小社がある。

現行の祭礼は、7月初旬の2日間で、平成25(2013)年は7月7・8の両日に行われた。前夜祭として「おしょうじ」「煙かぶり」の行事があり、当日は漁港で神職による祭典の後、マンド船を先頭に、大漁旗で飾った各船は大島へわたる。島には「奉納 市杵島姫神社」と「奉納 八大龍王御祭礼」の幟が立てられており、市杵島姫神社の前で祭典のち直会がある。祭典においては、海女小屋グループごとに、直前に採ったアワビ・サザエ・ウニ・海藻を供え拝礼を行うこととなっている。ちなみに、その供え方は、社前に海砂利を台状に敷いた所へ直接置かれる。こうした供え方は、石鏡町の「磯おり合せ祈祷」

(4月)における海女の供物でも見られ、鳥羽・志摩に共通するところがうかがわれる。島から漁港へ戻る時に船に乗った者の間で海水を掛けあい、港湾内では一層甚だしくなる。

以前は、祭礼の前に、クチマイ(口米役)・ネンギョウジ(年行司)らが伊勢神宮へ参り、マンド(神宮大麻)を受けてきて、船に祀り、それを先頭に大島へ渡御を行ったという。また、港へ戻る時に艤船は、竿に浜木綿をつけて鰹釣りの実演を行なうとともに、汐をかけるなど騒ぎ立っていたとされる¹⁶。

なお、こうした漁業の安全と豊漁を祈念する祭り・行事として、和具では7月12日(旧6月11日)に「潮祭」が行われる。これは、大島の南方7kmにある岩礁の「神の島」の周囲を3周し、途中で般若心経を唱えながら約100個の石経を沈め、神酒を注ぎ、住職が「八代龍王部類眷族供養」と祈願して終了す



写真V-4-6 ノット正月



写真V-4-7 潮かけ祭り



写真V-4-8 供え方：和具の大島祭

るが、海女の代表も参加する¹⁷。また、隣村にあたる布施田では、旧暦の6月4日に小島祭が催される。小島は、布施田の沖合に、和具の大島と隣り合う形で並ぶ島で、周辺は好漁場となっており、祭日には布施田浜での神事ののち、漁師と海女の代表者が渡島し祠にアワビを供え参拝する。

(3) 伊勢神宮との関わり

伊勢の神宮とのかかわりは古くから見られ、当方は神宮の経済・祭りを支える上で重要な役割を有してきた。現在、神宮は伊勢市に鎮座する皇大神宮神宮（内宮）と豊受大神宮（外宮）を中心に、125の宮社から構成されているが、それの中には、内宮の別宮という高い格式を持つ伊雑宮（志摩市磯部町）をはじめ、佐美長神社・佐美長御前神社四社（伊雑宮所管社）、赤崎神社（豊受大神宮末社：鳥羽市鳥羽）が所在している。

また、鳥羽市国崎町は、神宮の祭典において供される重要な神饌の一つであるアワビの供給地としての伝統を持っており、現在も当地で特別に調製される熨斗アワビは必需品となっている。

a 伊勢神宮と海女の操業伝承

伊勢神宮の創祀については、『日本書紀』垂仁天皇の条に、同天皇の皇女・倭姫命が大和國より諸国を経歴ののち、伊勢國度会郡の「五十鈴川上」に天照大神を鎮め祀ったと記述されているが、海女の操業にかかる伝承はさらに後世の記録に登場する。鎌倉時代の撰述と考えられる神宮側資料の『倭姫命世記』には、倭姫命が「御船乗給。御膳御贋処定。幸行嶋国々崎嶋爾。朝御饌夕御饌止詔而。湯貴潛女等定給天」（御船に乗り給い、御膳の御贋處を定む。嶋の国、国崎嶋に幸行まして、朝御饌・夕御饌と詔らして、湯貴の潜女等を定め給いて）とあり、志摩國の国崎を神饌に供する御贋を得るところとし、湯貴（清淨・神聖）の潜女（海女）を定めたと語られている。このことは、当時、志摩の国崎の海女が採取する品々が、神宮の祭儀を行う上で必須のものとなっており、その由来を大神鎮祭以来のこととして根拠づけていると見られる。

b 国崎と神宮

律令時代における神宮経済の基本的な財政は「神戸」「神田」に依存するが、国崎は古くから「本神戸」の一つであった。神宮の古記録集『神宮雜例集』には「本神戸、御鎮坐之昔、国造獻進、志摩国六十六戸、伊雑神戸、国崎本神戸、鵜倉神戸、慥柄神戸」とあり、志摩国内でも重要な地であったことがわかる。

また『延喜式』（卷26、主税上）に「供御贋潜女三十人」（御贋を供する潜女三十人）とあり、『皇太神宮儀式帳』（延暦23年・804）には「志摩国神戸百姓供進鮮鮑螺等御贋」（志摩國の神戸の百姓、鮮鮑螺等の御贋を供進す）（供奉朝大御饌夕大御饌 行事ノ條）、「志摩国神戸百姓進上干生贋」（六月條）、「志摩国神戸等所進湯貴御贋」（九月條）とされ、古くから国崎の海女の採取した魚介類が神宮に納められてきたと考えられよう。六月条に「干生贋」と記されているところを見ると、生と乾燥させた贋があり、アワビとなれば現在と同じく生・干アワビの供進と見なされる。

早い記録としては、天永2（1111）年に記されたとされる「二所太神宮神主注進状案」（国崎神戸文書）に、内宮の料として、水取鮑27束、玉貫鮑27束、甘搔鮑120貝、津布12籠、塩6斤、直会料鮑、外宮料として水取鮑・玉抜鮑各21束、甘搔鮑120貝、津布12籠、荒蠣12籠・塩6斤とある¹⁸。

中世以降の諸記録ではさらに明確となり、「内宮神事下物日記」には「毎度国崎の御遍次第のし廿束、さゝい四束五十」とあり、熨斗アワビやサザエが、内宮の正宮・荒祭宮・風宮・荒祭神等の料として国崎から納められていたことがわかる。また、外宮においても「外宮子良館旧記」に「明徳三年壬申 国崎ノ嶋熨斗十三束、小数千三百」とあり（明徳3・1392年）、さらに「外宮子良館書留」に「六月御祭之御神事請取物」として「のさき（熨斗先） さゝい（サザエ） しほの米」と見えており、6月の月次

祭（これは神宮の年中恒例祭のなかでも神嘗祭とともに「三節祭」の一つとして特に重要な祭典）での使用がうかがわれる（以上史料は御巫清直『国崎神戸事蹟抄』¹⁹による）。

こうした長年の慣例が契機となっていると考えられるが、国崎には鏡宮社、伊雑宮、風宮社、月讀宮社など伊勢神宮にゆかりの社が奉斎されていた。その多くは、明治30・40年に合祀されたが、なかでも海士潛女神社は「潜女の神」を祀る神社として「海士御前」と称されてきたもので、現在も当地の氏神として鎮座している。当社の由来は不詳であるが、海女の精神文化を具体的に示すものといえる。

c 国崎で調製されるアワビ

伊勢神宮の恒例祭典で御料となる年間の鰯数は、生鰯が1380貝、夏期使用の乾鰯238貝、熨斗鰯である身取鰯が1047連、玉貫鰯が336連となっている²⁰。身取鰯とは、果物等の皮を剥くように細長くむいた身を乾燥させ、短冊状に切ったものを藁で結えられる。大形は片連10枚で双連とし、小形は片連3枚と2枚の合計5枚で1連としたものである。玉貫鰯は乾燥させた鰯の小片を編んだ藁紐に挟んだもので、片連12枚、双連24枚を1連としたものである。

神宮の神饌のうち、米は「神田」（伊勢市楠部町）、野菜・果物は「御蔭」（同市二見町）、塩は「御塩浜・御塩殿」（同）で生産・調製されるが、いずれも神宮保有の施設である。これらに対して、アワビの捕獲と調製は、愛知県知多郡南知多町篠島で調製される「おんべ鯛」（干鯛）と同様、地元に委ねられるところが大きく、在地との関係性が深い。近代以降の変遷はあるが、国崎には御料鰯調製所が設置されており、ここで採取されたアワビが神饌とされるについては、多種な神饌のなかでもアワビの特別な位置づけによると考えられる。その由来は不明であるが、現行の神宮の祭典において、供える直前に生アワビを儀礼的に調理するという作法が行われており、これは少なくとも平安時代初期の記録（『皇太神宮儀式帳』）に見えるものである。このように神宮におけるアワビの重要性と産地の国崎とが呼応しつつ祭儀が伝来し、それを支える役割を担ってきたのが海女であり、当地方の海女文化の特色の一つを形成してきたといえよう。



写真V-4-9 身取(上)・玉貫(下)アワビ

(櫻井治男)

【註】

- 1 和歌森太郎編『志摩の民俗』（昭和40年、吉川弘文館）、108頁。
- 2 岩田準一『志摩の海女』（初版『志摩の蟹女』〈昭和14年〉、復刻・昭和46年）、24-25頁。
- 3 小久保栄一「風物詩『海女』」（『郷土志摩』54号、1979年7月）、23頁。
- 4 『志摩の民俗』、110頁。
- 5 『三重県史 別編 民俗』（三重県、平成24年）、872-3頁。
- 6 『海女習俗基礎調査報告書 - 平成22・23年度調査 - 』（三重県教育委員会、平成24年）、37-40頁。
- 7 磯部町郷土会『磯部郷土史』（昭和38年）、93-94頁。

- 8 『志摩の民俗』、297-8頁。
- 9 『志摩の海女』、83-86頁。
- 10 『志摩の海女』、78-80頁。
- 11 『志摩の民俗』、298頁。
- 12 6に同じ。
- 13 6に同じ。
- 14 『三重県の祭り・行事』(三重県教育委員会、1997年)、301頁。
- 15 『三重県下の特殊神事』(三重県神職会、昭和13年)、255-256頁。
- 16 西世古恒也「海を祭る人々」(『郷土志摩』17号、昭和31年6月)、12-13頁。
- 17 西城利夫「和具の潮祭」(『三重県の祭り・行事』、162-3頁)。
- 18 『三重県史 史料編 中世2』(三重県、平成17年)、686頁。
- 19 『大神宮叢書11・神宮神事考證 補遺編下』(吉川弘文館、平成23年)、96-98頁。
- 20 矢野憲一『伊勢神宮の衣食住』(東京書籍、1992年)、172-4頁。
阪本広太郎『神宮祭祀概説』(神宮司庁教導部、昭和40年)、262-4頁。

【参考文献】

- 『神宮要綱』(神宮司庁、昭和3年)。
『国崎神戸誌』(国崎漁業共同組合編、昭和4年)。

5 古文書史料にみる海女漁の「技能」

はじめに

簡素な道具のみを持ち、素潜りで海底の魚貝や海草を探る海女漁は、磯メガネやウェットスーツなど近代以降に取り入れられた要素を持つつつも、基本的な技術的枠組みは原始社会から現代に至るまで、同じ形態を維持している。単純な形態を取りながらも、その細部には極めて高度な技術が付随しているが、こうした技術や知恵は、文字資料にはほとんど記録されず、民俗調査に委ねるしかない。ただし、この生業が維持されてきた背景として、海女個人の技能だけでなく、海女漁村における種々の知恵や工夫を無視することはできない。本稿では、海女や海女漁が持つ「技能」を幅広くとらえ、志摩地方に残る古文書史料から関係する記事を紹介することで、歴史的な海女漁の「技能」の特質に迫ることを課題とする。

海女の技術、技能として中核となるのは、静かに深く、速く、そして長く潜る技法であり、海底の「地形」などの条件を把握し、鮑など獲物を見付け、極力傷付けずに採る技術である。だが、当事者以外には体験を共有できる領域が極めて限られるため、直接の聞き取りにおいてさえも、こうした技術について的確な説明を受け、理解を得ることは容易ではない。いわんや、古文書史料に記されることはほとんど期待できない。一方で、海女漁で用いるノミや桶、着衣、またフナドで用いる引き竿、綱など形を有する道具類は、一部は絵画資料に読み取ることができるし、そこから技術に関わる情報を一定程度見出すことも可能である。

また、海女個人の生業の現場では必ずしもないが、海女漁を成り立たせるための様々な工夫やシステム（それは無意識のうちにされていることを含むが）については、古文書類から一定の情報を得ることができる。海女たちは年間でいかなる生業サイクルを取っているのか、天候に応じて漁場や獲物をどのように変えているのか、初心者は海女技術を習得するためにどうしていたのか、他の漁といかに棲み分けを図っていたのか。獲物を加工して保存する技術、それを有利に販売するためのシステムなどを含む、漁村における生産技術、暮らし方の技能を含めた問題を、検討してみるとよい。

なお、先の『海女習俗基礎調査報告書』で公表した拙稿「古文書史料から見る海女の歴史的実態」と一部重複する部分があることを、あらかじめお断りしておく。

（1）絵画資料に見る道具と衣服

明治16(1883)年に作成された『三重県水産図解』は、現地取材に基づき漁業の様子を彩色画に描くと共に、漁具や漁法を詳細に解説したもので、当時の県内の漁業実態を知りうる貴重な資料である。明治以降に生まれた要素を含むが、基本的には江戸時代以来の漁撈慣行を伝えているとみて良い。

このなかに海女の鮑漁に直接関係する絵として、「鮫漁之図」と「蟹婦焚火ニ躰ヲ温タメ休足ノ図」の2枚がある。前者は小舟ごとに男女一組で漁を営む、いわゆるトトカカ舟（フナド）の形態を示し、後者は浜辺での焚き火の様子と共に、背景に陸から桶と共に泳いで漁場に向かうカチドたちと、一艘に舟を操る男1人（トマエ）と女（海女）9人が乗り出漁している様子（ノリアイ）が描かれる。後者の絵の注記には「中等以下ノ蟹婦、舟或ハ陸ヨリ出テ各自鮫ヲ採ル」とあり、技量の高い海女はフナドとして出て、「中等以下」はカチド、あるいはノリアイで出漁する、との理解が示されている。なお、「鮫漁之図」の方の注記によれば、こうした漁法は志摩国答志・英虞両郡と度会郡南浜の3、4ヶ村で認められるが、この図は石鏡村の漁法を描いたものとする。

この2枚の絵から、海女の道具を検証してみよう。まずフナドで用いられる舟はいわゆるチョロ舟で、

精々数人の乗船が限度であり（解説文には「蟹ハ二人ヲ限トス」とある）、一方でノリアイの舟はやや大型である。フナドの図は6艘の海女漁の様子が描かれるが、2艘はまだ漁場を探っているのか男が櫓を漕ぎ、船上の海女はまだ衣服を身に纏い座っている（絵に記された注記では、この2艘については「第壱図」とまとめて扱っている）。頭には潜水から浮上した海女と同様に、白い手拭い（イソテヌグイ）が巻かれている。その右手には長ノミを持ち、舟の舷に掛けているが、およそ肘から手先くらいの長さで、30cmほどであろうか。

4艘の海女は潜水中だが、うち1人は鮑を右手に浮上して舟の舷に左手を掛け、また1人は両手に掴まつた竿で引き上げられている最中である。船上の男は、およそ身長の2倍くらい、3m強ほどの竹竿を持ち、海中から海女を引き上げる様子が描かれている。他の舟のいずれにも竹竿が確認できるが、これについて解説文を見よう。

男子ハ右手ニ長竿ヲ持チ海底ヲ注目シ、其上ルヲ俟ツ漁婦ハ海底ニ達スルヤ暗礁ニ付居セル鰯ヲ腰間ノ鑿ヲ以テ起シ捕リ左腋ニ挿ミ、《老練ノ者ハ一回五六貝ツヽ懷キ上ル》呼吸ノ迫ルヲ計リ鑿ヲ腰帶ニ指シ浮泳ス、此トキ船中ニ在ル男子ハ海中ニ白布ノ近ツクヲ認メ直ニ長竿ヲ下シ、漁婦ヲシテ之ヲ握ラシメ其浮泳ヲ助ク

船上の男は、海中の海女が頭にまとう白手拭いを目印に、海中へ長い竿を差し延べて浮上を助けるのである。他の箇所では、フナドの男女は夫婦を原則とするが、それは「曳竿ヲ取ル男子瞬間ヲ過ツトキハ漁婦ノ生命ヲ失フコトアリ、故ニ船中ヨリ呼吸ノ長短ヲ考ヘ、白布ノ近ツクニ注目し浮泳ヲ助ケルモノナリ」であるからとする。清少納言は『枕草子』二八六段「うちとくまじきもの」においてこのフナドの形態を描写し（なお、ここでは引き竿ではなく縄=命綱を用いている）、鼻歌交じりの船上の男を厳しく非難し、海女の哀れさを強調する。平安時代中期からこの形態の海女漁が行われていたことを示す記述として重要なのが、以後、海女漁における男女の分業として、気楽な船上の男と過酷な働きを強いられる海女とを対比する言説は根強く残っていく。しかしながら、ここで記されるように船上の男は海女の命を左右する重要な役割を有していた。近年の聞き取り記録でも、舟を操り漁場を正確に把握する技術、また海中から海女を引き上げる体力など、船上の者に必要とされる特有の技能についての指摘があり、それは男の方が適していて、ゆえにこうした男女の役割分担がなされていたのである。

海女の潜水時間は長短あり、長息の者は50秒から1分に至るが、注目されるのは呼吸維持に関する男女の違いである。『三重県水産図解』の著者は「聞説」として、「女子ハ呼吸永ク且ツ己レノ量ヲ計リ浮沈スルカ為メ過チ少シ、男子ハ勇氣ニ過キ仮令呼吸尽ントスルモ貧欲ニ渉リ其浮泳ヲ誤ル間々アルニヨリ、一切男子此業ヲナスヲ禁スト」している。男海士を禁じているのがどの主体（範囲）なのかが気になるものの、女性は呼吸が長い上に無理をせず浮き沈みするが、男は「勇気に過ぎる」ために呼吸が尽きるまで貪欲に潜る傾向があるとするのは、男にはない女の「技能」であろうし、海女漁における男女の分業を考える上でも興味深い。

さて「鰯漁之図」には、引き竿とは別にいづれの舟にも綱が描かれている。海女が海中に居る1艘は、船上の男が引き竿を舟に置いたまま綱を右手に持ち、海中に垂らしている。だが、錘を抱えて潜った海女を引き上げる「分銅海女」漁に見られるような、綱を引き上げるための滑車などの装置は認められず、命綱として海女の腰と船上を結んで万一に備えつつ、引き上げるのは引き竿に頼っていたものと思われる。なお、この絵のモデルとなった石鏡村では、近年まで引き竿が使われていたことで知られる。志摩漁村での海女道具は現代でも村ごとの偏差が大きく、引き竿を用いなかった地も少なくなかつたであろう。寛政11(1799)年に刊行された『日本山海名産図会』には、綱につながれた海女を船上の男が引き上げる様子が描かれている（海女はやはり30cmほどと推定できる長ノミを手にしている）。

『三重県水産図解』の「鰯漁之図」に戻ろう。船上には、潜水中の海女の上着と小さな桶が見える。

小桶は凡そ四五升入りの大きさで、出漁前の浜辺の焚き火において体を温める時に、同時に焼き石を何度か桶に入れて熱湯を作つておき、潜水後に船上で浴して暖を取るためのものであった。

海女は潜水時には上着を脱ぎ、上半身は裸体であるが、これは陸から出漁するカチドも同様に描かれる。下半身は白布を纏い、腰帯を締め、そこにノミを差す。上着（儀着）を纏い潜水するようになるのは、諸説あるものの早くとも明治後期になってからで、戦後でも半裸体で潜る海女は少なからず居た。潜る際の抵抗力の少なさという点で、その方が優れていたのであろうか。『三重県水産図解』の本文では、フナドが船上で小桶の湯を浴びた後、腰の白布も脱して衣服を着すとあるが、1970年代の習俗調査でも、「イソナカネ」と同一名称を持つつも、潜水用とは別に船にあがつた際に着替える防寒用の衣服があったことが報告されている（中山卓「志摩地域の海女に関する方言名称」『海と人間』7）。

さて、深い所では14、5尋ほども潜るというフナドに対し、6、7尋の浅瀬の海岸で漁をするカチドは、「初学少女ノ業」で、「潜水ノ稽古」として行うものだとしている。両手で抱えるほどの大きさの桶を「浮桶」として漁場まで泳いで行き、浮桶と腰とを縄で結び、獲物は桶に入れて、疲れたら浮桶に拋つて憩うという。

鮑漁以外の道具としては、荒布や若布の採取に用いられた鎌がある。中田四朗「近世における志摩の荒布漁業（上）」によれば、慶安4（1651）年の国崎村と石鏡村の漁場争論において、海女が「あらめを切申」という表現が見られ、また越賀村文書の明治12（1879）年の「水産取調書」には、荒布の採取法が鎌の図入りで紹介されている。それによれば海女が海底に潜り荒布を刈り取り、船上の男が竹竿を海中に下ろして引き上げるのだという。

（2）舟と船大工

フナドやノリアイ形態で沖合いの漁場に赴くための舟は、海女漁のなかで例外的に大きく、大事な資産となった道具である。宝永4（1707）年の大地震において、志摩地方は熊野灘沿岸に比し人的被害は軽少であったが、漁具の流失などの損失は小さくなかった。例えば国崎村では元禄4（1691）年に「ちょろ海士艤居舟」が45艘と鯨船4艘があったが、地震後の宝永7年段階では全体で36艘、ちょろ船は31艘と激減している。隣村の石鏡村も同様に津波で鯨船を失い、以後の再興を断念することで志摩の捕鯨業は廃れてしまったのだが、流失した小舟の回復も容易ではなかったようで、海女漁にも影響を及ぼしたであろうことが推測されている（中田四朗「三重県災害史の研究上 一宝永の津浪一」『海と人間』16、1989年）。

志摩漁村が舟をどの程度保持していたのかを、前稿（「古文書史料から見る海女の歴史的実態」『海女習俗基礎調査報告書』）において、村明細帳の記載を分析した中田四朗氏の成果に学びつつ、傾向を整理した。一覧表を再掲すると共に、要点のみ以下に確認しておこう。志摩国全体で見れば、享保11（1726）年段階で海岸線に接する30か村で所有する舟数は1864艘にのぼり、そのうちチョロ舟などと称され海女漁に用いたと推定される小舟が1441艘と約4分の3を占める。延享3（1746）年時点での家数と照合すると、1軒当たりの小舟数は0.35となり、3軒に1軒強の割合で小舟を所持していたこととなる。村の生産力における海女漁への依存度に比例するこの小舟所有率は、村によっては8割を超え、5割以上の村も9か村を数える。なお、農地の広狭などにより村ごとの違いは大きいが、現鳥羽市域（堅神村～千賀村）が55%にのぼるのに対して志摩市域（安乗村～南張村）では22%と、倍以上の差が生じている。特に和具、越賀、御座など先島半島の村々においては10%台と低い数字に留まる。舟を用いないカチドの数を考慮しなければならないことに加え、現鳥羽市域の村々が海女漁に比較的純粋に依存し、一方、先志摩半島の村々を始めとする志摩市域の村々では、海女を取り巻く多様な生業が展開していたことを想定できよう。

| 享保11(1726)年指出帳 | | | | 延享3(1746)年 | | | 享保11年 | | 現在(県調査) | | |
|----------------|------|------|--------|------------|------|-----|-------|-------|---------|------|------|
| 村名 | 船数 | 小舟数 | 小舟数／船数 | 家数 | 小舟／家 | 人数 | 石高 | 石高／人数 | 海女漁数 | フナド | ノリアイ |
| 1 堅神 | 4 | 4 | 100% | — | 72 | 6% | 365 | 307 | 0.84 | 0 | |
| 2 小浜 | 52 | 25 | 48% | — | 124 | 20% | 522 | 107 | 0.2 | 1 | |
| 3 神島 | 70 | 66 | 94% | — | 137 | 48% | 593 | 11 | 0.02 | 45 | 1 12 |
| 4 答志 | 250 | 205 | 82% | — | 278 | 74% | 1212 | 356 | 0.29 | 88 ? | ? |
| 和具(答志) | | | | | | | | | | 62 | 2 60 |
| 5 桃取 | 127 | 98 | 77% | — | 130 | 75% | 653 | 103 | 0.16 | 2 | 2 |
| 6 菅島 | 62 | 45 | 73% | * | 102 | 44% | 403 | 104 | 0.26 | 105 | 3 78 |
| 7 坂手 | 128 | 85 | 66% | — | 153 | 56% | 695 | 71 | 0.1 | 0 | |
| 8 安楽島 | 48 | 46 | 96% | — | 124 | 37% | 707 | 585 | 0.83 | 10 | 6 |
| 9 浦村 | 132 | 103 | 78% | — | 168 | 61% | 954 | 551 | 0.58 | 5 | |
| 10 石鏡 | 94 | 86 | 91% | * | 103 | 83% | 571 | 94 | 0.16 | 85 | 3 37 |
| 11 国崎 | 36 | 33 | 92% | — | 59 | 56% | 312 | 167 | 0.54 | 62 | 7 |
| 12 相差 | 101 | 89 | 88% | * | 155 | 57% | 796 | 846 | 1.06 | 133 | 13 |
| 13 畔蛸 | 33 | 32 | 97% | — | 53 | 60% | 282 | 101 | 0.36 | 6 | 6 |
| 14 千賀 | 18 | 11? | — | — | 28 | — | 128 | 45 | 0.35 | 5 | |
| 15 千賀堅子 | 9 | 5? | — | — | ? | ? | ? | 55 | | 3 | |
| 16 安乗 | 47 | 38 | 81% | — | 271 | 14% | 1088 | 305 | 0.28 | 22 | 1 7 |
| 17 国府 | 23 | 7? | 30% | — | 189 | 4% | 916 | 1370 | 1.5 | 2 | |
| 18 甲賀 | 39 | 20 | 51% | — | 231 | 9% | 1109 | 1291 | 1.16 | 31 | 10 |
| 19 志島 | 65 | 59 | 91% | * | 123 | 48% | 586 | 223 | 0.38 | 20 | 2 13 |
| 20 畔名 | 20 | 13 | 65% | — | 71 | 18% | 378 | 79 | 0.21 | 16 | 1 3 |
| 21 名田 | 19 | 13 | 68% | * | 63 | 21% | 333 | 134 | 0.4 | 7 | 1 2 |
| 22 波切 | 79 | 30 | 38% | — | 241 | 12% | 1356 | 909 | 0.67 | 23 | 4 4 |
| 23 船越 | 55 | 41 | 75% | — | 141 | 29% | 753 | 205 | 0.08 | 36 | 5 3 |
| 24 片田 | 121 | 94 | 78% | — | 294 | 32% | 1461 | 561 | 0.38 | 53 | 29 |
| 25 布施田 | 68 | 61 | 90% | — | 170 | 36% | 937 | 358 | 0.38 | 40 | 6 10 |
| 26 和具 | 50 | 35 | 70% | — | 210 | 17% | 954 | 539 | 0.56 | 67 | 14 |
| 27 越賀 | 17 | 15 | 88% | — | 154 | 10% | 710 | 470 | 0.66 | 18 | |
| 28 御座 | 16 | 14 | 88% | — | 80 | 18% | 416 | 183 | 0.44 | 21 | 1 12 |
| 29 浜島 | 120 | 104 | 87% | — | 193 | 54% | 924 | 363 | 0.39 | 10 | 10 |
| 30 南張 | 17 | 16 | 94% | — | 99 | 16% | 353 | 206 | 0.58 | | |
| 総計(平均) | 1864 | 1441 | 76% | — | 4020 | 35% | 19580 | 10285 | 0.49 | 978 | |

* 船数は中田四朗「近世の志摩における海女と御師」掲載の表を基に作成。「*」は中田氏の数値と違うもの。「—」は中田氏未見分。三ヶ所は不明。国府のデータ及び家数、人数は地名辞典の記載に基づく(家数、人数は「鳥羽領内村々禄高調」)。石高は斗以下を四捨五入した。パーセンテージの部分で太字は平均値の2割増、斜字は2割減の数字を示す。「現在」の数値は、今回の調査数値。

V-5-1表 鳥羽志摩海女舟率

さて、志摩漁村の舟の多さの基盤となったのが、舟大工の存在である。一般に、特殊な技術を要する舟大工は家屋建築も可能だが、普通の大工（史料では「屋大工」と表記される）は舟を造ることはできない。だが志摩地方にはこうした特殊な舟大工が多数存在していた。

越賀村文書中にある宝暦11(1761)年の「出稼人印形之事」は、何らかの指示に基づき村中の連印が求められた状況下、16名について5年季での出稼ぎ中を理由に印形がない旨を鳥羽藩郡奉行に届けたものだが、16名はいずれも4年前の寅年（宝暦8年）から来午年まで

| No. | 肩書 | 年齢 | 名前 | 出稼内容 | 出稼地 |
|-----|--------|----|------|------|-------------------|
| 1 | 百姓 | 37 | 権八 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿) |
| 2 | 百姓 | 32 | 与八 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿) |
| 3 | 吉郎兵衛伴 | 20 | 次郎 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿) |
| 4 | 源三郎伴 | 20 | 四郎 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿) |
| 5 | 百姓 | 43 | 長右衛門 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町三太夫方を宿) |
| 6 | 百姓 | 32 | 作太郎 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町三太夫方を宿) |
| 7 | 弥次右衛門伴 | 23 | 馬之助 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町三太夫方を宿) |
| 8 | 源助伴 | 18 | 四郎 | 船細工 | 尾州名古屋(裏町三太夫方を宿) |
| 9 | 与惣右衛門弟 | 20 | 三郎 | 船細工 | 尾州名古屋(中橋町小右衛門方を宿) |
| 10 | 与市伴 | 17 | 次郎 | 船細工 | 尾州名古屋(中橋町小右衛門方を宿) |
| 11 | 百姓 | 24 | 三郎 | 船細工 | 尾州名古屋(水主町勘左衛門方を宿) |
| 12 | 弥惣兵衛弟 | 26 | 次郎 | 船細工 | 尾州名古屋(富田町嘉左衛門方を宿) |
| 13 | 佐次兵衛弟 | 35 | 次郎 | 大工稼 | 勢州通村(源助方を宿) |
| 14 | 百姓 | 69 | 利三郎 | 船細工 | 勢州白子村(竹屋伝蔵方を宿) |
| 15 | 百姓 | 36 | 三五郎 | 稼 | 紀州宇久井浦(清兵衛方を宿) |
| 16 | 百姓 | 55 | 清左衛門 | 稼 | 紀州須賀利浦(長次郎方を宿) |

V-5-2表 宝暦11(1761)年越賀村出稼人一覧（「出稼人印形之事」より）

出稼ぎ中であるとする。このうち13名は「船細工」と明確に記され、「大工稼」や単に「稼ぎ」とする者も同様の生業である可能性がある。なお、この年は名古屋への出稼ぎが12名と多数を占めるが、他の年次の史料では内訳は不明なもの、造船の中心地たる伊勢国大湊や鳥羽町が挙げられている。また文化元(1804)年の「人別増減調」によれば、他国他所稼ぎ74名と並んで、船細工による他所稼ぎが41名、船手稼ぎ29名が書き上げられている。当時1086名の村で計144名もの男手が出稼ぎに赴いていることになるが、特に船細工=船大工の多さに驚かされる。必ずしも専業として営んだ船大工ではなかろうが、こうした技術者の多さが志摩漁村の船文化を、とりわけ海女漁を支えることになったのである。

(3) 年間暦と出稼ぎ

海女にとって鮑漁は象徴的な意味を持つが、漁期が限られており、年間を通して漁をしている訳では決してない。季節ごとに獲物を変え、天候や漁況に応じて漁場を移し、時に村を離れて出稼ぎに行き、また漁業以外の農作や魚介の加工、小商いなどのなりわいを、海女漁と隨時組み合わせつつ日々を送るのが、志摩漁村の女性たちの姿であった。こうした働き方自体をも、自然界のなかで生業を営む上の技能として評価してみたい。

まず、延宝9(1681)年に石鏡村で作成された「石鏡村目録之引替」から、季節ごとの漁の変遷を記した箇所を抜粋しよう。

一、漁場 北ハないかま落鉄南ハ境ノ浜迄

右之磯筋ニテ春中ハ若布甘苔ひしき何ニテも海草取上ケ、川崎ニテ売申候、但シ楯網ニテ海老藻魚不寄何小魚取申、二月ノすへろ三月中ハ名吉ヲ心懸申候、夏中ろ秋中鮑栄螺あらめ鰹ヲつりニ出申候、

荒布之義、従前々京伏見商人ニ年々金子借用仕ニ付売申候、鮑ハ諸商人ニ売買仕、時々ハのしニ廻し申候

冬中ハ楯網名吉ヲ心懸申候、但シ女子共ハ浦村当村大領ニテ柴ヲこり川崎ニテ売申候

ここでは海女漁と男一般の漁業とが合わさって記述されているのだが、そのこと自体、石鏡村における海女の役割の大きさを伺わせる。海女漁について見れば、春中は若布や甘苔、ヒジキなど様々な海草を取り、伊勢の河崎へ出荷する。夏から秋に掛けては鮑と栄螺、そして海草では荒布を取るが、荒布は前々より京伏見商人から代金の前貸しを受けており、その代償に引き渡していた。鮑は「諸商人」に売り渡すが、時には熨斗に加工して出荷している。注目されるのは、冬季の漁業である。男の獵師は大規模な楯切り網でのボラ漁に従事するのだが、女たちは「浦村当村大領」で「柴ヲこり」という営みをするという。男がボラ漁に動員されている間、男女ペアのフナドは行いにくいし、またボラの群れを散らさないためには海女漁を行わない方が良い。そのため山での林業=柴茹りをし、伊勢の河崎で売るというのである。

海女漁自体、海中へ潜る前後に体を温めるための焚き火用に大量の薪を必要とする。また伊勢では御師宅で大勢の旅人に振る舞う料理の調理に、やはり燃料を必要とした。宇治・山田の後背地からだけでなく志摩から燃料が運ばれ、河崎で売却されていたのである。漁業者たる海女は、季節により林業を営む女性でもあった。海と山とが迫り平地の少ない志摩の村々の経済にとって、漁業と同様に林業が少なからぬ比重を占めていたのである。志摩漁村の村同士の争論において、しばしば「海陸一円」という語が登場するのだが、海上の権利と陸地（山地）の権利が関連しているとの意味にとどまらず、漁業と林業、漁業従事者と林業従事者が不可分に重なっていたのであった。

次に越賀村が貞享3(1686)年に藩主に提出した「差出帳」(明細帳) の記載を見てみよう。

一、春三ヶ月名吉ゑひ藻魚取申候、但名吉ハ小濱村御足いけ申候、ゑひ魚之儀ハ川崎ニて売申候、所ニ而も売申候事ニ御座候、ひしき海士のりふのりわかめ少ツゝ取申候得共、是ハ夫食之上置ニ仕候

一、夏三ヶ月鮑荒布鰹漁仕候、鮑ハのしニ仕、宇治山田商人ニ売申候、鰹ハふしニ仕川崎、津、名古屋ニて売申候、あら布之儀ハ大坂とまや又兵衛、大津屋平右衛門両人ニ子年方金子借用致、荒布渡し申候、是ハ夏中ニ五三日も取申事御座候、年ニ方少も取不申事も御座候、しんしゆ之玉夏中ニ六七日も取ニ参候年も御座候、是ハ鵜方浦神明浦領之内しのび申候

一、秋三ヶ月ハ定ル売買も無御座候

一、冬三ヶ月ハゑひ網立ゑひ藻魚取川崎ニて売申候、むつあじいわし年ニ方一両度も取申事御座候、すきと取不申事も御座候

春中はボラ漁のために小浜村へ出漁するためであろうか、ヒジキ、アマノリ、布海苔、若布などを少々取る程度で、しかもそれらは「夫食」、自家消費用程度のことであったらしい。夏の三ヶ月は鮑と荒布を取るが、鮑は熨斗に仕立てて宇治・山田の商人に売り、荒布は大坂商人の前貸し支配を受けている点は、石鏡村と構造は類似している（なお中田四郎氏は、伊勢との距離が近く主に生で出荷するため熨斗鮑の生産は「時々」とどまる石鏡村に比し、越賀村では熨斗加工が盛んであったという推定をされている。だが、海上での流通取引において、石鏡村と越賀村でどれほどの差異があるだろうか）。ただし越賀村は大坂商人を相手とするが、石鏡村の取引商人は京伏見商人であり、志摩漁村の各々が上方商人らと個別に関係を取り結んでいたのである。荒布は夏中に「五三日」の漁であるが、このほか真珠玉を狙って英虞湾奥の鵜方浦、神明浦に「しのび」の漁をするというのは興味深い。

3点目に、これは大喜多甫文氏も注目した史料だが（「近世のアマ潜水漁業」『歴史地理学』131）、和具村が宝永7(1710)年に提出した指出帳中の箇条書きを見よう（「和具漁協文書」）。

一、海士、是ハ春夏中者在所ニ而海士仕候、夏之内前海ニ、波立申候得者後浦江海士ニ入、真珠貝取申候、八月方十月迄之内紀州様御領内江先年方御暇申請旅海士ニ参候、人数年ニ方多少御座候、海士罷帰り候節御城主様江先年方熨斗式把宛差上ヶ申、代銀不被下候御事

一、漁師、是ハ春夏中ハ在所ニ而諸漁仕候、夏之内ニ先年鉄御暇申請三州鰯網ニ被雇參候者も御座候、八月方來二三月迄紀州之内江鯨船ニ被雇、前々方御暇申請參者茂御座候、十月方來正月迄紀州之内江先年方御暇申請海老取ニ参候、冬中ハ來正月迄在所ニ罷有候漁師後浦ニ而生海鼠引申候御事

この条項は2つの点で注目される。まず、「海士」と「漁師」が対比して記されており、漁獲物の種類から「漁師」と区別される「海士」は、鮑や真珠貝を探る潜水漁業と特定して良く、また男の「漁師」に対して女「海士」である可能性が高いという点である。夏季の潜水業で通常は「前海」（熊野灘に面する外海）で、波が荒い日には「後浦」（英虞湾内）で真珠貝を探るとしている点も注目される。

次に、双方の出稼ぎの時期と形態である。共に春夏は在所でなりわいを営むが、8月以降に「海士」は紀州藩領（熊野灘）に「旅海士」に赴き、「漁師」はやはり8月から紀州藩領の鯨漁や海老漁に出稼ぎに行く、としている。他の村でも同様の傾向は見られるのだが、春夏はトトカカ舟などの形態で男の「漁師」と共に漁を営んでいたものが、8月からそれぞれ別の出稼ぎに行く訳である。男が出稼ぎに出るため、トマエを失う「海士」も出稼ぎに行くのか、あるいはその逆なのか、規定要因がどちらかは分からぬが、とまれ海女の出稼ぎについては、行き先や期間、雇用関係などのみでなく、男漁師の出稼ぎと関連付けて検討することを迫る史料である。

出稼ぎに赴く要因は、男女協働形態にのみあるのではない。越賀村では元文3(1738)年に下儀（熊野灘方面）へ出稼ぎに赴く場合に村へ納めるべき「口前金」を定めた。対象となる者として「海士 七拾

五人 上中下 とまへ共」との記載があり、海女の習熟度に応じた「上中下」のランク分けがなされているのだが、下磯へ出稼ぎに行った場合、3段階のそれぞれの海女に金1歩、銀10匁、銀5匁を課すこととした。

口前金以外に水揚げ額の一割を、海女からもトマエからも徴収したようである。これは「此義ハ磯稼海士人所々江参候而ハ、村中ニ而ハ稼申者も疎ニ御座候ニ付、右之通相定申候」とあるように、村の労働力流失に伴う収入減少に備えたものであった。さて、ここで「磯荒候節船越村へあわひ取ニ参候」と、出稼ぎの要因を自村の漁場の磯荒れとしている。同じく越賀村文書中の寛保3(1743)年の文書では、「当村不限外村共ニ、鮑無御座候節者下磯江参候」「下磯江参候儀者磯荒レ候得者村々共往古方参候」と記している。ここでの「磯荒」は、近代以降に見られるような壊滅的な状態ではなく、不漁時程度の意味ではないかと思われる。漁獲物が減少した時には、そのまま海女漁を続けて濫獲することを避け、出稼ぎに赴くことで結果的に資源の回復を図ることにもなった。

また、口前金の規定中には「磯手習ハ各別取斗可申候」ともしており、まだ技術の未熟な海女が、経験を積んだ海女たちが活躍する地元の漁場を離れ、稽古をする場として出稼ぎ地が利用されている状況を見てとれる（「地下諸事記」）。

なお、越賀村から船越村へなど、志摩国内での精々20日前後の出稼ぎは領主へ届け出ることなく行われていたようだが、それとは別に志摩国外へ数ヶ月にわたる出稼ぎ形態があった。少し時期は下るが、天保14(1843)年の「人別改帳」に記される越賀村の女性（海女稼ぎにトマエとして赴く男を含む）の出稼ぎ状況を別表に記した。

まず「海土稼」としてはこの年に15名（男3名、女12名）が出ており、9名（男2名、女7名）が紀州錦浦へ、6名（男1名、女5名）が勢州田曾浦へ赴いている。いずれも期間は9月から12月の間である。

女12名のうち既婚者は3名で、いずれも錦浦行きのうち、義父伝左衛門と共に出漁したふく、夫佐七と夫の伯母つじと一緒に藤吉女房のしもである。しもは当時26歳で、5月に男子金治郎を

| No. | 続柄 | 名前 | 年齢 | 期間 | 稼内容 | 場所 | 備考 |
|-----|---------|------|----|----------------|------------|-----------|----------------|
| 1 | 藤吉女房 | しも | 26 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | 男子金治郎妻才 |
| 2 | 新六妹 | きり | 27 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 3 | 伝三郎女房 | ふく | 32 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 4 | 伝三郎父 | 伝左衛門 | 52 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 5 | 熊之助妹 | きく | 23 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 6 | 甚松姉 | さん | 29 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 7 | 喜助姉 | はづ | 43 | 9月～12月 | 海土稼 | 勢州田曾浦 | |
| 8 | 次右衛門妹 | まつ | 24 | 9月～12月 | 海土稼 | 勢州田曾浦 | |
| 9 | 惣助姉 | つじ | 36 | 9月～12月 | 田刈日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 10 | 家主 | 佐七 | 26 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 11 | 佐七女房 | まち | 26 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 12 | 佐七伯母 | つじ | 42 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 13 | 万吉妹 | ひち | 20 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 14 | 加威女子 | きく | 20 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 15 | 銀三郎女子 | はる | 17 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 16 | 三次郎妹 | ふく | 28 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 17 | 万次郎姉 | きり | 47 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 18 | 清三郎女子 | さと | 23 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 19 | 家主 | 儀右衛門 | 49 | 9月～12月 | 海土稼 | 勢州田曾浦 | |
| 20 | 市作妹 | さよ | 21 | 9月～12月 | 海土稼 | 勢州田曾浦 | 11月8日当村銀蔵方へ女房遣 |
| 21 | 久左衛門女子 | ふゆ | 28 | 9月～12月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 22 | 徳松妹 | とく | 20 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 23 | 秀之助母 | ぎん | 40 | 9月～12月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 24 | 七兵衛女子 | はる | 20 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 25 | 七右衛門女子 | わさ | 21 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 26 | 藤作妹 | まつ | 23 | 9月～12月 | 海土稼 | 勢州田曾浦 | |
| 27 | 角平妹 | ふみ | 28 | 9月～12月 | 海土稼 | 勢州田曾浦 | |
| 28 | 林之右衛門女子 | みき | 23 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 29 | 林之右衛門女子 | よね | 21 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 30 | 三之丞女子 | はな | 21 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 31 | 新七女子 | ふく | 20 | 5月～7月中旬/9月～10月 | 茶摘/田刈麦蒔日雇稼 | 勢州河端辺/松坂辺 | |
| 32 | 伊右衛門女子 | はな | 18 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |
| 33 | 丁七妹 | たみ | 23 | 5月～7月中旬/9月～10月 | 茶摘/田刈麦蒔日雇稼 | 勢州河端辺/松坂辺 | |
| 34 | 兵助女子 | はづ | 21 | 9月～12月 | 海土稼 | 紀州錦浦 | |
| 35 | 勘三郎妹 | いな | 21 | 5月～7月中旬/9月～10月 | 茶摘/田刈麦蒔日雇稼 | 勢州河端辺/松坂辺 | |
| 36 | 勘三郎妹 | きせ | 19 | 9月～10月 | 田刈麦蒔日雇稼 | 勢州松坂辺 | |

V-5-3表 越賀村天保14年「人別改帳」に見る女性・海士出稼ぎ一覧

出産したばかりであったが、9月には錦浦への出稼ぎに同行した。因みに彼女が12月に帰郷した翌々月の天保15(1844)年2月から同年12月まで、藤吉は父忠兵衛、弟清松と共に、「小磯波船」(いさば船)での稼ぎに出ている。夫の出稼ぎ時の藤吉家は、藤吉の母いち(53歳)、妹3名(はや24歳、ゆき20歳、げん14歳)、弟1人(忠吉10歳)、そして、しも母子が残ることになった。こうした大家族のあり方が、男女に限らず出稼ぎを可能にしたのであろう。

市作妹のさよ21歳は、9月から12月までの期間、許可を得て田曾浦へ「海土稼」に赴くが、「人別改帳」に貼られた付箋によれば、その最中の11月8日に「当村銀蔵方へ女房ニ遣」とあり、そして確かに銀蔵のところにさよを女房に迎え入れた旨の書き込みがある。出稼ぎ途中で戻ったのか、あるいはその間に書類上の手続きをしただけなのであろうか。

さて、それ以外の女性の出稼ぎとして、9月から10月に掛けて松坂周辺の農家のへの稻刈りと麦蒔きの日雇い稼ぎがあり、21名がこれに従事した。また、「河端辺」(製茶の盛んな川俣谷=櫛田川筋であろう)に茶摘み奉公に赴く者も居り、ふく、たみ、きせの3名は5月から7月中旬まで茶摘み奉公、その後しばらく帰郷し(あるいはその間に海女漁を行ったか)、9月から10月まで再び伊勢国に行き、農作稼ぎを行っている。

女性の出稼ぎには、先に検討した和具村の宝永7(1710)年「指出帳」で見るよう、夫や父親など家族内の男性の出稼ぎ形態も影響するであろう。越賀村の天保14年「人別改帳」には、男たちの出稼ぎとして、尾州三州辺への鰯網漁、伊勢湾岸から名古屋へ掛けての大工稼、いさば船商(「所々浦々」への船通商)や水主稼、名古屋や大坂への(手代)奉公稼、田丸領の内瀬村へ薪伐日雇稼などが見られる。ここではサンプル的に1冊を見たが、越賀村文書にはまだ未調査の宗門帳類が多数残されており、女性の出稼ぎ形態のみならず、婚姻・出産や養子などについての分析が今後の課題である。天保14年の「人別改帳」においても、村惣人数1131人の内訳は男485人、女646人と女性人口が大きく上回っている。志摩漁村一般に見られる傾向であるが、その要因は何であろうか。この点の解明により、江戸時代に海女漁を受け継ぐ者が志摩漁村でどのように養成されていたのかを知ることができるであろう。

(4) 熨斗鮑の生産と販売

海女が採った獲物は、当時の志摩漁村においてどのように出荷されたのであろうか。一般に魚貝類はすぐに売却できなければ利益を得られず、ゆえに買い手市場になりがちである。漁民たちが利益を確保する鍵は、独自に加工し、また販売ルートを多様に持つことで、取り引きの主導権を握れるかどうかに掛かっている。

まず、鮑について見てみたい。生の鮑は地元志摩の商人を通して河崎へ出荷され、御師宅での参宮客向けの食膳に供された。四日市や津など参宮街道沿いの宿場や熱田宮などにも送られるが、これらも参宮文化の影響と評価できよう。では加工品はどうであろうか。

平城京木簡の出土により、律令制下に御食国として位置付けられた志摩国から、都に大量の鮑が貢納されたことが知られている。それらは「鮮鮑」と記された殻付きの生鮑のほか、「蒸鮑」「焼鮑」「酢鮑」などの調理された鮑、そして「玉貫鮑」「身取鮑」「長鮑」と記される熨斗鮑が見られ、志摩で様々に加工した上で、都に送られていたことが分かる。

江戸時代の日本では、鮑を乾燥加工した干鮑が鱗鰏、煎海鼠と共に俵物として長崎貿易における中国向けの重要輸出品となったが、志摩において干鮑が一般に製造されるようになるのは近代以降のことである。志摩では鮑を薄く剥き、生乾きにして竹筒で熨して作る熨斗鮑が、伊勢神宮への貢納や神宮御師への売却用に大量に作られた。

現在、神宮に納められる熨斗鮑は、鳥羽市国崎町の熨斗鮑調進所にて地区の長老たちにより古式に則

り作られている。だが、江戸時代に流通した熨斗鮑は、現在とは比較にならないほど量が多かった。それはどこで、誰の手によって作られたのであろうか。

先に見たように、船越村の貞享4(1687)年の文書には「四月より八月迄ハのしニ仕、宇治山田の商人ニ売申候」とあり、また石鏡村の指出帳には「鮑ハ諸商人売ニ仕、時ニ者之に廻し申候」とあることなどから、生の鮑から熨斗への加工は志摩の漁村で行われ、製品が宇治・山田の商人に販売されたことは間違いない。

年記はないが、寛保年間から安永年間に掛けての「若布一円御買上」という越賀村の記録によれば、7月28日から8月21日までの間、越賀、御座の「海士」17人が、越賀村の伊兵衛という者に率いられて紀州藩田丸領の伊勢国度会郡田曾浦へ鮑取りの出稼ぎに赴いた（恐らくは寛保3 [1743] 年時の熨斗鮑独占買得願いに関わる記録であると思われる）。10日から20日くらいの限られた期間の出稼ぎは、古来から一々藩へ断りを上げずに、毎年行っているという。そのことを述べた後、「右儀ニ而仕立候熨斗水揚帳面ニ致し改を請、熨斗村江持參候而海士方ニ所持仕候」との文言が続く。つまり、短期間の出稼ぎ先の現地で熨斗鮑に加工し、持ち帰っているのである。この加工を、出稼ぎ先である田曾浦の者や、海女たちを率いた伊兵衛のみが行ったというのは考えにくく、海女たち自身が熨斗鮑製造に携わったと見るべきであろう。

藤閥月が画筆を取り、寛政11(1799)年に刊行された『日本山海名産図会』には、海岸で男女が熨斗鮑を作る姿が描かれ、恐らくはこれを参考にしたと思われる江戸末期の歌川国貞（三代豊国）の描く「伊勢の海士長鮑制之図」も同様の構図を持つ。当時は漁村において、鮑の採捕にあたる海女自身を含む漁民たちによって、熨斗鮑が作られていたのである。

さて、中田四朗氏が紹介するように寛保3(1743)年3月27日、山田町下中之郷町の磯田市郎右衛門が金主となって、鳥羽町本町の熨斗問屋の甚兵衛とともに、志摩一円の熨斗鮑を独占的に買得する権利を鳥羽藩に対して出願した。初年度には30両を上納し、以後熨斗鮑が増加した場合には運上金を増額することを約している。しかし2人の計画は、宇治・山田の熨斗屋たちの消極的抵抗と、志摩漁民らが出稼ぎ地の熊野灘で熨斗鮑を「横流し」する行為により、出願からわずか4年後の延享4(1747)年に失敗に帰し、甚兵衛は廃業届を出している。なお、越賀村文書中には宇治・山田の熨斗屋から従来通りの取り引きを願い、聞き入れられない場合には西国や熊野地方に熨斗鮑を仕入れに赴くつもりであり、そうなれば志摩との縁も切れる、との圧力を掛けた文書も残されている。

宇治・山田の熨斗屋たちの抵抗は、志摩へ集荷に赴かないことで熨斗鮑の売り捌きを停滞させるということであったようだ。この動きと磯田、甚兵衛の独占買得の権利との関係など、詳細が不明な部分もあり、彼らの企図が失敗に終わった後の経緯もよく分からぬのだが、志摩で熨斗鮑を製造し、それを宇治・山田の熨斗商人が買い付けに来るという関係は、以後も変わらなかつたものと思われる。

次に越賀村文書に残される天保14(1843)年の「頭前海士人中」10名から村の肝煎役に宛てた願書を検討してみたい。「頭前海士人中」は三郎次以下全て男名前であり、海女漁を営む女性の夫たちの代表であったと思われる。文中には「艤居中一統」という組織も見られ、熨斗売却について権利を共有していたようだ。恐らくは先に見た口前金に關わり、熨斗鮑売上げの一定額（1割か）を艤居からも「海士」からも村に納める関係にあったのであろう。

さて、この頃にも越賀村では「八月中旬迄明四月迄者生貝ニテ商人方江壳渡シ、五月迄八月迄致熨斗作立之上、山田船江井川館上地八日市場笠松右三軒衆中御案内仕、当着之上壳捌仕來り候處」とする。生の鮑は「商人方」、恐らくは地元の商人の手により伊勢の河崎を中心とする参宮文化で賑わう地へ流通していく。一方、5月から8月に掛けての時期には、熨斗に「作立」て、伊勢の商人たちに連絡し、彼らが志摩へ到着した上で売り捌く、としている。生鮑が地元商人の手により河崎に運ばれ販売される

のに対し、熨斗鮑は伊勢の商人に呼び掛けて志摩へ集め、取り引きされるのである。

熨斗鮑は志摩で入札に掛けられ、落札商人に売却された。だが、天保14年時にはこの入札の仕方を変更したためか、熨斗商人が集まらない。願書が認められた時点では、海士たちが熨斗鮑を持ち寄り、地元商人たちが揃い、熨斗屋衆へ「凡拾返程も使相立」てたにも関わらず、彼らの出席はなかった。そのため海士たちは熨斗鮑を持ち帰るはめになり、「殆困入候」という状態である。

なぜ、このような行き違いが起こったのか。「頭前海士人中」らは「畢竟当村方ハ為熨斗屋とハ得意候處、自分立者御客と心得有之様ニ相考申候」との推測を記している。すなわち、越賀村は熨斗屋にとって「得意先」であるにも関わらず、熨斗屋は自分たちを「御客」と心得ているのではないか、と非難しているのである。憤慨した「頭前海士人中」は、手持ちの熨斗鮑が腐ってしまっても構わないので入札を中止するようにと「艤居中」に申し入れる。だが、たとえどんなに下値でも今回は売り扱いたいとの説得を受け、入札が行われた。しかしその額は「弥以割ニ逢不申」ほどの下値であり、以後は5年でも10年でも「海士人中一統熨斗ニ作間敷」と取りきめ、村のためにも鮑は全て生で売り渡し、村内で熨斗鮑の製造を一切停止することを願い出ているのである。

この結末がどうなったのかは不明だが、志摩の「海士」たちが熨斗鮑の取り引きについて強気な姿勢を示していることは間違いない。ちなみに享和3(1803)年の熨斗鮑独占取扱出願後、熨斗問屋甚兵衛は鳥羽藩への答弁書において、村々庄屋らから「熨斗ハ時々之相場物」であるから、比較相場を維持するために全部を甚兵衛に売却せず一部は外売りを認めること、また他の商人と同様に「村方勝手」のために口前銀を出すようにと求められたことを記している。甚兵衛は冥加金を負担した上で口前銀を出すのは「二重ニ御座候」と不満を隠さないが、仕方なく口前銀を村へ渡したという（中田論文）。

神宮の御師という大口の顧客に対しては、宇治・山田の熨斗屋を介して大量の熨斗鮑が売却されたのであろうが、熨斗鮑の販売ルートはそれのみではなかった。天保8(1837)年のことだが、越賀村の源四郎という商人が、伊勢・山田で難船の不正荷物取り引きの口入れを行ったという嫌疑で吟味を受けている。その口書によれば、彼は村内で熨斗鮑を仕入れて山田へ売り扱いに赴き、その後、津、桑名、名古屋で商いをし、再度伊勢山田に戻り、持ち荷を全て売り捌いた上で帰郷した。こうした地商人の商業規模がいかほどのものだったのかは不明だが、寛保年間のように独占請け負い体制が取られない限り、生鮑と同様の取引形態は当然ありえた。だが、志摩の商人が伊勢へ売りに行く形態と、伊勢の商人が志摩まで買い付けに行く形態では、明らかに志摩の村々にとっては後者の方が強い立場にある。源四郎のように、山田へ赴いても売れ残ってあちこちへ廻らなければならない場合もあった。

明治維新を迎えて御師制度が廃止された後、志摩漁村では熨斗鮑の需要激減の対策として干鮑の製造を始めた。明治14(1881)年に作られた『三重県水産概略』には、当時の鰯（鮑）の販売法として「捕獲ノ後、県下津山田松坂及ヒ名古屋等ニ回送ス、其低価ナルニ及シテ之レヲ乾シ大坂ニ輸送ス」としている。魚貝は一般にすぐに売らねば価値が暴落するため買い手市場になりがちであるが、それを加工・保存する技術があれば、生産者側も利益を確保し易い。江戸時代には、鮑を熨斗に加工することを志摩漁村で行っていたからこそ、宇治・山田の熨斗屋商人らに対して、一定程度の有利な立場を取り得た。生産（採取）、加工、販売の三段階を漁村で行っていたこと、現代風に言えば「六次産業化」が、志摩の海女漁業を有利な立場に置いていたと言えよう。

（5）海藻類の加工と販売

次に天草の出荷の様相を検討しよう。越賀村文書に文化3(1806)年の年記を持つ「産物目録控帳」という冊子がある。前年12月末からこの年の11月に掛けての1年間に天草を11度にわたり船に積み込み出荷した記録である。12月24日の取り引きは234貫と少量だが、他は2千貫から最大で6千800貫もの天草を

積み込んでいる。現在の天草取り引きが20~25kgを単位に、ほぼ米俵と同じくらいの大きさで俵詰めをして行われていることを参考にすれば、最大時におよそ千俵もの量の天草を船に積み込んだことになる。船籍は野間船が4回、常滑船1回を含め知多廻船が5回、淡路船2回、他は大坂、紀州三浦、讃岐、阿波の船が各1回となっている。冊子末尾には、これらの天草取り引きの総量として3万9871貫300匁、代金16貫267匁4分9厘との数字が示されている。現在の単位に直せば年間150トンもの出荷量となり、またその売上額は、米1石60匁換算で越賀村の年貢額の約7割にも及ぶ。

さて、注目されるのは、11度のうち天草採取の盛期である6月に2度出荷しているが、季節に関わりなく一年中取り引きが見られる点である。冬期にも出荷がされているということは、その間に加工と保管が行われていたということにはかならない。生草ではなく、水と天日に交互に晒して脱色・乾燥した晒草が志摩で作られ、出荷されていたのである。若布や荒布など海草類の多くは、これと同様に一定の加工を施して商品化されたものと思われる。志摩地方に伝わる江戸時代の絵画資料に、海岸で男女が荒布を乾かし、整理する場面を描いたものがあることも、これを裏付けよう（中田四朗「近世における志摩の荒布漁業（上）」）。

天草と荒布は、文化2(1805)年に志摩国が国産として藩で独占買上することとなり、大坂へ積み送り、鴻池が藏元役を務めていた。前記の越賀村文書は、国産化に伴う記録であろう。だが文化9年に鴻池が「南張村左波切迄」の村々と交わした議定書によれば、鳥羽藩による海草の国産仕法はうまく機能せず、文化8年に中止となっている。

その前段階の文化7年に、同じ「南張村左波切迄」の村々が鳥羽藩に国産仕法の停止を求めた訴願があった。寛政年間に比すれば荒布の産出が減少したこともあるが、紀州藩領産の海草との競合が主要な要因であったらしい。願書中には「紀州御領海藻之儀者當國產与大ニ相違仕、夫故直段合隔り申事ニ御座候、然處右者却而當時捌口宜敷、暫時も不差置積登申由及承申候、然上者當國之產物追々不位ニ茂果相成」と記している。紀州産の海草は志摩産に比すれば質は劣り価格も安いが、それゆえに昨今は活発に取り引きされ、在庫が残らないほどだと言う。対して志摩産は、藩による買い上げのために隨時売り捌くことができず、「產物雨腐痛」という状態だったようだ。

翌年に国産仕法が終了したのは、村々の出願を受けてのことであつただろう。さて文化9年に鴻池は、右の村々と熟談の上で、今後荒布と天草を永久に全量買い取ることを約した。条件として外売りをしないことのほか、村々で荒布・天草を痛まないように保管用の小屋を造ることを依頼している。村々で海草を加工し保管することで、値段相場を見合わせつつの出荷が可能になり、有利な条件を確保できるのである。

幕末期には、商人以外の外部勢力による独占買い付けの動きがあり、また再び国産化の試みがなされ、複雑な事態となる。慶応元(1865)年9月に伊勢の慶光院役所が、鳥羽藩に対して朝廷御用を掲げて志摩国の天草の一手買い入れを

申し入れた。慶光院とは、戦国期に3世清順が勧進により遷宮再興に貢献した功績により、江戸時代の伊勢神宮において大きな特権を有した寺院である。なぜ慶光院がこのような出願をなしたのかその経緯は不明だが、鳥羽藩からの諮問を受

| No. | 月日 | 量(貫目) | 船 |
|-----|--------|--------|-------------------|
| 1 | 2月10日 | 2263.9 | 常滑又四郎船 |
| 2 | 3月14日 | 3500 | 大坂桑名屋為右衛門船 御座村江瀬取 |
| 3 | 5月19日 | 3249.1 | 野間与四郎船 |
| 4 | 6月22日 | 4812.7 | 野間藤藏船 |
| 5 | 6月26日 | 3375.9 | 淡路嘉蔵船 |
| 6 | 7月5日 | 6800.2 | 紀州三浦嘉兵衛船 |
| 7 | 9月11日 | 2987.5 | 野間万助船 |
| 8 | 10月12日 | 5475.6 | 讃岐十吉船 |
| 9 | 11月7日 | 3220.6 | 野間七兵衛 |
| 10 | 11月21日 | 4185.8 | 阿波十蔵船 |
| 11 | 12月24日 | 234.2 | 淡路儀助船 |

V-5-4表 越賀村文化3年天草出荷記録

けた村々は強い反対の意思を示した。ただし先島半島の布施田、和具、越賀、御座の4か村は、これまで通りの落札値段での取り引きを前提に、取揚高の半分を慶光院に渡すことを提案している（越賀村文書）。

慶応2(1866)年4月に天草の入札売り払いが差し止めとなり、翌月には改めて国産化を命じる触が出され、大坂の蔵屋敷の紀伊国屋喜兵衛と上田市兵衛、田辺屋治兵衛が産物支配役に任じられた。3人は「海草掛け」の庄屋中らと共に鳥羽城下で仕法の達しを受けている。早速大坂商人が志摩の村々に入り込み買い付けに掛かるが、「莫太之直下ヶ」となり、村々では混乱が生じた。翌慶応3(1867)年5月には、紀州藩が志摩国の大草を「一手買」にしたいと鳥羽藩に対して掛け合っており、村々では「御自國之御產物他国へ御任ニ相成候義、往々下方難渋之基ニ相成」と反発している。

幕末から明治前期にかけて、天草は中国向け最重要輸出品の一つである寒天の原料として、需要が激増していた。その規模は明治21(1888)年の越賀村において、村の「海陸売上げ高」（漁業と農業を合わせた全生産金額）の8割を占めるほどであった。だが、寒天の製法が開発されたのは17世紀末であり、信州で大規模に製造が始まるのは天保年間まで下る。志摩の大草が上方商人との関わりを持つのは、確認できる限り19世紀に入ってからで、荒布や後述の海鼠に比べ遅いのは、寒天製造の一般化を待たねばならなかつたためであろう。

一方、荒布は17世紀から盛んに流通していた。荒布は重量当たりの値段は安いが産出は膨大のため、「海辺第一之産物ニ而村方相続之基」（越賀村文書、文化元〔1804〕年）と表現されるほど志摩漁村において重要な位置を占めた。特に天草や若布などに先駆けて、17世紀中に既に上方商人が村を単位とする独占買い付けを行っていたことが注目される。前述したように、石鏡村では延宝9(1681)の「目録之引替」に「荒布之義、従前々京伏見商人ニ年々金子借用仕ニ付売申候」と記され、越賀村でも貞享3(1686)年には大坂商人（とまや又兵衛、大津屋平右衛門）との間で前借りを受けて取り引きしている。菅島村でも、元禄11(1698)年に大坂西横堀の布屋安兵衛と荒布の取り引きをした記録が残されている（中田四朗「近世における志摩の荒布漁業（上）」『海と人間』15、1988年）。

慶応2(1866)年8月には、答志、菅島、国崎、相差、安乗、船越、片田、布施田、和具、越賀、御座、浜島の12か村が、藩の勝手掛け役人と代官の保証の下、大坂の荒物屋半兵衛と淡路の山口甚四郎から、後に荒布を差し送ることを条件に、融通金2000両を借り受けている。村と上方商人との間で個別に結ばれた関係から、時代を下るに従って藩が介入し、かつ村々が広域的に対応するようになる状況は、鮑や天草などと同様である。

貝と海草以外では、海女漁のみの獲物ではないものの、海鼠について正徳6(1716)年に京都の奥喜兵衛という商人が、冥加金30両の上納を約して鳥羽藩領内一円の独占的買入を、鳥羽横町の伝左衛門を請人として出願している（「浦村文書」『三重県史資料編近世3（下）』所収）。下問を受けた村々の返答書を合わせると、この出願以前から既に他国商人が志摩へ入り込み、無利息前金などの便宜を図って集荷していたことが分かる。奥喜兵衛の出願は認可されたが、この体制が何時まで続いたのかは判明しない。天保13(1842)年には煎海鼠の抜け売りを咎める触が鳥羽藩の「産物掛け」役人から出されている。『藩史大事典』によれば、鳥羽藩は天保4(1833)年に国産仕法を再開し請け買制になったとするが、上方商人の請け負い制から国産化への転換は、幕府の俵物に関する流通統制との関連で分析すべきことであろう。いずれにしても、奥喜兵衛の出願時には「生海鼠」と表現されていたが、天保年間の藩の達しでは「煎海鼠」の流通が問題となっている。藩に対してコノワタを献上した記録もあり、海鼠についても志摩漁村が加工して流通させていたことは明らかである。

おわりに

以上、江戸時代中の古文書資料を中心に、歴史的な海女漁の「技能」について述べてきた。志摩漁村の経済において海女漁の比重は小さくなく、村によっては半分以上を占める。地域社会のなかで海女漁が維持されるようなシステムが発達したのは当然のことであった。それは潜水漁業の面だけでなく、漁村の女性が潜水漁業を営まない局面においても、彼女らが生業を続けるための工夫がなされていた。

また海女の獲物は漁村において加工され、様々なルートを用い、志摩漁村側の主導権を確保する形で販売されていた。そのことが、取り引きにおいて志摩の海女漁業を有利な位置に置いていたのである。経済のグローバル化が進行した現代社会において、当時の経済構造を復元することは難しいが、海女漁や海女文化の保全のためには、潜水する漁業形態のみではなく、漁村のなりわい、生産構造のあり方を視野に入れて考えなければならないであろう。

(塙本 明)

6 近代期の海女漁獲物とその製造・加工 —各種の統計資料から見る—

はじめに

前回の『海女習俗基礎調査報告書』（以下、「前回報告」）では、「近代期の海女調査とその資料」として、海女に関する調査の状況や海女人口及び漁法等の習俗慣例に注目して資料をいくつかあげてみた。不十分なところもあるが、漁法等の習俗慣例の紹介はほかにも見られ、それらを総合していただくこととする。こうした習俗慣例は多少変化しながら海女漁は続き、今も志摩地域には全国の海女の約半数が存在する。その背景には、海女漁が最も有効な手段である漁獲物が多く分布し、その漁獲物の製造・加工などについても各漁村に受入れ体制があったからであると考えられる。

そこで、今回は近代期における海女の漁獲物に目を向けてみようと思う。漁獲数量だけでなく、漁獲物の加工や流通についても歴史的な資料でながめていきたい。しかし、海女の漁獲物に限って記述された資料や統計は数少ない。そのため、前回に掲げた資料を再度利用することを断わるとともに、これらの資料の詳しい作成時期・経緯などは前回報告を参考にされたい。

（1）海女漁獲物に関する近代期の主要資料

a 海女の漁獲についての記述

海女が対象とする漁獲物は、鮑がその最たるものであるが、時期や地域により漁獲物の品目は多少違った。それには漁場の状況、需要の関係、漁獲物価額の問題、さらには漁獲物の受入れ体制など様々な要因があった。そこで、順を追って海女の漁獲について触れた近代期の主要な資料を見てみよう。

① 『三重県水産図解』

まず、明治前期の資料でいくつか海女漁獲物の記述が見られるのは、明治16年（1883）の水産博覧会に出品した『三重県水産図解』である。「鮫一名石決明」の項冒頭に「鮫ノ漁場ハ頗ル広シト雖モ志摩國沿岸最モ多シ（中略）其漁事ニ二法アリ、蟹婦潜水シ手カラ捕フモノト船中ヨリ棕ヲ以テ突捕ルモノ」と記され、「蟹婦潜水」の方法は志州国崎村、「突捕」の方法は勢州度会郡相賀浦の漁法を例示している。国崎村では「蟹婦潜水シテ捕フルモノハ大概ネ五月ヨリ十一月ノ交トス、最モ七、八月ヲ宜トス」とし、その続きに海女の漁法を詳述する。そして、フナド海女を描いた「鮫漁之図」中に「イノカイ、シンジュカイ、アラメ、ワカメ等モ採捕ス」と他の海女漁獲物が小さく記されている。さらに、本文には「鮫熨斗、干鮫、塩鮫、鮫罐詰、粕漬鮫」の製造法や鮫の販売状況なども説明しており、それについては後述する。なお、本資料ではアワビに「鮫」の字を用いているが、のち一般的にはアワビに「鮑」、トコブシ（俗にフクダメ・フクとも称す）に「鮫」の使うことが多くなったようである。

次に「真珠」の項では、「真珠貝ハ志摩國沿岸ニ産育スル多シ、之ヲ捕ルハ四季ヲ問ハスト雖モ五月ヨリ七月迄ヲ良季トス、其捕法三ツアリ、小舟ヨリ小桁網ヲ曳クモノト（割注省略）蟹婦潜水補収スルモノト又ニテ突キ採ルモノトナリ」とある。そのうち、「蟹婦潜水捕収」は志州布施田村、「又ニテ突キ採ル」漁法は同州浜島村が紹介されており、布施田村の海女漁では「カリ棒^{ヒシ}長サ一尺三寸ヲ携ヘ潜水シ雜藻ノ中ヲ探リ暗礁ニ附着セルモノヲカリ棒ニテ起シ採ルモノナリ」とその採取方法も記されている。

また、「石花菜及各種苔藻」の項には「石花菜ハ勢州南部及ヒ志州沿岸ニ産ス、最モ志州英虞郡ヲ多シトス、採藻ノ季節ハ地位ニヨリ良々異同アリト雖モ大概ネ五月ヨリ八月迄ヲ宜シトス、之レヲ採取スルニ男女舟ヲ同フシ、二、三十丁ノ沖ニ出テ、延婦腰ニ網囊ヲ帶ヒ潜水採収スルアリ」と記され、海女の重要な漁獲物であった。特に志摩地方の石花菜は「其色紫色ニシテ細微ナル事毛髪ノ如シ、内国産中良質ノ名称アリ」とも言われた。それに、若布についても「小舟ヨリ磯ニ出テ蟹婦潜水シテ鎌モテ伐リ取ル」という一方法をあげている。

② 『蟹婦労働問題の研究』

これは、大正6年（1917）に京都帝国大学法科の学生・伊丹萬里が発行した海女をテーマにした研究論文である。三重県衛生課が同10年に発行した『蟹婦ニ就テ』に先行するもので、かなり広い範囲で海女の当時の状況を知ることができる。ただ、題名どおり労働問題や健康を中心に記述しているため、海女の漁獲物について詳しい調査はなく、「主たる採取物は介藻類にして、志摩に於ける介藻の全産額は蟹婦の手に依りて集取せられたるものと言ふも不可なし」と記し、同3年の志摩郡役所の統計資料を引用しているだけである。ちなみに、引用資料に掲げられた品目は、介類で「真珠介・鮑・螺鰐・鰯・胎介・其他」、藻類では「若布・荒布・石花菜・搗布・海蘿・鹿尾菜・海髮・紫菜・恵胡草・鹿角草・雜藻」で、一応の参考としておきたい。

③ 『蟹婦ニ就テ』

前述したように、大正10年に県衛生課が保健衛生調査結果のうち海女に関する部分を抜粋して別冊として発行したものである。これも保健衛生面での調査が多いが、海女の漁獲物について「採捕ノ水産物
アハビ フクダメ サザエ シンジュガヒ イセエビ アラメ カジメ ワカメ アマノリ テングサ フノリ
主ナルモノヲ掲クレバ鮑、鰯、螺鰐、真珠貝、龍蝦、荒布、搗布、若布、紫菜、石花菜、海蘿、
ヒジキ ツノマタ ミル 鹿尾菜、鹿角菜、水松等ナリ」とあげられ、個々に「参照トスベキ事項」の記述も見られる。やはり、最初には鮑があげられているが、これで海女の対象とする漁獲物がかなり絞ることができる。

④ 『三重県志摩半島「海女」労働事情』（以下、『労働事情』）

名古屋地方職業紹介事務局が昭和9年（1934）に発行した調査書で、海女の漁獲について村単位にかなり詳しく記載されている。「採捕物」ごとに「従漁海女・漁期・従漁日数・数量・価額」が示され、村の海女人数（重錐使用者・不使用者の区分あり）とともに掲げられている。各漁業組合が報告したもので、前回報告でも表（V-4-1）に示したが、海女の漁獲物は鮑・榮螺・天草・若布・荒布・搗布・海鼠・伊勢蝦・真珠介で、村によってはその他の漁獲物に鬼草・鳥豆草・ヒジキ・ノリがあがっている。

b 海女漁獲物の推移を知る統計資料

前回報告には「海女・海士漁業の漁獲物と生産額」として平成22年（2010）度の志摩地域全体の漁獲物・生産額があげられ、漁業協同組合支所ごとの調査票も収録されている。海女と海士の区別が不明なことや合計のみで各漁獲物の数量がわからないこともあるが、海女の漁獲物について概略はつかめる。漁獲物はアワビ・サザエ・トコブシ（フクダメ）・ウニ類・ナマコ類・テングサ類・アラメ・ヒジキの種別があげられ、その他の水産動物類や海藻類もある。最も多い漁獲物はサザエの約392トンで、生産額でも約2億9千万円に及ぶ。それに対して、アワビの生産額も約2億7千万円とサザエと肩を並べるもの、漁獲高では約58トンである。前回報告でも明治18年には答志郡だけでアワビの漁獲高が142トンあったのに極端に減少していることを既に指摘されており（野村史隆「海女漁の現状」）、時期によって漁獲高は変動した。その要因は様々ある。漁場の変化や漁獲過剰に伴う資源不足のほか、消費者の嗜好による漁獲物の選択、さらには明治期のような輸出重要品としての指定、海女の漁村周辺の水産物製造業者の在り方など、社会的背景によっても海女の漁獲物の数量・価額は変わった。時期的な推移だけでなく、地域的にもそれぞれの漁獲物に変化は見られた。

そこで、海女が対象とした漁獲物を種別ごとにその漁獲高・価額の推移を見てみようと思うが、それに先立って漁獲物に関する近代期の統計資料を概観しておく。

① 『三重県統計書』

明治9年の『三重県治概表』に始まり、翌10年より『三重県統計表』（以下、「県統計表」）15年からは『三重県統計書』（以下、「県統計書」）と名が変えられて現在まで続く（ただし、明治28年・同33年及び昭和16年の一部と昭和17年～21年は発行されていない）。『三重県史』別編統計には、県統計書に基づいて明治37年（海藻類は36年）～昭和15年の沿岸漁獲物数量・価額が累年比較されている。海女が対象とする貝類（鮑・鰯・

真珠貝・栄螺・貽貝)、水産動物(海鼠・いせえび)、海藻類(石花菜・荒布・若布・搗布・鹿角菜・鹿尾菜・海蘿)も含まれているが、紙幅の関係から県全体の数値で、郡や町村別の表示はない。

初期の県統計表・書は、項目や様式が多く変更されて累年統計は作成しづらい。その反面、明治10年代は県統計表・書のほかに統計資料がなく、それに頼らざるを得ないところもある。明治9年の『三重県治概表』には、鮑・貽貝・鹿角菜・石花菜・和布・荒布が「物産」欄にあげられるものの、数量・価額、採取地などは記されていない。10年以降の県統計表では、同じ「物産」欄に「特有物産」として乾鮑・海参・石花菜・鹿尾菜が数量・価金とともに掲げられる。漁獲物そのものではなく、乾鮑・海参(海鼠の乾燥品)といった製造品で、12年~14年の県統計表には石花菜・鹿尾菜などの県内12港の輸出入額も記載が見られる。

明治15年~18年の県統計書では、「海産」として上記と同じ水産製造品が郡別に数量が掲げられ、17年は和布・海蘿・荒布、18年は和布・海蘿の品目が増えている。それに、16年からは「漁浦」の項目欄が設けられ、「採捕ノ水産名」があげられ、鮑・石花菜・鹿尾菜・荒布などの多い漁浦を知ることができる。特に18年には詳細な調査がなされ、漁浦ごとに多数の漁獲物が記され、23年の県統計書まで掲載されている。ただ、この調査で栄螺をあげた漁浦は見られない。

明治19年~35年の県統計書は統計方法がしばしば変更される。21年では県全体の漁獲物数量・価額があげられる。鮑は乾鮑と鮑に分けられ、ほかに海参・和布・荒布・海蘿・石花菜・鹿尾菜があり、20年・21年には栄螺、21年に真珠が加わる。22年~24年は細かい漁獲物種別の統計はなされず、海水産・淡水産の漁獲価額、塩魚類・乾魚類・苔藻類・肥料・魚油・寒天に区分した製品価額が郡別に記載される。ちなみに、寒天は22年の北牟婁郡に見られ、その価額は59円である。なお、24年~26年では水産製品(乾物類・苔藻類)の細別があり、乾鮑・海蘿・鹿尾菜・荒布・鹿角菜の郡別数量・価額が示される。うち25年・26年では水産製品だけでなく、漁獲物種別の数量・価額の累年比較が加わるが、郡別の比較はなされていない。27年~35年は漁獲物・水産製品(加工品または製造品)とも種別ごとに郡市別に細別されるものの、数量はなく価額のみである。

明治36年以降の県統計書では、漁獲物・水産製品について数量・価額が示され、統計種別も固定される。36年の漁獲物は「伊勢内海・伊勢南海・志摩海・紀伊海ノ内」の区分であるが、37年からは郡市別に掲げられる。そのため、種別ごと累年比較が可能で、『三重県史』別編統計(平成元年発行)に再掲されている。ここでは、明治38年~昭和15年を5年ごとに海女漁獲物に関する深い鮑・鰯・栄螺・貽貝・海鼠・龍蝦(イセエビ)の貝・水産動物、石花菜・荒布・和布・搗布・鹿角菜・鹿尾菜・海蘿の海藻類の数量・価額を志摩郡と県全体に分けて表示してみた(V-6-1・2表)。

② 『水産事項特別調査』

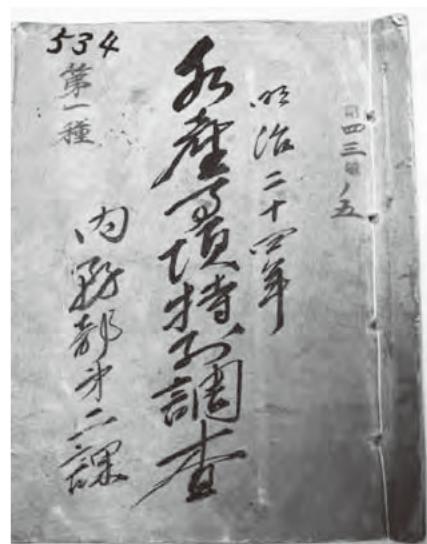
明治25年11月8日付けで、農商務大臣は道府県に対して水産事項の特別調査を命じた(農商務省訓令第3号)。その調査の事項は「第一款水産業者、第二款水産業ニ関スル土地及漁獲期、第三款漁船及漁具、第四款漁獲及製造、第五款販売、第六款水産業経済、第七款漁場及採藻場」であり、24年の実績をもとに全国からの回答を求めた。その結果は、農商務省が27年3月に『水産事項特別調査 全』として印刷刊行した。たとえば、鮑の漁獲数量では千葉県の約41万貫を筆頭に三重・静岡・神奈川・茨城・福島・宮城・岩手・青森・新潟・石川・島根・山口・徳島・愛媛・大分・長崎・熊本県及び北海道で1万貫を超す数値が報告されている。このように、全国の状況を知るには便利である。

また、石川県においては、同県内の調査結果を印刷し公表している。三重県では印刷はしていないものの、県庁文書中に農商務省に提出した控文書『明治二十四年 水産事項特別調査』(以下、「水産事項調査書」)が残存している(写真)。農商務省が印刷発行した『水産事項特別調査 全』では省略されている項目も見られ、当時の県内水産業の事情を知る上で有効な資料である。前回報告では、海女に限定した記述で

はないこともあり、わずかな紹介に留めた。しかし、今回取り上げる海女の漁獲物や製造・加工、さらには流通に関してはかなり参考となるところが多い。特に漁浦単位に重要水産物を生鮮物・製造物に区分して掲げていて地域特性がよくわかる。さらに、郡別に漁獲物ごとに生売りと製造材料の販売区分もなされている。

③ 『志摩郡統計書』

明治11年の郡区町村編制法の制定に伴って、三重県では翌12年2月に15の郡役所が置かれた。その後、22年の町村制の施行を経て三重県では29年に郡制が施行となる。郡役所が県の末端組織ではなく、独自の行政機関として確立され、その前後から郡単位の統計書も発行されるようになった。志摩郡では35年に『明治三十三年三重県志摩郡統計一覧 全』(以下、「志摩郡統計一覧」)が発行されている。それが最初かどうかは明らかでないが、ほかには明治42年と43年の『三重県志摩郡統計書』(以下、「志摩郡統計書」)が確認されている。これらから明治33年と43年の町村別の海女漁獲物と製作品の数量・価額をV-6-3・4・6表に掲げた。



④ 『三重県漁村調査 志摩郡之部』(以下、『漁村調査』)

県水産試験場が大正10年末～11年3月に調査を実施し、12年3月に発行したもので、前回報告でも一部海女に関する記述部分を紹介した。今回は、海女に関わる漁獲物や水産製造品について、同書にある大正8年～10年の平均数量・価額をV-6-3・4・6表にあげた。ただ、志摩郡の全体数値は何を根拠にしたのか、V-6-1・2・5表の大正9年の県統計書の数値とはかけ離れたところがある。また、町村によって主要漁獲物・製作品の記載基準が異なるようで、町村の合計が志摩郡全体数値に符合しないものもある。しかし、当時の傾向が町村別にわかるので、あえて付表に加えた。それに、この『漁村調査』では、神島村で「蟹婦漁業ニテハ鮑取」、菅島村で「鮑漁業 蟹婦舟付」・「荒布漁業 蟹婦」など、海女漁の状況や漁村内の水産製造業の様子が記述され、海女漁獲物や受入れ体制などがうかがえる。

(2) 海女に関する漁獲物数量・価額の推移

a 貝類・水産動物

海女が潜水によって多く捕獲する種別は、貝類・水産動物ではアワビ・トコブシ(フクダメ)・シンジュガイ・サザエ・イノカイ・ナマコ・イセエビなどである。前回報告や今回の海女聞き取り調査によれば、このほかにイタボガキ(夏カキ)・ホラガイやウニ類などもあげられるものの、近代の統計資料においては前記の種別が圧倒的多く、その組合せ種別にはさほど大きな変化がなかった。しかし、種別の中には時期によって漁獲高・価額に変化が見られ、それは町村によっても異なったので、その推移をながめてみたい。ただし、漁獲物は自然状況に左右されやすく、豊漁・不漁の差が激しい。付表に掲げた数値のみでは判断できない面もあるが、およそその傾向はつかめると考えられる。なお、漁獲物名について、この項以下の本文では資料引用を除いてカタカナを用いることにする。

① アワビ(鮑)

アワビの県内漁獲数量を郡別に示した早い資料は、明治24年の水産事項調査書であり、それをV-6-1表の冒頭に掲げた。県全体の漁獲数量が26,939貫で、答志郡21,890貫・英虞郡4,382貫と志摩地域で全体の98%を占める。中でも答志郡が圧倒的に多いが、V-6-3表の町村別数量で見ると、33年は旧答志郡域10,581貫・旧英虞郡域8,364貫と多少旧答志郡域の方が多いとは言え、43年や大正8年～10年の平均では旧英虞郡域の漁獲数量が旧答志郡域を上回るようになる。また、県全体の漁獲数量では、明治24年

は20年の41,930貫（県統計書）に比べて減少しており、33年も志摩郡の占める漁獲割合から考えて、その傾向はうかがえる。しかし、38年以降は60,000貫以上の漁獲数量が大正元年まで続き、大正4年～8年には20,000貫台と再び低迷した。特に大正4年は志摩郡の漁獲割合が70%となり、志摩のアワビ漁は不調であった。そして、9年から徐々に増加し、13年に県全体で70,000貫、昭和元年に90,000貫を超えるようになり、8年には95,474貫の最多漁獲量を記録した（『三重県史』別編統計）。

次に、アワビの価額について、明治24年は1貫あたり30銭前後であったが、33年には約70銭、43年には約87銭となった。大正期に入ると、アワビ不漁の影響か大正4年には1円前後となり、さらに9年には4円近くまで単価が上昇する。ただ、大正後期から昭和期にかけては豊漁のためか2円台まで値下がりし、戦時統制下の昭和15年には5円を超える高値となった。

② トコブシ（フクダメ）（鮓）

県統計書では明治37年以降大正10年まで漁獲数量や価額が表示され、V-6-1表にはそのうちの4年次を抽出した。アワビ同様に明治末期から大正初期の漁獲数量が多く、大正2年には県全体の漁獲数量が約25,000貫あった。価額は、明治38年に1貫あたり30銭程度であったのが明治44年55銭、大正2年64銭となり、4、5年は50銭を切るが、6年には76銭にあがり、7年には1円を超え、大正10年には1円50銭に達した（『三重県史』別編統計）。

地域的にはV-6-3表のように旧英虞郡域で漁獲数量が多く、明治38年では県全体の漁獲数量に占める志摩郡の割合は96%であった。それが徐々に割合が減り、大正9年には60%になる。北牟婁郡の漁獲割合が増加したからで、志摩の海女の北牟婁郡への出稼ぎに関係があるのかもしれない。

③ シンジュガイ（真珠貝）

シンジュガイは明治16年の『三重県水産図解』に海女漁獲物としてあげられるが、天然真珠の偶然の取得を目的としていて「大ニ幸不幸アルモノ」と言われ、食用に供しても美味ではなかった。そのためか、10年代の県統計表・書ではシンジュガイは漁獲物種別に入っていない。ところが、20年代に入って御木本幸吉が真珠養殖業を始め、26年（翌年説もある）に半円真珠の養殖に成功し、さらに真円真珠養殖への努力が各地で行われた30年代後半にはシンジュガイの捕獲が盛んになったと考えられる。昭和55年～60年の『真珠新聞』に連載されたコラム「父・御木本幸吉を語る」（乙竹あい著）には、21年に初めて神明村で海面を借用して海女からシンジュガイを買い取って放養し（820号）、35年には100万個のシンジュガイを放養できるようになったという（835号）。そうしたことから、24年に県全体で5,700貫の漁獲数量が38年には18,196貫、43年には113,444貫と20倍にもなった。

地域的には志摩郡と度会郡内で漁獲があった。明治43年では志摩郡の中では神明村の25万貫が最多で、そのほか布施田村・船越村・片田村・和具村・越賀村・立神村でもそれぞれ神明村の10%以下の漁獲が見られる。前述したように、神明村は御木本が真珠養殖を始めた箇所で、43年当時には約170万坪に及ぶ大きな真珠養殖場が所在し（『志摩郡統計書』）、シンジュガイの漁獲数量が多かったのである。なお、V-6-1表によれば、43年の度会郡のシンジュガイ漁獲数量は、志摩郡の32,587貫を超えて80,857貫があった。それは38年頃から度会郡外海の南海村などで真珠養殖業を行う者があらわれ、御木本も41年に五ヶ所浦に養殖場を設置した（大林日出雄『御木本幸吉』吉川弘文館 昭和46年）ことなどの結果であろう。ただ、度会郡のシンジュガイ捕獲方法としては「挟捕」が多く見られ、38年発行の『三重県水産試験場事業成績』第1巻の「真珠介捕採ニ從事スル漁業者」の35年統計には志摩郡（浜島・和具・片田・立神・布施田・片田・神明村）の「蟹婦」375人・「挟捕」147人に対して、度会郡（迫間・阿曾浦）では「蟹婦」50人・「挟捕」133人が報告されている。

④ サザエ（榮螺）

『三重県水産図解』末尾の「漁村維持法并規約」には国崎村の項で神宮への調進物が記載されており、

アワビとともにサザエも古くから調進されていたことがわかる。それも「生栄螺」・「干栄螺」双方があった。しかし、明治初期においてはサザエの捕獲は少なかったようで、県統計表にサザエの統計は見られない。県統計書の時期になっても明治20年に数量28,462個・価額28円、21年に数量809貫、価額16円が掲げられるだけである。24年の水産事項調査書では、答志郡の数値がなく、度会郡と英虞郡であわせて漁獲数量137貫と価額82円があげられている。いずれにしても後年の漁獲数量に比べて少なく、33年の『志摩郡統計一覧』にもサザエの統計はない。こうした明治前半期のサザエ捕獲の少なさには様々な原因があるが、一つはサザエの蕃殖状況で、明治25年に農商務省農務局が発行した『水産予察調査報告』の「第三区志摩海」の項に興味深い記述がある。それは「現ニさざいハ明治八、九年マデハ甚タ稀レナリシモ其後非常ニ多ク蕃殖シタリ」という件で、明治初期にはサザエが少なかったという。

サザエの漁獲数量が多くなる時期は明確でないが、V-6-1表のように38年には漁獲数量が県全体で1万貫を超え、43年には8万貫に達した。以後、大正期には多少変動があったものの、最低が大正10年の36,109貫、最高が同14年の129,475貫で、さらに昭和期に入ると漁獲数量が格段に増加し、昭和4年や9年には30万貫を突破した（『三重県史』別編統計）。

⑤ イノカイ（イガイ）（貽貝）

イノカイは、海女の漁獲物として『三重県水産図解』に記されるが、漁獲統計は明治24年水産事項調査書が最初である。答志郡で27,000貫、英虞郡で2,192貫の漁獲数量があがり、その他の郡では記載がない。イノガイは大半が乾燥されて製品とされるため、35年以前の県統計書では「乾淡菜」として価額統計のみが掲げられることが多い。「淡菜」とはイノカイの異称で、特に乾燥したもの指すこともあり、中華料理に珍重された。

明治36年の県統計書から漁獲数量も示され、36年の漁獲数量は県全体で47,632貫である。それに対して37年は353,201貫、38年には401,650貫にも増加した。日露戦争の時期であり、その影響があったのかかもしれないが、39年は26,260貫と極端に減少し、それ以後も増減を繰り返しながら大正期にはかなり漁獲が減り、県統計書にも掲載されなくなっていった。

⑥ ナマコ（海鼠）

ゆでて乾燥したナマコは海参（イリコ）と呼ばれ、イノカイ同様に中華料理の材料として珍重された。明治28年に農商務省農務局が発行した『輸出重要品要覧 水産之部』に含まれており、三重県でも明治前期からかなり海参の製造があった。明治10年の県統計表から「海参」あるいは「乾海参」として製造数量や価額（価額のみの年次もある）が掲げられ、明治22年～24年を除き、昭和16年までの統計が取れる。しかし、ナマコの漁獲については、県統計書では明治25年～35年は価額のみが掲げられ、36年以降は漁獲数量・価額が表記される。V-6-1表には24年は水産事項調査書、33年は『志摩郡統計一覧』の数値を掲載したが、全体的な傾向として明治・大正期よりも昭和期に入って漁獲数量が多くなる。そして、1貫あたりの単価も大正期前半で20銭未満であったのが大正9年頃から上昇し、一時下がることがあったものの、昭和15年には1円70銭の高値となった。

⑦ イセエビ（伊勢蝦、龍蝦）

イセエビの漁獲は海女というより『漁村調査』では各村に「龍蝦刺網漁業」と記され、刺網の漁獲が多かったと思われる。しかし、『労働事情』には、昭和7年の海女漁獲物として答志村・神島村、長岡村相差・畔名村・波切町・船越村・布施田村・和具村・御座村に「伊勢蝦」があがる。うち最多漁獲数量は波切町の2,283貫で、価額も10,270円と高額であり、「従漁海女」100人、「漁期」10月1日～翌年5月31日、「従魚日数」148日と報告される。

明治前期の県統計書ではイセエビの区分がないため、V-6-1表は明治38年以降の統計であるが、刺網漁業を含める漁獲数量は時期とともににおおむね上昇し、価額も高くなつた。明治43年に1貫あたり1円

ほどの単価が昭和5年には5円前後となり、15年には10円近くに値上がりした。

b 海藻類

大正10年発行の『蟹婦ニ就テ』には海女の採捕する海藻類として「荒布、搗布、若布、紫菜、石花菜、
フノリ ヒジキ ツノマタ ミル 海蘿、鹿尾菜、鹿角菜、水松等」があがっている。また、前回報告では各漁業協同組合支所にテングサ
類・アラメ・ヒジキ・その他に分けて漁獲量・生産額を聞き合わせ、その他にはフノリ・アオサ・メカブ
が含まれていた。こうしたことから、海女の採捕する海藻類のうちテングサ・アラメ・ワカメ・カジメ・ツノマタ・ヒジキ・フノリの統計をV-6-2表にまとめ、テングサ・アラメ・カジメ・ヒジキの町村
別漁獲数量をV-6-4表に掲げた。

① テングサ（石花菜）

テングサは明治期の輸出重要品に指定された寒天の材料となり、海女の重要な漁獲物であった。志摩
のテングサは良質とされ、明治9年の『三重県治概表』から県統計表や22年～24年の海藻類として一括
された時期を除いて県統計書にテングサの項目が見られる。県全体の漁獲数量は大正後期から昭和初期
にかけて多く、昭和元年に約21万貫、同2年に約25万貫に達した。テングサは志摩郡以外に度会郡や南・
北牟婁郡でも多く採捕され、県全体に対する志摩郡の漁獲数量の割合がV-6-2表によれば昭和期は30%
～40%であるものの、大正期以前は割合が低く、志摩海のテングサがきわめて不作であった。それは前述
したようにサザエの蕃殖が影響し、テングサがサザエに「讒害セラレタ」という明治24年の調査もある
（『水産調査予察報告』農商務省農務局 明治25年）。特に明治24年・43年、大正9年は10%にも及ばず、明治26
年頃から北海道の利尻島や礼文島にまでテングサを求めて出稼ぎしたこと（中田四朗「志摩における出稼ぎ文
書」『郷土志摩』第54号 昭和54年）も頷ける。なお、1貫あたりの単価は時期によってかなり差は見られる
が、大正4年以外は県全体よりも志摩郡の方が高額で、2倍以上になることもあった。

② アラメ（荒布）

鳥羽市神島町の八代神社には永禄6年（1563）の「荒布船許可状」（木札）が6枚所蔵されており
（『三重県史』資料編 中世2 平成17年）、古くから荒布の採捕がなされていたことが知られる。近代期におい
てもアラメの採捕は盛んに行われ、明治14年の第2回国勧業博覧会や16年の水産博覧会にも多くのア
ラメや刻みアラメが出品され、出品者はすべて志摩地域である（『明治前期博覧会出品一覧』三重県史資料調査報
告書21 平成18年）。漁獲数量は多少変動があるものの、19年県統計書によれば県全体で551,503貫あり、3
6年の県統計書では844,522貫と最多数量を示す。これは口述するケルプ製造の影響もあるであろう。V-
6-2表によれば県全体に対する志摩郡漁獲数量割合は明治24年が88%で、ほかも80%台の年次が多く、
大正9年は96%ときわめて高い。ただ、同4年は68%と大きく率が下がっているが、それは度会郡の漁
獲数量が177,960貫とかなり増加したためである。しかし、度会郡の総価額は7,118円で、1貫あたりの
単価が40銭となり、志摩郡の単価85銭に比べて非常に廉価であった。明治38年以降、アラメの志摩郡単
価はテングサと同様に県全体の単価よりも高額で（各年『県統計書』）、その背景には刻アラメ・ケルプな
どの製造者の存在がうかがえる。

③ ワカメ（和布、若布）

ワカメは近代全期にわたり普遍的に採捕され、V-6-2表では大正14年と昭和15年で志摩郡の漁獲割合
が90%を切るもの、他の年次は99%を占める。県全体の漁獲数量については、同表では昭和10年の19
2,314貫が最高であるが、同4年には377,102貫もの漁獲が見られ、昭和前期に漁獲数量が多い（『三重県
史』別編統計）。しかし、1貫あたりの価額は大正9年が77銭、14年が80銭と大正期後半が高く、昭和
前期は豊漁のためか20銭台と下がり、大正4年以前の単価と変わらなかった。ただ、昭和13年以降の統制
経済下では値上がりし、14・15年には1円を超えた。

④ カジメ（搗布）

アラメと似た海藻類で、大正12年発行の『漁村調査』にもアラメ・カジメを合わせて数値を掲げた村も多少ある。志摩郡以外での採捕は非常に少ない。V-6-2表によれば明治38年の漁獲数量が最も多く、大正期にかけてその数量は減少した。食用としては香味とも劣り肥料に回されることが多く、価額も1貫あたり10銭に及ばず、大正11年以降は県統計書に掲載されなくなった。

⑤ ツノマタ（鹿角菜）

ツノマタはトコロテンのように食用にしたり、糊料にしたりした。明治9年の『三重県治概表』や10年の県統計表に見られ、明治初期の三重県の重要物産であり、24年以降の県統計書にも漁獲物や水産製品として統計項目があがっている。V-6-2表以外に明治41年22,497貫、44年15,485貫の漁獲数量があるものの（『三重県史』別編統計）、漁獲数量はさほど大量ではなく、県統計書への掲載は大正10年までで終わる。明治24年の水産事項調査書では度会郡・北牟婁郡の漁獲合計が答志・英虞郡合計より多かったが、明治43年・大正4年は統計上すべて志摩郡の漁獲となっている。

⑥ ヒジキ（鹿尾菜）

前回報告に掲げられた「海女、海士漁業の漁獲量・生産量」（IV-10表）によれば、平成22年度のヒジキの漁獲量は約10万kg・生産額は1億6千万円である。生産額はサザエ・アワビに次ぐ金額で、ヒジキは海女・海士の重要な漁獲物であることがわかる。それは、前述したように大正10年の『蟹婦ニ就テ』でも海女の漁獲物にあげられており、近代期以降変わることなかったと考えられる。V-6-2表では志摩郡の県全体に対する漁獲割合は明治24年では49%であるが、徐々に志摩郡の割合が増え、大正9年には80%になる。志摩郡内では鏡浦村や答志村で漁獲が多かった。

⑦ フノリ（海蘿）

採取したフノリは天日に干し、これを煮て糊とする。志摩郡だけでなく、度会郡や南北牟婁郡でも漁獲が多くあった。V-6-2表では、志摩郡の漁獲割合として明治24年30%、大正4年37%を示したが、明治38年のように10%を切る年次も見られた。1貫あたりの単価は1円未満の年次が多く、大正9年・14年の志摩郡で3円以上となり、昭和15年は県全体でも4円近くの高値を示した。

（3）海女漁獲物の販売と製造・加工

a 明治24年の漁獲物販売と各漁村の重要な水産物

海女漁獲物をどう販売してきたかは海女漁を支える上で重要な一面である。明治24年の水産事項調査書には、「漁獲物並製造物売買ノ慣習及実況」として次のように記載されている。

「漁獲物ハ志摩国以南ノ各郡ニ於テハ水揚後直チニ海辺ニ設ケタル入札場ニ於テ村中仲買人又ハ製造人集合シ、入札法ヲ以テ売却スルヲ例トセリ、而シテ生壳ニスルモノト製品ノ原料ト為スモノヽ区別ヲ為シ、生壳ニスルモノハ直チニ荷造ヲ為シ、度会郡ニ在テハ同郡宇治山田町、津市、愛知県熱田等へ、志摩国并両牟婁郡ニ在テハ同上各地并名古屋、豊橋、大阪、神戸等へ汽船便或ハ押シ送リ船、人夫等ニテ運搬セリ、而シテ製造品ノ原料ト為スモノハ直チニ買得者ニ引渡シ、其製品ハ舟車ノ便ヲ以テ伊勢、尾張、神戸、横浜、大阪等へ販売スルヲ例トス、其荷造法貿易品ニ在テハ海参、鰯、乾鮑、淡菜、鱈鰆、乾蠣ニシテ、一個ノ量十貫乃至十六貫ノ箱入或ハ呑入、俵入等トセリ」

このように漁獲物は生売りと製造原料販売が区別され、種別ごとにそれが表示されている。また、漁村ごとに「重要水産物」の「生鮮品」と「製造物」の表記もあるので、まず、それについて触れる。

① 生売りと製造原料販売の区別

生売りと製造原料販売の区別について、海女と関係の深い漁獲物であるアワビ・シンジュガイ・イノカイ・サザエ・ナマコ・テングサ・アラメ・ワカメ・ツノマタ・ヒジキ・フノリを見てみよう。すべてが海女の漁獲とは限らないが、生売りの数量・価額が掲げられる漁獲物はアワビ・イノカイ・サザエ・

ナマコ・テングサである。

アワビの場合、度会郡に347貫・北牟婁郡に320貫の漁獲が見られ、それらは全部生売りである。それに対して、答志郡では84%、英虞郡では60%が生売りで、残りは製造原料販売となり、その数量は総漁獲数量の多い答志郡が3,042貫、英虞郡が1,753貫であった。販売単価は生売りも製造原料販売も同じく1貫あたりの単価は答志郡が30銭、英虞郡が33銭と英虞郡の方が若干高かった。また、製造品の乾アワビの数量が答志郡で360貫、英虞郡で288貫があげられているが、その1貫あたりの単価は答志郡が3円13銭、英虞郡が2円50銭と逆に答志郡の方が高値であった。それに、製造原料販売数量の答志郡・英虞郡比率と必ずしも製造品の乾アワビ数量の比率は合致しない。おそらく、郡を越えての原料の移出入があったのであろう。度会郡や北牟婁郡で漁獲されたアワビが志摩地域で乾アワビとして製造されたことも考えられる。イノカイは志摩地域のみの漁獲で、英虞郡で197貫とわずかに生売りが見られるものの、99%が製造原料販売である。サザエはすべて生売りであるが、この水産事項調査書では残念ながら答志郡の数値が入っていない。

ナマコは度会郡や北牟婁郡にも漁獲が見られ、この2郡では生売りがなされ、北牟婁郡はすべて生売りである。しかし、答志郡・英虞郡では製造原料として全部販売されている。製造品の海参（イリコ）は度会郡336貫・423円、答志郡694貫・1,110円、英虞郡477貫・763円と報告され、度会郡の1貫あたりの単価1円26銭に対し志摩の2郡の単価は1円60銭とやや高値である。

テングサについても答志郡や英虞郡ではすべて製造原料として販売され、その数量と水産製品のテングサ（晒テングサ）の数量が同じで、丸々郡内で処理され水産製造品となった状況である。また、テングサは度会郡や南・北牟婁郡の3郡でも漁獲があり、南・北牟婁郡では生売りも見られ、特に北牟婁郡ではその度合いが大きい。さらに、テングサの製造はこの3郡においても行われ、北牟婁郡では郡内の製造原料販売数量と同じであるが、度会郡と南牟婁郡の場合はそれを超える数量で、他郡からの移入がなされたようである。

このほか、ワカメ・フノリ・アラメ・ヒジキ・ツノマタの海藻類は、すべて製造原料として販売されており、それぞれ答志郡・英虞郡・北牟婁郡・南牟婁郡ではその数量は製造品数量と同じである。ただ、度会郡においてはワカメを除いて製造原料販売数量よりも製造品数量の方が多く、宇治山田町などで水産品の製造が進んだと考えられる。

② 各漁村の重要な水産物

農商務省が27年3月に印刷発行した『水産事項特別調査 全』には省略されている項目で、県庁文書の控（明治24年水産事項調査書）には「漁場採藻場」として町村大字別に海岸里程、漁業戸数人口・採藻戸数人口・製造戸数人口、「網漁」・「釣漁」に分けた「業種別人口」、さらに「生鮮品」・「製造物」に区分した「重要な水産物」が一覧表に整理されている。それ故基本的なデータであるが、ここでは志摩地域に限り海女に関わりの深い漁獲物が記されたものを見てみたい。

まず、生鮮品ではアワビがあがる。その漁浦は答志郡で答志村答志・鏡浦村石鏡・長岡村国崎、英虞郡甲賀村・片田村・御座村で、前回報告の漁業協同組合支所の個別調査票でも平成22年度のアワビ漁獲量が多く報告された地域である。次に製造品では答志郡神島村と英虞郡甲賀村・片田村で乾アワビがあげられ、答志郡神島村や答志村答志ではイノカイが記される。また、海参（イリコ）は多く見られ、答志郡で答志村（桃取、答志、菅島）・鏡浦村浦村・的矢村、英虞郡で甲賀村・鵜方村神明浦に掲げられる。海藻類の製造品では、テングサが英虞郡和具村・御座村、アラメが答志郡神島村・坂手村・長岡村（相差、国崎）及び英虞郡御座村・浜島村（浜島・南張）、ヒジキが英虞郡越賀村で報告されている。

b 水産製造品数量・価額の推移と地域

海女に関する漁獲物の製造品数量と価額について、各種統計書をもとにV-6-5・6表に表示した。

種別ごとにその概略を少し述べよう。

① 乾アワビ（乾鮑）

乾アワビは江戸時代に「俵物」と言われ、長崎から中国へ輸出された食用原料3品（乾アワビ・イリコ・カヒレ）の1つで、明治28年には農商務省が『輸出重要品要覧 水産之部』に含め「乾鮑」として1分冊を発行している。その「内国産地ノ状況」では、三重県に関しては「度会、答志、英虞郡ノ三郡ニ産ス、本県下ノ産品ハ多ク明鮑製ニ属ス」と記述されている。乾アワビの製造には「明鮑」と「灰鮑」があり、その製法は基本的に同じである。身を殻からはずして塩漬し、その後煮て乾燥させるが、灰鮑は乾燥後にカビ付けを行った。明鮑は大型のメガイアワビやマダカアワビなど、灰鮑は小型のクロアワビやエゾアワビが用いられることが多い、同書によれば「輸出先ノ嗜好」によって明鮑か灰鮑かが選ばれ、中国の北部では明鮑、南部では灰鮑を好んだという。日本では北海道や宮城・青森県では灰鮑を産し、千葉・茨城・三重・愛媛・長崎県などでは明鮑の製造が多いとされるが、三重県においても明鮑の製造とともに灰鮑の製造が試みられており、明治26年9月の『志摩国漁業調査書（写）』（祭漁洞文庫 国文学研究資料館所蔵）には神島村や菅島村の灰鮑の製法が記録されている。神島村の価額は明鮑が100斤（16貫）あたり45円、灰鮑が40円程度である。

V-6-5・6表に示した乾アワビに明鮑・灰鮑の区分はないものの、製造数量は志摩郡内で明治38年に1,694貫、43年に1,668貫と、明治24年の約2.6倍に増えた。特に明治38年は志摩郡だけでなく、度会郡・北牟婁郡でも製造があがっていて、県全体では約4.5倍になった。その他の年次ではほとんど志摩郡のみで製造され、製造数量は大正4年・9年は極端に減少し、大正14年に再び増加した。1貫あたりの単価は、明治38年までは2円50銭～5円であったものが、43年以降上昇し、製造が最も少なかった大正9年には19円50銭まで上がった。町村別では明治43年の片田村や越賀村で製造が多く、大正10年末には片田村で3人、越賀村で2人の明鮑製造者がいたことが報告されている（『漁村調査』）。

② アワビ粕漬（鮑粕漬）

県統計書にアワビ粕漬の統計は見られず、明治33年の『志摩郡統計一覧』と大正12年『漁村調査』に統計があるのでV-6-6表に表示した。明治33年では旧英虞郡域の6か村で製造数量・価額が掲げられ、特に越賀村・甲賀村に多いが、『漁村調査』では越賀村の650貫のみである。ただ、『漁村調査』の「水産物製造物種類及変遷」では、越賀村の2人のほか、製造数量の統計にはあらわれないものの、船越村1人・片田村3人のアワビ粕漬製造業者があったことが記載される。それに、志島村においては以前にアワビ粕漬製造業者がいて大正9年に廃業したことが伝えられ、越賀村でも「鮑粕漬及明鮑ハ明治初年頃ヨリ製造ヲ開始シ来リシガ、明治二十年頃ヨリ原料鮑ノ漁獲皆無トナリ、為ニ一時中止ノ姿ナリシモ明治三十年頃ニ至リ漸次蕃殖シテ再興、今日ニ及ビ需要益々多シ、又缶詰類ハ大正元年頃ヨリ製ヲ開始シ、逐年発達ノ望アリ」と経緯が述べられている。

③ アワビ・サザエ缶詰（鮑・栄螺缶詰）

V-6-6表のアワビ・サザエの缶詰製造数量は、『漁村調査』の大正8年～10年の平均値で、2年数値の不明な村は空欄となり、アワビ缶詰製造は越賀村の183貫のみが掲げられている。そのため、志摩郡の全体数量と随分隔たっているが、大正8年には御座村で1,785貫の製造があった。また、サザエ缶詰は片田・越賀・御座村にあげられ、志摩郡合計の数値と若干食い違い、他村でも製造された可能性もある。なお、片田村では大正9年・10年にはトコブシの缶詰製造の数値が見られ、『漁村調査』には甲賀村2・片田村2・越賀村1・御座村2の缶詰製造業者の存在が記される。

④ 乾イガイ（乾淡菜）

県統計書などの資料では「乾淡菜」と表記されることが多く、明治24年の水産事項調査書では答志郡で18,481貫、英虞郡で1,040貫の製造数量があった。志摩地域以外の製造はあがらず、明治期後半から

大正期にかけて減少し、大正9年の県統計書には数値が掲載されなくなる。

⑤ イリコ（海参）

江戸時代以来の中国への輸出品目で、明治28年の『輸出重要品要覧 水産之部』にも「海参」として1分冊がある。その「内国産地ノ状況」で三重県について「輸出製品ハ県下度会、答志、英虞ノ三郡ニシテ從来ハ粗製濫造ノ流弊アリ、為メニ品位極テ下劣ナリシカ近來組合規約ヲ設ケ製造ニ改良ヲ加ヘシ」と記され、明治期は県全体に対し志摩地域で占める製造数量の割合は大きかった。明治24年で78%、43年には95%に達するが、大正9年には54%に下がり、14年の92%は別として昭和期に入ると50%前後になる。そして、昭和15年には県全体の製造数量が明治24年の92倍という大幅な増加をするにも関わらず、志摩郡の製造数量は明治24年の20%と減少し、県全体に占める割合が1%にも満たなくなる。**V-6-1表**のナマコの志摩郡漁獲数量はそれほど減っていないものの、イリコ製造が極端に少なくなった。それは三重郡や河芸郡で他郡から原料を仕入れて大量にイリコ製造が行われたからであり、志摩郡のナマコも原料として移出されたのであろう。

明治・大正期の志摩郡のイリコ製造では、**V-6-6表**のとおり明治33年の鏡浦・菅島村、43年の甲賀・桃取村で多く、大正8～10年の平均では立神村で727貫と他を大きく凌いでいる。『漁村調査』によれば、特に立神村には約100坪のナマコ蕃殖場があったといい、桃取村3・神島村7・菅島村3・的矢村1・鵜方村1・神明村1・和具村5のイリコ製造業者が報告されている。

⑦ テングサ（石花菜）

明治28年『輸出重要品要覧 水産之部』の「寒天」分冊には、「石花菜ノ購入ハ志摩産ヲ第一トシ」とあり、志摩のテングサは全国から購求された。明治24年の水産事項調査書には「乾鮑、海参、淡菜、真珠、石花菜等ハ從来大阪商人製造地ニ入込ミ製造人ニ就キ直接之ヲ買収スル慣習ナリシモ、汽船開通以来志摩地方ニ於テハ大阪・東京等ノ各海産商社ト荷為換ノ約定ヲ以テ運搬、時価ニテ販売ヲナスニ至リシヨリ從来ニ比スレハ大ニ商権ヲ回復セリ」と見られる。明治20年代になってテングサだけではないが、水産製造物の販売範囲が広がり、価額も高くなってきたことがわかる。テングサの製造品も明治24年の志摩地域の1貫あたり単価は48銭であったが、33年には1円を超した。

なお、**V-6-5表**では統計年次が少ないが、明治17年や18年の県統計書には製造品と思われるテングサ（晒テングサ）の数量があがる。18年は県全体で169,938貫、答志郡で184貫、英虞郡で124,276貫とあり、志摩地域で県全体の73%を製造していた。それが24年には20%と減少し、前述のとおり志摩地域はテングサ不況であった。

⑧ 刻アラメ（刻荒布）

明治後半の統計書から水産製造品の中に刻アラメの項目が加わり、**V-6-5表**で大正9年までの状況がうかがえる。製造数量の99%が志摩郡で、大正12年発行の『漁村調査』には長岡村4・志島村4・畔名村2・和具村2のほか、名田村にも多少の刻アラメ製造者がいたことが記述されている。

⑨ 漂フノリ（漂海蘿）

絹布の洗い張りなどに用いられる糊料として製造され、**V-6-5表**の出典統計資料では水産製造品の項目の「海蘿」や「漂海蘿」となっている。明治24年から昭和15年まで推移がわかり、製造数量にさほど大きな変動はなく、県全体で明治24年を基準に0.7～1.5倍の数値である。志摩地域の占める製造割合は小さく、昭和10年の21%が最大となっている。1貫あたりの単価は海藻類の製造の中では高く、明治33年に1円を超し、大正14年には8円25銭まで上昇し、昭和期に入って多少下がるが、15年には約14円と高値となる。『漁村調査』によれば、答志村・的矢村・御座村で「布糊製造業者」が見られたほか、桃取村・菅島村・加茂村・長岡村・越賀村では各戸で製造が行われていたと記される。

⑩ ケルプ（アラメ灰・カジメ灰）

ケルプは消毒薬のヨードチンキなど各種薬品に利用されたヨード（沃度）の製造原料となる中間生成物で、アラメやカジメを焼いて灰にしたものである。志摩地域のヨード製造については、明治25年に片田村の山本万右衛門が初めて自宅製造を開始し、その後、石原円吉とともに事業を展開した。40年4月に県沃度組合が設立され、45年には組合を解散して三重沃度製造株式会社が組織した。その経緯や内容は石原佳樹氏の論文（「三重県志摩地方における明治期のヨード産業」『海と人間』29 平成18年）に詳しいが、明治41年のヨード製造は北海道や東京に次ぐ産出量を誇った。こうしたことから、ケルプの製造は明治後期から大正初期にかけて増加した。ただ、V-6-5表の明治43年の志摩郡製造数量は16,336貫で他年次に比べ少量であるが、各県年の統計書では41年が74,213貫、42年51,488貫、44年50,370貫、大正元年60,724貫と増加の傾向がうかがえる。

結びにかえて

以上、海女漁について触れた資料や海女の漁獲物とその製造物の数量・価額の統計などをもとに、近代期の海女の生活の一端をうかがってみた。その結果、志摩地域で海女漁が続いた背景として、時期や地域によって漁獲物の種別は違っても海女の漁獲物が確保され、海女を取り巻く漁村などの受入れ体制もできていたと感じられるところである。

そうした意味で、最後に明治期の三重県が寒天製造について努力した事跡を掲げ、本稿の結びにかえることにする。寒天はテングサを原材料とし、志摩地域産のテングサは全国第一と名高かった。しかも、中国への重要輸出品として農商務省もその製造に力を入れていたが、三重県では県民の中で製造する者もなく、県勧業課が製造試験に着手した。それは明治9年10月のことと、員弁郡麻生田村（いなべ市）に製造所を建設した。寒天の製造に適切な三重県での寒冷地が選ばれたわけである。ところが、同年12月の地租反対一揆によって建物・諸器具や原料テングサの過半が焼失した。そのため、翌10年に製造所を桑名郡香取村（桑名市）に移し、11年には諸器具などが整い中等以上の製品を製造した。製品は主に大阪方面に移出して創業費の5分の1を消却し、500円の純益もあった。しかし、12年・13年はテングサが非常に高騰し、寒中の気候が不順で300円余の損失を出した（『明治14年三重県勧業課年報』）。

そこで、県は翌14年9月に本寒天製造所を諸器具付属ともに払い下げるにし（県報告第48号）、『伊勢新聞』にも広告した。払下げを受けたのは香取村・伊東常三郎と近隣の猪飼村・水谷清次郎で、15年1月には「雇人を四、五十名入れ、盛に製造へ尽力」していると報道された（『伊勢新聞』1月14日）。また、この2人は16年の水産博覧会に「角寒天」と「細寒天」を出品しており、その出品解説書には9年から県は丹波国から職工数名を寒天製造所に雇い入れていたので、払下げ後もその職工を雇用しているとの説明が見られる（『明治前期博覧会出品一覧』）。寒天は山城・摂津・丹波・信濃の特有物産とされ、本場からの職工を雇って本格的な製造をめざしたわけであるが、17年の県勧業課から製造所払下げ金（年賦）の督促状も残されている（『多度町史』資料編3）。そうしたことから、香取村で長く寒天製造が続いたとは考えられないが、その後の経営状況を知る資料はない。

なお、時代や地域も異なるが、昭和2年には多気郡大淀町（明和町）の伊勢布糊株式会社（社長土屋金十郎）が伊勢布糊寒天株式会社と改名して寒天製造にも着手し、10万円ほどの年産額があったという資料も見られる（『三重県 人物と事業』第2輯 伊勢新聞社 昭和7年）、あわせて報告しておく。ただ、さらに詳しい調査をする必要性は言うまでもない。

（吉村利男）

(単位) 数量:貫、価額:円

| 年代 | 区分 | 鮑 | 鰯 | 真珠貝 | 栄螺 | 貽貝 | 海鼠 | 龍蝦 | 備考 |
|---------------|-----|-----|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | アワビ | フクダメ | シンジュガイ | サザエ | イノカイ | ナマコ | イセエビ | |
| 明治24年 1891 | 答志郡 | 数量 | 21,890 | | | | 27,000 | 13,880 | 栄螺記載なし |
| | | 価額 | 6,480 | | | | 8,100 | 832 | |
| | 英虞郡 | 数量 | 4,382 | | 4,500 | 42 | 2,191 | 9,540 | |
| | | 価額 | 1,440 | | 1,050 | 25 | 724 | 572 | |
| | 小計 | 数量 | 26,272 | | 4,500 | 42 | 29,191 | 23,420 | |
| | | 価額 | 7,920 | | 1,050 | 25 | 8,824 | 1,404 | |
| | 県全体 | 数量 | 26,939 | | 5,700 | 137 | 29,191 | 35,156 | |
| | | 価額 | 8,186 | | 1,363 | 82 | 8,824 | 3,094 | |
| 明治29年 1896 | 志摩郡 | 価額 | | | 20 | | | 2,220 | 鮑、記載なし |
| | 県全体 | 価額 | 11,491 | | 608 | | | 4,370 | |
| 明治33年 1900 | 志摩郡 | 数量 | 18,945 | | | | 9,758 | 23,517 | |
| | 志摩郡 | 価額 | 13,323 | | | | 1,025 | 2,984 | |
| 明治38年 1905 | 志摩郡 | 数量 | 54,053 | 6,468 | 11,846 | 9,621 | 400,000 | 24,742 | 10,456 |
| | | 価額 | 39,434 | 1,919 | 2,781 | 462 | 1,200 | 3,274 | 6,628 |
| | 県全体 | 数量 | 63,098 | 6,768 | 18,196 | 10,691 | 401,650 | 31,204 | 42,003 |
| | | 価額 | 45,344 | 2,014 | 5,321 | 587 | 353,201 | 5,502 | 39,623 |
| 明治43年 1910 | 志摩郡 | 数量 | 62,004 | 12,822 | 32,587 | 76,831 | 124,954 | 26,345 | 19,273 |
| | | 価額 | 53,847 | 6,590 | 40,084 | 7,227 | 4,271 | 4,149 | 19,103 |
| | 県全体 | 数量 | 69,483 | 14,940 | 113,444 | 80,281 | 125,054 | 29,218 | 39,858 |
| | | 価額 | 60,355 | 7,321 | 100,299 | 7,572 | 4,279 | 4,772 | 44,407 |
| 大正4年 1915 | 志摩郡 | 数量 | 19,470 | 7,329 | 103,809 | 88,712 | 13,501 | 53,577 | 20,377 |
| | | 価額 | 20,509 | 3,208 | 47,317 | 9,150 | 4,793 | 9,588 | 22,888 |
| | 県全体 | 数量 | 27,681 | 8,664 | 105,509 | 94,368 | 13,601 | 71,336 | 46,912 |
| | | 価額 | 27,105 | 3,809 | 49,358 | 9,673 | 4,823 | 11,738 | 53,897 |
| 大正9年 1920 | 志摩郡 | 数量 | 26,899 | 5,284 | 65,126 | 60,181 | 40 | 27,065 | 19,728 |
| | | 価額 | 106,545 | 7,624 | 171,874 | 36,070 | 44 | 17,493 | 95,206 |
| | 県全体 | 数量 | 32,192 | 8,768 | 112,699 | 64,472 | 210 | 33,450 | 44,258 |
| | | 価額 | 125,729 | 12,413 | 193,548 | 37,288 | 174 | 24,281 | 211,098 |
| 大正14年 1925 | 志摩郡 | 数量 | 73,166 | | | 115,532 | | 43,395 | 26,514 |
| | | 価額 | 213,863 | | | 43,603 | | 24,177 | 155,717 |
| | 県全体 | 数量 | 87,111 | | | 129,475 | | 56,963 | 57,974 |
| | | 価額 | 257,649 | | | 48,584 | | 33,697 | 321,969 |
| 昭和5年 1930 | 志摩郡 | 数量 | 63,566 | | | 198,841 | | 76,331 | 24,417 |
| | | 価額 | 127,341 | | | 40,701 | | 33,576 | 122,387 |
| | 県全体 | 数量 | 76,435 | | | 249,200 | | 117,878 | 46,613 |
| | | 価額 | 150,103 | | | 52,116 | | 42,895 | 227,778 |
| 昭和10年 1935 | 志摩郡 | 数量 | 62,473 | | | 274,676 | | 60,776 | 31,294 |
| | | 価額 | 167,612 | | | 77,507 | | 37,448 | 162,202 |
| | 県全体 | 数量 | 72,169 | | | 284,591 | | 80,611 | 51,487 |
| | | 価額 | 180,731 | | | 81,169 | | 45,294 | 269,175 |
| 昭和15年 1940 | 志摩郡 | 数量 | 82,861 | | | 70,374 | | 51,897 | 43,094 |
| | | 価額 | 432,599 | | | 63,377 | | 67,543 | 415,873 |
| | 県全体 | 数量 | 87,237 | | | 71,908 | | 69,217 | 56,527 |
| | | 価額 | 450,186 | | | 65,793 | | 117,191 | 538,901 |

出典:明治24年『水産特別調査』、明治33年『三重県志摩郡統計一覧』、その他『三重県統計書』

(単位) 数量:貫、価額::円

| 年代 | 区分 | 石花菜 | 荒布 | 和布 | 撫布 | 鹿角菜 | 鹿尾菜 | 海藻 | 備考 |
|---------------|-----|------|---------|---------|---------|-----------|-------|--------|---------|
| | | テングサ | アラメ | ワカメ | カジメ | ツノマタ | ヒジキ | フノリ | |
| 明治24年 1891 | 答志郡 | 数量 | 2,518 | 117,850 | 44,536 | | 1,398 | 13,002 | 1,577 |
| | | 価額 | 1,254 | 3,600 | 4,917 | | 278 | 928 | 577 |
| | 英虞郡 | 数量 | 1,799 | 92,612 | 11,800 | | 1,129 | 3,000 | 329 |
| | | 価額 | 800 | 2,152 | 1,860 | | 231 | 231 | 115 |
| | 小計 | 数量 | 4,317 | 210,462 | 56,336 | | 2,527 | 16,002 | 1,906 |
| | | 価額 | 2,054 | 5,752 | 6,777 | | 509 | 1,159 | 692 |
| | 県全体 | 数量 | 51,959 | 239,875 | 56,809 | | 9,639 | 32,481 | 6,318 |
| | | 価額 | 12,039 | 9,881 | 6,791 | | 2,739 | 1,916 | 2,350 |
| 明治29年 1896 | 志摩郡 | 価額 | 237 | 26,009 | 15,326 | | 713 | 2,088 | 258 |
| | 県全体 | 価額 | 10,038 | 28,734 | 15,346 | | 713 | 4,258 | 698 |
| 明治33年 1900 | 志摩郡 | 数量 | 3,188 | 502,440 | 74,566 | | 1,893 | 22,085 | 1,512 |
| | | 価額 | 2,055 | 25,630 | 13,769 | | 528 | 1,902 | 981 |
| 明治38年 1905 | 志摩郡 | 数量 | 8,537 | 619,243 | 150,280 | 1,274,777 | 2,895 | 46,914 | 2,365 |
| | | 価額 | 3,632 | 37,358 | 31,128 | 68,492 | 792 | 3,358 | 1,444 |
| | 県全体 | 数量 | 68,350 | 718,642 | 151,697 | 1,276,777 | 3,345 | 60,392 | 24,864 |
| | | 価額 | 19,983 | 44,820 | 31,298 | 68,732 | 872 | 6,003 | 7,614 |
| 明治43年 1910 | 志摩郡 | 数量 | 4,322 | 340,826 | 78,992 | 430,049 | 5,710 | 17,535 | 3,584 |
| | | 価額 | 3,117 | 13,884 | 22,206 | 24,429 | 1,894 | 2,053 | 3,416 |
| | 県全体 | 数量 | 60,626 | 418,892 | 79,718 | 430,620 | 5,710 | 25,392 | 25,628 |
| | | 価額 | 29,024 | 16,226 | 22,309 | 24,469 | 1,894 | 2,633 | 11,590 |
| 大正4年 1915 | 志摩郡 | 数量 | 10,553 | 432,621 | 69,452 | 376,557 | 3,054 | 38,344 | 8,024 |
| | | 価額 | 5,963 | 36,764 | 19,210 | 36,991 | 1,415 | 5,290 | 5,415 |
| | 県全体 | 数量 | 54,151 | 634,031 | 69,628 | 378,807 | 3,054 | 48,182 | 21,792 |
| | | 価額 | 46,933 | 45,638 | 19,232 | 37,541 | 1,415 | 5,290 | 13,130 |
| 大正9年 1920 | 志摩郡 | 数量 | 5,402 | 279,465 | 110,948 | 186,219 | 3,642 | 29,857 | 3,664 |
| | | 価額 | 5,725 | 29,358 | 84,939 | 16,874 | 3,135 | 9,405 | 13,062 |
| | 県全体 | 数量 | 107,718 | 291,183 | 111,467 | 186,889 | 4,046 | 37,213 | 19,733 |
| | | 価額 | 52,489 | 30,423 | 85,500 | 16,920 | 3,210 | 15,173 | 40,395 |
| 大正14年 1925 | 志摩郡 | 数量 | 38,786 | | 72,509 | | | | 4,299 |
| | | 価額 | 92,451 | | 63,332 | | | | 13,968 |
| | 県全体 | 数量 | 173,018 | | 84,440 | | | | 27,240 |
| | | 価額 | 177,147 | | 67,508 | | | | 47,925 |
| 昭和5年 1930 | 志摩郡 | 数量 | 48,442 | | 86,482 | | | | 8,428 |
| | | 価額 | 35,871 | | 23,092 | | | | 7,584 |
| | 県全体 | 数量 | 119,858 | | 87,116 | | | | 31,869 |
| | | 価額 | 81,229 | | 23,549 | | | | 30,069 |
| 昭和10年 1935 | 志摩郡 | 数量 | 38,814 | | 190,042 | | | | 19,289 |
| | | 価額 | 25,663 | | 38,245 | | | | 9,825 |
| | 県全体 | 数量 | 108,875 | | 192,314 | | | | 73,461 |
| | | 価額 | 57,256 | | 39,595 | | | | 44,398 |
| 昭和15年 1940 | 志摩郡 | 数量 | 32,783 | | 112,413 | | | | 5,268 |
| | | 価額 | 133,687 | | 159,718 | | | | 20,501 |
| | 県全体 | 数量 | 107,217 | | 128,833 | | | | 29,923 |
| | | 価額 | 244,916 | | 163,282 | | | | 114,264 |

出典:明治24年『水産特別調査』、明治33年『三重県志摩郡統計一覧』、その他『三重県統計書』

(単位)数量:貫、合計価額:円、単価:厘

| 町村名 | 鮑(アワビ) | | | 鰯(フクダメ・トコブシ) | | 巻螺(サザエ) | | 海鼠(ナマコ) | | |
|-------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|
| | 明治33年 (1900) | 明治43年 (1910) | 大正8~10年 (1919~1921)の 平均 | 明治43年 (1910) | 大正8~10年 (1919~1921)の 平均 | 明治43年 (1910) | 大正8~10年 (1919~1921)の 平均 | 明治33年 (1900) | 明治43年 (1910) | 大正8~10年 (1919~1921)の 平均 |
| 鳥羽町 | — | — | — | — | — | — | — | 10 | 250 | — |
| 桃取村 | — | — | — | — | — | — | — | 8,215 | 1,253 | 4,696 |
| 答志村 | 1,010 | 5,122 | 802 | 63 | — | 4,981 | 3,744 | 930 | 3,784 | 3,780 |
| 神島村 | 2,140 | 5,230 | — | — | — | — | — | 2,570 | 5,000 | 1,681 |
| 菅島村 | 1,585 | 2,159 | 746 | — | — | 500 | 1,462 | 973 | 3,750 | 4,385 |
| 坂手村 | 256 | — | 116 | 100 | — | 300 | 1,166 | 2,000 | 400 | — |
| 加茂村 | — | 30 | — | 5 | — | 80 | — | 250 | 1,000 | 1,000 |
| 鏡浦村 | 2,800 | 8,000 | 3,713 | 300 | — | 30,000 | 2,982 | 3,125 | 1,000 | — |
| 長岡村 | 2,500 | 7,000 | 6,038 | 200 | — | 18,220 | 11,335 | 16 | — | — |
| 的矢村 | — | — | — | — | — | — | — | 3,000 | 600 | 3,625 |
| 安乗村 | 200 | 2,116 | 1,235 | 200 | — | 2,500 | 1,875 | 140 | 500 | — |
| 国府村 | 90 | 375 | — | — | — | 80 | — | 120 | 160 | — |
| 磯部村 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鵜方村 | — | — | — | — | — | — | — | 7 | — | — |
| 神明村 | — | — | — | — | — | — | — | 800 | 3,500 | 1,389 |
| 立神村 | — | — | — | — | — | — | — | — | 50 | 533 |
| 甲賀村 | 2,000 | 6,240 | 467 | — | 168 | 2,500 | 1,900 | 200 | 500 | — |
| 志島村 | 350 | 1,480 | 441 | — | — | 3,000 | 1,427 | 100 | — | — |
| 畔名村 | 22 | 400 | — | — | — | 800 | — | 120 | — | — |
| 名田村 | 556 | 25 | — | 80 | 137 | 100 | — | — | — | — |
| 波切村 | 1,252 | 2,447 | 869 | 841 | 755 | 977 | 1,480 | 85 | — | — |
| 船越村 | 125 | 2,340 | 1,644 | 1,010 | 387 | 1,838 | 697 | — | 600 | — |
| 片田村 | 1,000 | 5,633 | 3,071 | 1,043 | 472 | 1,925 | 4,319 | 30 | 350 | — |
| 布施田村 | 29 | 974 | 3,669 | 938 | 920 | 5,410 | — | 656 | 2,612 | 794 |
| 和具村 | 1,500 | 2,708 | 2,500 | 3,892 | 1,433 | 600 | 2,333 | — | 556 | — |
| 越賀村 | 500 | 4,225 | 2,725 | 3,600 | 672 | 920 | 1,240 | 20 | 30 | — |
| 御座村 | 1,000 | 3,500 | 1,975 | 500 | 789 | 600 | — | 100 | 300 | — |
| 浜島村 | 30 | 2,000 | 888 | 50 | 270 | 1,500 | 1,651 | 50 | 150 | 1,435 |
| 志摩郡合計数量 | 18,945 | 62,004 | 29,983 | 12,822 | 5,835 | 76,831 | 39,864 | 23,517 | 26,345 | 25,142 |
| 志摩郡合計価額(円) | 13,323 | 53,847 | 102,245 | 6,592 | 8,410 | 7,227 | 33,398 | 2,984 | 4,149 | 14,762 |
| 1貫あたりの単価(厘) | 703 | 868 | 3,410 | 514 | 1,441 | 94 | 84 | 127 | 157 | 587 |

出典:明治33年『三重県志摩郡統計一覧』、明治43年『三重県志摩郡統計書』、大正8~10年の平均『三重県漁村調査』志摩
※「大正8~10年の平均」欄の「志摩郡合計」は各村の合計計算と符合しないが、出典の『三重県漁村調査』の表記に従った。

V-6-3表 志摩郡町村別漁獲数量（貝類・水産動物）

(単位)数量:貫、合計価額::円、単価:厘

| 町村名 | 石花菜(テングサ) | | | 荒布(アラメ) | | | 搗布(カジメ) | | 鹿尾菜(ヒジキ) | | |
|---------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------------|
| | 明治33年 (1900) | 明治43年 (1910) | 大正8~ 10年 (1919~ 1921)の 平均 | 明治33年 (1900) | 明治43年 (1910) | 大正8~ 10年 (1919~ 1921)の 平均 | 明治43年 (1910) | 大正8~ 10年 (1919~ 1921)の 平均 | 明治33年 (1900) | 明治43年 (1910) | 大正8~ 10年 (1919~ 1921)の 平均 |
| 鳥羽町 | | | | | | | | | | | |
| 桃取村 | | | | | | | | | | 453 | |
| 答志村 | 993 | 570 | | 21,000 | 25,372 | 26,217 | 16,038 | | 2,500 | 3,013 | 9,158 |
| 神島村 | | | | 9,340 | 12,000 | 15,277 | | | 800 | 500 | |
| 菅島村 | 372 | | | 15,650 | 32,547 | | | | 3,545 | 299 | 2,943 |
| 坂手村 | | | | | | | | | | | |
| 加茂村 | | 10 | | 50 | 300 | | 500 | | 1,500 | 1,500 | |
| 鏡浦村 | 25 | 100 | | 75,826 | 80,000 | 38,160 | 9,150 | | 4,850 | 5,500 | 10,000 |
| 長岡村 | 500 | 123 | | 110,000 | 78,193 | | 43,176 | | 2,500 | 1,232 | |
| 的矢村 | | | | | | | | | | | |
| 安乗村 | | 100 | | 9,053 | 25,640 | 25,111 | 49,085 | 6,546 | | 511 | 1,625 |
| 国府村 | | | | 3,500 | 2,135 | 3,638 | 3,250 | | 160 | 120 | |
| 磯部村 | | | | | | | | | | | |
| 鵜方村 | | | | | | | | | | | |
| 神明村 | | | | | | | | | | | |
| 立神村 | | | | | | | | | | | |
| 甲賀村 | | | | 60,000 | 7,860 | 15,902 | 70,000 | 21,294 | | 50 | |
| 志島村 | | | | 15,000 | 3,880 | 8,587 | 28,000 | 15,467 | 250 | 145 | |
| 畔名村 | | 1,000 | 318 | 9,422 | 3,000 | 2,911 | 10,500 | 5,070 | 150 | 200 | |
| 名田村 | | | | 1,934 | | 4,140 | | 3,511 | 360 | | |
| 波切村 | | | | 41,200 | 7,671 | 11,489 | 65,000 | 15,004 | 1,650 | 1,020 | |
| 船越村 | | 50 | | 3,200 | 4,109 | 15,403 | 23,836 | 15,446 | 1,100 | 384 | |
| 片田村 | 300 | 47 | 579 | 38,000 | 24,730 | 79,630 | 12,820 | 32,803 | 800 | 572 | |
| 布施田村 | 308 | 423 | 1,555 | 17,179 | 5,023 | 62,437 | 2,117 | 72,497 | | | |
| 和具村 | 550 | 1,701 | 2,300 | 40,000 | 4,650 | 32,667 | 5,920 | | 250 | | |
| 越賀村 | 140 | 198 | 416 | 10,486 | 9,686 | | 77,017 | 551,528 | 470 | 436 | 277 |
| 御座村 | | | | 20,000 | 5,530 | | 13,240 | | 1,200 | 500 | |
| 浜島村 | | | | 1,600 | 8,500 | | 400 | | | 1,100 | |
| 志摩郡合計数量 | 3,188 | 4,322 | 5,168 | 502,440 | 340,826 | 402,002 | 430,049 | 183,004 | 22,085 | 17,535 | 25,676 |
| 志摩郡合計価額 | 2,055 | 3,117 | 6,301 | 25,630 | 13,884 | 31,724 | 24,429 | 16,459 | 1,902 | 2,048 | 7,390 |
| 1貫あたり の単価 (厘) | 645 | 722 | 1,219 | 51 | 41 | 79 | 57 | 90 | 86 | 117 | 288 |

出典:明治33年『三重県志摩郡統計 覧』、明治43年『三重県志摩郡統計書』、大正8~10年の平均『三重県漁村調査』志摩郡之部

※「大正8~10年の平均」欄の「志摩郡合計」は各村の合計計算と符合しないが、出典の『三重県漁村調査』の表記に従った。

(単位) 数量:貫、価額:円

| 年代 | 区分 | 乾鮑 | 乾淡菜 | 海参 | 石花菜 | 刻荒布 | 漉海蘿 | ケルプ |
|---------------|-----|-------|--------|--------|---------|--------|--------|----------|
| | | ホシアワビ | ホシイガイ | イリコ | テングサ | キザミアラメ | スキフノリ | カジメ・アラメ灰 |
| 明治24年 1891 | 答志郡 | 数量 | 360 | 18,481 | 694 | 2,518 | | 1,577 |
| | | 価額 | 1,125 | 13,395 | 1,110 | 1,254 | | 577 |
| | 英虞郡 | 数量 | 288 | 1,040 | 477 | 1,799 | | 329 |
| | | 価額 | 720 | 828 | 763 | 800 | | 115 |
| | 小計 | 数量 | 648 | 19,521 | 1,171 | 4,317 | | 1,906 |
| | | 価額 | 1,845 | 14,223 | 1,873 | 2,054 | | 692 |
| | 県全体 | 数量 | 648 | 19,521 | 1,507 | 21,676 | | 26,216 |
| | | 価額 | 1,845 | 14,223 | 2,296 | 18,364 | | 8,175 |
| 明治29年 1896 | 志摩郡 | 価額 | 2,473 | 11,074 | 4,105 | 854 | | 258 |
| | 県全体 | 価額 | 2,473 | 11,074 | 4,309 | 5,963 | | 698 |
| 明治33年 1900 | 志摩郡 | 数量 | 304 | 7,992 | 2,051 | 1,003 | | 1,710 |
| | | 価額 | 1,492 | 8,552 | 4,509 | 1,042 | | 1,726 |
| | 志摩郡 | 数量 | 1,694 | 6,500 | 1,258 | | 49,650 | 1,309 |
| | | 価額 | 950 | 6,500 | 3,230 | | 3,705 | 1,326 |
| | 県全体 | 数量 | 2,944 | 6,500 | 1,503 | | 49,998 | 23,202 |
| | | 価額 | 11,627 | 6,500 | 3,794 | | 3,740 | 35,522 |
| 明治43年 1910 | 志摩郡 | 数量 | 1,668 | 3,335 | 2,292 | | 29,000 | 1,032 |
| | | 価額 | 11,278 | 4,375 | 6,147 | | 5,100 | 2,065 |
| | 県全体 | 数量 | 1,718 | 3,335 | 2,415 | | 29,350 | 23,700 |
| | | 価額 | 11,378 | 4,375 | 6,519 | | 5,635 | 55,144 |
| 大正4年 1915 | 志摩郡 | 数量 | 285 | 2,990 | 4,023 | | 12,170 | 2,780 |
| | | 価額 | 2,545 | 4,784 | 11,112 | | 2,676 | 3,555 |
| | 県全体 | 数量 | 285 | 2,990 | 5,044 | | 12,290 | 35,665 |
| | | 価額 | 2,545 | 4,784 | 13,771 | | 2,700 | 77,669 |
| 大正9年 1920 | 志摩郡 | 数量 | 50 | — | 893 | | 27,900 | 1,621 |
| | | 価額 | 975 | — | 6,902 | | 17,242 | 8,254 |
| | 県全体 | 数量 | 50 | — | 1,661 | | 28,074 | 34,965 |
| | | 価額 | 975 | — | 11,112 | | 17,357 | 228,013 |
| 大正14年 1925 | 志摩郡 | 数量 | 1,486 | | 1,187 | | | 3,260 |
| | | 価額 | 28,312 | | 7,349 | | | 21,462 |
| | 県全体 | 数量 | 1,486 | | 1,291 | | | 34,040 |
| | | 価額 | 28,312 | | 7,825 | | | 280,725 |
| 昭和5年 1930 | 志摩郡 | 数量 | 650 | | 652 | | | 3,555 |
| | | 価額 | 8,894 | | 3,566 | | | 16,499 |
| | 県全体 | 数量 | 650 | | 1,162 | | | 21,815 |
| | | 価額 | 8,894 | | 4,931 | | | 144,382 |
| 昭和10年 1935 | 志摩郡 | 数量 | — | | 836 | | | 3,885 |
| | | 価額 | — | | 4,724 | | | 18,746 |
| | 県全体 | 数量 | — | | 1,831 | | | 18,605 |
| | | 価額 | — | | 6,787 | | | 133,485 |
| 昭和15年 1940 | 志摩郡 | 数量 | — | | 239 | | | 433 |
| | | 価額 | — | | 3,090 | | | 2,680 |
| | 県全体 | 数量 | — | | 139,055 | | | 40,496 |
| | | 価額 | — | | 541,107 | | | 571,993 |

出典:明治24年『水産特別調査』、明治33年『三重県志摩郡統計一覧』、その他『三重県統計書』

V-6-5表 海女関係漁獲物の製造品

(単位)数量:貫、合計価額:円、単価:厘

| 町村名 | 乾鮑(ホシアワビ) | | | 鮑(アワビ)粕漬 | | 鮑(アワビ)缶詰 | 榮螺(サザエ)缶詰 | 乾淡菜(ホシイガイ) | | 海参(イリコ) | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|
| | 明治33年(1900) | 明治43年(1910) | 大正8~10年(1919~1921)の平均 | 明治33年(1900) | 大正8~10年(1919~1921)の平均 | 大正8~10年(1919~1921)の平均 | 大正8~10年(1919~1921)の平均 | 明治33年(1900) | 明治43年(1910) | 明治33年(1900) | 明治43年(1910) | 大正8~10年(1919~1921)の平均 |
| 鳥羽町 | | | | | | | | | | | | |
| 桃取村 | | | | | | | | | | 246 | 529 | 157 |
| 答志村 | | | | | | | | 6,732 | 24,455 | 100 | 180 | |
| 神島村 | 256 | 320 | | | | | | 1,000 | 2,000 | 128 | 240 | 106 |
| 菅島村 | | | | | | | | | | 325 | 100 | |
| 坂手村 | | | | | | | | | | | | |
| 加茂村 | | | | | | | | | | 25 | 10 | |
| 鏡浦村 | | 200 | | | | | | 260 | 1,000 | 480 | 100 | |
| 長岡村 | | | | | | | | | | 155 | 80 | |
| 的矢村 | | | | | | | | | | 250 | 60 | 239 |
| 安乗村 | | | | | | | | | | | | |
| 国府村 | | | | | | | | | | | | |
| 磯部村 | | | | | | | | | | | | |
| 鵜方村 | | | | | | | | | | | | |
| 神明村 | | | | | | | | | | 200 | 727 | |
| 立神村 | | | | | | | | | | | | |
| 甲賀村 | | | 500 | | | | | | | 80 | 400 | 18 |
| 志島村 | | | 100 | | | | | | | | | |
| 畔名村 | | | | | | | | | | | | |
| 名田村 | | | | | | | | | | | | |
| 波切村 | | | 58 | | | | | | | | | |
| 船越村 | | | | | | | | | | | | |
| 片田村 | | 439 | | 150 | | | 2,420 | | | 12 | 42 | |
| 布施田村 | 20 | 117 | | 55 | | | | | | 95 | 218 | |
| 和具村 | | | | | | | | | | 120 | | |
| 越賀村 | 28 | 420 | 16 | 595 | 650 | 183 | 3,530 | | | 15 | 3 | |
| 御座村 | | 172 | | | | | 5,733 | | | 20 | 30 | |
| 浜島村 | | | | | | | | | | | 100 | |
| 志摩郡合計数量 | 304 | 1,668 | 327 | 1,458 | 650 | 510 | 11,890 | 7,992 | 27,455 | 2,051 | 2,292 | 6,678 |
| 志摩郡合計価額(円) | 1,492 | 11,278 | 637 | 3,646 | 6,500 | 2,029 | 24,712 | 8,552 | 13,039 | 4,509 | 6,147 | 12,224 |
| 1貫あたりの単価(厘) | 4,908 | 6,761 | 1,948 | 2,501 | 10,000 | 3,978 | 2,078 | 1,070 | 475 | 2,198 | 2,682 | 1,830 |

出典:明治33年『三重県志摩郡統計観』、明治43年『三重県志摩郡統計書』、大正8~10年の平均『三重県漁村調査』志摩郡之部

※「大正8~10年の平均」欄の「志摩郡合計」は各村の合計計算と符合しないが、出典の『三重県漁村調査』の表記に従った。

※「乾鮑」の「大正8~10年の平均」欄の品名は「明鮑」となっている。

V-6-6表 志摩郡町村別的主要水産製品

7 鳥羽・志摩の海女漁の地域的特質

海女漁（女性による素潜り潜水漁）は当該地域の社会の成り立ちや産業構造と密接に関わりながら展開してきた。小資本での操業が可能で、個人の技能等が漁撈活動に直に反映するため、鳥羽・志摩各地で海女漁が行われてきた。IV章でも現状が述べられていたが、ここでも聞き書きを中心とした若干の確認を行う。本来ならば、全国の情勢を分析したいところであるが、石川県及び千葉県の現状を踏まえたうえで、地域的特質を考えるうえでの参考としたい。

(1) 石川県と千葉県の現状

a 石川県輪島市の状況

(a) 道具

アワビオコシは、「オービガネ」と呼称されている。「オービ」とは「アワビ」がなまつたもので、志摩市域でも同様の呼称が存在している。石川県のものは、鳥羽・志摩の地域のものとは、大きさと形状が異なり、カギの部分がないものである。

オービガネの持ち手には、「大」の文字を入れる。残念ながら、地元では正確な意味は伝わっておらず、魔除けのためではないかといわれている。鳥羽・志摩のドーマンやセーマンと同様の意味をなすのかは、今後の研究の進展を待ちたい。

(b) 潜水服

黒いウェットスーツを着用する。ウェットスーツを「服」と呼び、一部の人は、顔まで覆うスタイルである。顔まで覆うスタイルは、鳥羽・志摩の地域ではあまり見られない。海水温の差があるためであろうか。

ウェットスーツの厚さは、海女の個人任せであり、規制はないとのことである。夏は薄めで、冬は厚めのものを着用している。

(c) 漁の形態

昔は、夫婦船での操業があったが、もう従事者がいなくなった状況である。複数の海女が、1つの船に乗り込む、「ノリアイ」は現在の中心となっている。

「ノリアイ」は、皆で話し合って漁場を決め、水揚げは、船頭の数を加えて等分する。1人分を船賃に充てる。但し、高齢者や新人の海女は、稼ぎを別にする場合がある。

漁の操業時間は、1日4時間である。漁は、9時に始まり、13時に終わる。その間、休憩はしないとのことである。現在では、船で暖もとらない状況である。操業時間の開始や終了に、とくに合図はないもようである。

(d) 海女漁の従事者

鳥羽・志摩地域と同様に、若い人は減ってきてている。18歳の海女が3人。19歳が1人、22歳が1人と若い従事者がいる。最高齢は、85ないし86歳である。若い世代の海女への就業に対して特に取組を行っていない。

漁の口開けは、海士町自治会と舳倉島区長とで決めている。

(e) その他

七ヶ島は、アワビ、サザエが取れなくなったため、海女は寄りつかないとのことであった。かつての獲りすぎが原因といわれているが、真偽は定かではない。

海女漁の伝承は、「ノリアイ」の単位で行われるようである。昔は、400人ほどが舳倉島に住んでいて、漁の様子を子どもたちが目にすることできた。しかし、現在は本土から船で出かけるため、子どもが近くにいない状況である。海女になって、初めて海に潜る場合もあるという。舳倉島で行われていた祭は、今は輪島市の海士町で、続けられている。

b 輪島市の海女の特徴

輪島市では、現在、215名の海女が活動している。(三重県教育委員会による調査) 漁獲の対象は、アワビ、サザエ、イワガキ、ワカメ、エゴノリ(寒天の一種)で、三重県とほぼ同様といえよう。海士町自治会に入ることが、海女漁を行う要件になっており、平成25年には、18歳の海女が出漁し、海女の年齢も60歳未満が全体の約3分の2を占めるなど、海女漁の継承も現状として担保されているといえよう。

歴史的には、永禄12(1569)年に、現在の福岡県宗像市鐘崎周辺の海女が、漂泊の末、現在の石川県に着き、慶安2(1649)年に加賀藩から土地を拝領し、海士町(あままち)を形成した。

舳倉島を中心に海女漁が、現在も行われており、海士町自治会や組(アタリ=階級)制度が、400年近く継承されている。この制度等により、海士町は原則属人的な集団として成り立っており、海女の人数に大きな変動はないという独自性がみられる。

c 千葉県南房総市白浜の状況

現状については、以下のとおりであった。ここでも若干の確認を行う。

(a) 海女の種別

3形態が現在でも行われている。現地の言葉で、ナダアマ、フナアマ、メオトアマである。

ナダアマは、陸から漁場まで行って漁を行う形態である。但し、泳いで沖まではいかない。フナアマは、複数のアマが1つの船に乗り合って漁を行う形態である。メオトアマは、夫婦等の男女のペアで船を使い漁を行う形態である。フンドウ(オモリ)を使用する。命綱や滑車は使用しない。

(b) 海女となるための条件

海女は、漁業権がなければできない。海女だけに特化した資格はない。平成26年度からは、各個人での株が必要となることであった。

(c) 海女となった経緯

聞き書きを実施した海女たちは、一様に中学校をでたら、海女になるしかなかったといっていた。

(d) フナドの有無

メオトアマは、鳥羽・志摩地域でいうフナドとほぼ同様の形態といえるが、少し違いがみられる。

(e) 漁具(ノミ)の呼称と形状

ノミと呼び、木製の把手がついたヘラ状の漁具のことを指すようである。一見すると日本刀のように見える。

(f) 漁具の変遷や材質の変化

聞き書きした範囲では、海女になってから、ノミの形態や材質の変化はなく、ステンレスよりも固い鉄を選択している。ノミのヘラ状の部分は、鋭角に曲がっており、ノミの把手は、樅を使用する。三重県のように、カギとヘラ状のものが合一している形状のものはない。

水中メガネは、ゴム製がほとんどであり、木製の桶を現在も使用している。

(g) 道具への工夫

鳥羽・志摩地域のように、糸を巻く、テープを巻く等は行っていないようであるが、把手の部分の穴に、長い糸を通し、海中で認識しやすくするという工夫がみられる。

(h) ウェットスーツの導入

ウェットスーツは、現在も使用していない。海女シャツといわれるものを着用し、漁を行っている。

(i) オモリの使用

メオトアマだけが漁の時に、使用している。重量としては、10kg程度のオモリを使用しているということである。

(j) 水中眼鏡のメンテナンス

曇り止めのため、ヨモギでガラス面を拭くことを行っている。手近かなところに存在しているためであろうか。

(k) 海女小屋の有無

「小屋」と呼ばれる常設のものが、海岸沿いに多く存在し、漁の後で暖を取る場所でもある。ただし、船を使った漁では、船の上で暖をとっているとのことである。

(l) 漁場の位置の識別

漁場の識別は、「ヤマをたてる」といい、ノリアイの船頭と協議して、漁を行っている。船頭が優秀であれば、漁場の位置の狂いはほとんどないということである。

(m) 海底地形の識別

漁獲物が採れる海底の地形を熟知しており、海底地形の状況は、全部頭の中に入っているという。

(n) 漁獲量の変化

鳥羽・志摩地域と同様で、昔に比べアワビも含め、漁獲量は全体的に少なくなっているようである。

(o) 倉庫の所在

船頭は、海女たちの漁獲高の1割を、取り分としている。船頭と海女たちとの約束事とのことである。

(p) 海女同士での情報交換の有無

漁場のこと等、聞いたら教えてくれるが、自然に身につくものと考えている。子どものころから、海と親しんでいたので、無意識のうちに身についたとも考えている。

(q) 信仰の状況

地区ごとに、神社への信仰はあり、安全への気持ちや大漁への願いがある。呪文を唱える等の有無の回答はなかった。

(r) 白浜町あま連絡協議会

昭和48年に設立された、漁業協同組合の下部の組織である。「あま」が存続している12地区の漁期設定について取りまとめたり、「あま」に関する広報、情報発信を行っている。この組織には、男女の素潜り漁従事者が加入している。

d 南房総市の海女の特徴

千葉県勝浦市コウモリ穴洞穴からは、古墳時代の土器とともに多量のアワビ殻が出土しており、この時期から海女漁が行われていたという傍証になっている。また、平城京跡から、「安房」「鰯」「調」などの文字が書かれた木簡が数多く出土しており、「上総国安房郡白濱郷戸主日下部床万呂戸白髮部鳴輪鰯調陸斤 参拾條 天平十七年十月」とある。

水産資源の管理の面では、現在も、ウェットスーツを着用せず、オレンジ色のアマシャツといわれる、トレーニングシャツを着用しており、潜水時間を制限することで、資源の乱獲を防いでいる。

南房総市白浜の現状としては、現在、108名の海女が活動している。(平成25年9月、三重県教育委員会による調査) 漁の対象は、アワビ、サザエ、イワガキ、海藻等で、三重県とほぼ同様といえる。男女が参加する白浜町あま連絡協議会を組織し、漁期設定の統一や広報、情報発信を行っている。

e 三重県鳥羽・志摩地域との比較

三重県の鳥羽・志摩地域の海女と輪島市及び南房総市の海女との比較し、海女漁の歴史、海女漁の形態と拡散、海女を認める広範な民俗社会という点での違いに着目したい。

(a) 海女漁の歴史

鳥羽・志摩地域においては、アワビや熨斗鰯にまつわる伊勢神宮との関係性は否定できない。産業及び租税にまつわる経済的な面と、熨斗鰯といった伊勢神宮との関係にみられる宗教的な面により、今日まで海女漁が継続されている歴史がある。この点において、他の2地域との差はあるものといえる。

(b) 海女漁の形態と拡散

漁具の使用に状況に注目すると、男女がペアになって船で行う漁の場合、命綱を南房総市では使用しないというところに差がある。ノミの形状についても、南房総市や輪島市のものと、カギとヘラ状のものが合一のものがないという形態の差が認められた。

また、鳥羽・志摩地域では、28地区で海女漁が行われている。このように、海女漁が広域に分布したのも、良好な漁場環境の広範な広がり、宗教的な熨斗鰯の需要等といった要件があったためと考えられ、より集約的な分布をみせる輪島市とは異なる。

(c) 海女を認める広範な民俗社会

先にも述べたように、鳥羽・志摩地域の28地区で海女漁が行われており、漁期や漁獲物は各地区により厳密に決められている。海女小屋及び漁具の呼称についても、各地区で微妙な違いがみられる。祭行事も、鳥羽市菅島「しろんご祭り」、鳥羽市国崎「ノット正月」、志摩市志摩町和具「潮かけ祭」のように、地区毎に独自のものが守り伝えられ、それらの中心的役割を果たすものは海女であるし、その地区において認められた存在でもある。このように、鳥羽・志摩地域には、広範な民俗社会が継承され、一つの地区で濃密な民俗社会を形成している輪島市とは違った意味を感じる。

(2) 三重県下の潜水漁

三重県教育委員会が平成22・23年度に実施した「海女習俗基礎調査」により、三重県下における潜水漁業者の動態が明らかになった。昭和24（1949）年に6,000人を超えていたとされる海女が、今回の調査によると978人にまで減少していることが確認された。内訳は、鳥羽市が612人、志摩市が366人である。海女集団の高齢化も進んでおり、60～70歳代の割合が高いことも確認された。現在の三重県下の海女は昭和10年代から20年代に生まれた女性により構成されているということである。

一方、海士は316人確認された。内訳は、鳥羽市152人、志摩市が161人となっている。

なお、全国の潜水漁業者の動態は、昭和53（1978）年に水産庁企画課が行った調査では、9,134人であったが、平成22（2010）年に海の博物館が行った調査では2,174人に激減している。

現在、筆者が継続的な調査を続けている鳥羽市神島・志摩市阿児町安乗・志摩市大王町畔名の事例をもとに述べたい。

a 潜水漁の諸相

(a) 潜水漁を支える要素

潜水能力　潜水能力は、いかに深くまで潜れるか、いかに長時間潜れるか（息こらえができるか）、いかに多くの回数を潜れるかに集約される。通常、午前と午後とに設定される操業時間内に滞底時間をいかに長くできるかということである。このことは漁獲機会を増加させることになり、漁獲量・漁獲額の増加にもつながっていく。

潜水能力は個人差はあるが、概して若年齢層のほうが優れている。潜水・海底探索・浮上を海面で繰り返すことは、疲労を蓄積させていくことだけでなく、身体を冷やすことにもなるため、高齢者にとっては過酷な活動ということになる。

なお、高齢者は潜水時間や潜水深度の低下に加えて、視力の低下も大きな負担である。

漁場に関する知識　カチド・フナド・チナという操業形態が異なる集団の漁場利用慣行は、互いに競合しないことが意識されたものになっている。たまたま競合した場合は、互いに牽制し合うなどして、現場での調整が図られる。

カチドは潜水漁に初心者やフナドから転じた高齢者から構成されており、海女小屋から磯におり、浮き輪に上体をあずけながらバタアンで目的の漁場にまで移動して潜水漁を行う。漁場やアジロについての知識が豊富な高齢者の様子をみながら若い海女たちはアジロに関する情報を増やしていくことになる。

フナドは海女小屋に所属する海女たちなどが単位となって一艘の漁船に乗り合わせて漁場まで移動し、そのまま洋上に漁船を待機させておき、復路も船で移動するため、カチドよりも漁場の選択の幅は広くなる。そのことは多くのアジロを知る海女にとっては好都合なことになるが、アジロの情報をもたない海女にとっては漁場を探す手間がかかることになる。そのため、アジロをあまり持

たないフナドは他のフナドとツレで潜ることで新しいアジロを覚えていくことが多い。

肉親を介助者にして単独で船を利用するチナの場合は、介助者が釣り漁などに従事しており海底地形を熟知している場合が多く、トマエと呼ばれる介助者任せで漁場が選択される。そのため、トマエが不在でフナドの船にチナが乗り合わせるとアジロが見つからないということも起こる。

採捕技術 採捕技術は次の三点に大別される。一つはサザエのような素手で直接採捕できる対象物に対する技術である。他の二つは岩などにはりついているアワビやトコブシをイソノミなどの道具で剥がし採る技術である。とくにアワビの場合は太陽光が届くところにはりついているシロと、暗部を好むクロとでは全く異なる採捕技術が必要となる。

シロの場合は肉眼で確認できる場所にはりついていることが多いので、アワビの貝殻の薄い方からイソノミを差し入れ、貝殻の厚い部分を梃子の支点となるように剥がせばよい。それに対してクロの場合は、肉眼で探せない場所にいることが多いので、岩陰などに手を差し入れ、掌の感触でアワビを探し、掌に添えたコノミをアワビの貝殻にあてがい、手首や肘・肩を梃子にして剥がし採るというものである。貝殻や肉を傷めずに採捕するためにはイソノミを用いるのとは全く異なる身体の使い方や冷静な判断力が求められるのである。イソノミを作用点とすると、支点として利用するのは手首・肘・肩で、それらの使い方は一様ではない。

潜水漁の特徴として、用いる道具はいたって簡易なものであるが、それらの使用方法は極めて多様で、道具が簡易なものするために個人の性格や技能等の差異が顕在化しやすい。イソノミは腕の延長や掌の一部として用いられるが、これらの技能は海女個人の身体技法として位置づけられるもので、道具が簡易な分だけ個人差が顕著になるのである。

漁獲量・漁獲額の背景 先述した、個々の体力と漁場に関する知識に加えて、これらの三種類の採捕技術を駆使することができれば、すべての漁獲対象物を採捕することが可能になるのである。

そのうえで、漁獲対象物をいかに傷めずに採捕するかという、採捕に関する技能に熟練度の差異が漁獲量や漁獲額（高）に反映されていくことになる。

b 海女の生き方－潜水漁存立の内的事由－

(a) 潜水漁における加齢と漁獲額

集団における加齢と漁獲額（V-7-1表参照） 1982年度に実施した当該海女集団の日平均漁獲額に注目すると22名の日平均漁獲額は4,095.9円である。ただし、この金額は漁協の伝票を基に算出したものであるため、漁協に納めなかつたナイショウリの金額は反映されていない。

操業形態別では、カチド・フナド・チナのそれぞれの日平均漁獲額は2,191.3円・5,286.6円・10,040円となる。フナドの場合はこの額から必要経費としての油代を引くことになる。チナの場合はトマエと二人で操業しているため、割りかえすと5,020円ということになり、さらに必要経費としての油代もひくことになる。その結果、フナドとチナの日平均漁獲額の差異はほとんどないことになる。これに対して、カチドの日平均漁獲額は低額であるが、カチドたちは必要経費を意識せずに気儘に採捕活動ができる。

また、この集団内では年齢差に応じた漁獲額の差異がみられる。49歳までの日平均漁獲額は2,371円、50歳から54歳までは4,896円、55歳から59歳までは4,888円、60歳から64歳までは2,449円、65歳以上は2,076円で操業形態の差異にかかわらず、50歳代を頂点とし、40歳代と60歳代がほぼ同額という結果になっている。

一方で、日平均漁獲額を1000円刻みにみていくと、1000円台の海女の平均年齢は53.8歳、2000円台は56歳、3000円台は55.3歳、4000円台は53歳、5000円台は53.5歳、7000円台は52.5歳、8000円台

表1 三重県志摩郡大王町畔名の海女集団の個人別日平均漁獲額および日平均漁獲量(昭和57年度)[※1]

| 固体識別番号 ※2 | 年齢 歳 | 日平均漁獲 額※3 円 | 日平均漁獲量(単位g/含有率%)※4 | | | | | イソミの所有数 コノミ |
|--------------|---------|-------------------|--|---------|-----------|-------|-----------|----------------|
| | | | アワビ(クロアワビ)含有率 アワビ(クロアワビ)含有率/傷アワビ含有率 | サザエ | フクラメ(コブシ) | ホラ | マメ(ハテイラ)他 | |
| K08 | 60 | 1,243 | 117.3 (94.7/30.5) | 136.4 | 881.5 | 0.0 | 107.4 | 3 |
| K04 | 49 | 1,375 | 204.4 (84.7/37.6) | 178.3 | 800.7 | 0.0 | 191.3 | 2 |
| K09 | 60 | 1,559 | 225.7 (77.2/26.2) | 346.7 | 735.5 | 0.0 | 250.6 | 2 |
| K05 | 51 | 1,719 | 241.3 (64.2/31.7) | 216.7 | 1,158.0 | 29.6 | 73.5 | 2 |
| K03 | 49 | 1,726 | 654.8 (86.8/30.6) | 329.1 | 645.6 | 0.0 | 90.7 | 2 |
| K10 | 66 | 2,076 | 259.3 (94.2/41.9) | 152.9 | 1,480.0 | 0.0 | 184.3 | 2 |
| K02 | 47 | 2,102 | 645.0 (86.9/30.2) | 340.5 | 1,035.1 | 1.4 | 52.7 | 2 |
| K07 | 58 | 2,280 | 832.5 (92.3/36.0) | 275.8 | 1,062.9 | 1.6 | 31.4 | 3 |
| F04 | 53 | 2,903 | 695.7 (27.6/12.1) | 2,029.3 | 147.6 | 30.5 | 0.0 | 2 |
| F11 | 62 | 3,371 | 1,384.1 (83.7/26.8) | 1,709.4 | 206.5 | 37.1 | 34.1 | 3 |
| K06 | 52 | 3,554 | 3,247.9 (97.4/18.0) | 91.2 | 140.1 | 0.0 | 74.5 | 3 |
| F10 | 62 | 3,623 | 1,041.9 (41.2/16.5) | 2,221.0 | 266.1 | 67.2 | 26.9 | 3 |
| F09 | 59 | 4,028 | 1,208.3 (38.8/12.2) | 2,569.4 | 210.6 | 40.0 | 0.0 | 2 |
| K01 | 47 | 4,279 | 2,492.6 (72.8/26.7) | 820.5 | 939.8 | 26.1 | 65.9 | 3 |
| F03 | 53 | 5,232 | 1,158.5 (59.8/16.9) | 3,701.1 | 245.3 | 69.5 | 65.3 | 3 |
| F08 | 56 | 5,249 | 771.2 (33.7/14.3) | 4,270.0 | 137.7 | 70.6 | 0.0 | 2 |
| F01 | 50 | 5,512 | 1,052.4 (52.9/18.0) | 3,978.8 | 394.1 | 78.8 | 8.2 | 3 |
| F07 | 55 | 5,579 | 1,329.4 (34.8/17.1) | 4,123.7 | 60.5 | 38.4 | 0.0 | 2 |
| F02 | 50 | 7,164 | 1,159.6 (40.6/15.8) | 5,768.6 | 110.6 | 107.5 | 18.1 | 3 |
| F06 | 55 | 7,306 | 1,612.5 (32.7/12.2) | 5,536.5 | 89.1 | 41.7 | 0.0 | 1 |
| F05 | 54 | 8,189 | 5,954.0 (60.6/15.1) | 2,079.8 | 73.7 | 81.8 | 0.0 | 3 |
| C01 | 48 | 10,040 | 4,900.6 (45.0/7.6) | 5,076.7 | 63.1 | 0.0 | 0.0 | 4 |

※1 昭和57年度に畔名漁業協同組合が各海女に対して発行した「精算通知書」の控えおよび同年度に実施した参与観察をもとにして作成
 ※2 個体識別番号は参与観察時に各小集団ごとに若齢順につけたものである。記号はK(カチド)・F(フナド)・C(チナ)を表している
 ※3 漁獲額が少ない者から順次表示した
 ※4 クロアワビ・傷アワビの含有率とは、アワビの総漁獲量にそれぞれが含まれる割合

は54歳となり、平均年齢差は52.5歳から55.3歳まで2.8歳の差があるが、日平均漁獲額単位で分けた小集団内では年齢差が総じて漁獲額に反映されていないという指摘も可能である。

各海女が漁獲額についてあまり話題にしない背景には、各海女が自身の主要漁獲物を明確に意識しており、それぞれがアジロを持っていることに起因する採捕成果に対する自負があるのだという。それは、自分の畠に収穫に行くような感覚だというが、漁獲額に拘泥せずに海女集団を維持していく事由として、潜水漁には加齢によって規定されない生産活動の自由度が内在しているのである。

個人における加齢と漁獲額（V-7-2表参照）　当該海女集団に所属していたF05は昭和3年生まれで、三人の子供を出産し、第三子が乳離れしてから、潜水漁を開始している。

彼女が潜水漁をやめようと決めた平成8年までの39年間のアワビの生涯総漁獲量は18,495.5キログラム、サザエは7,883.05キログラムでアワビを主要漁獲物としてきた様子がよくわかる。

彼女が最も盛んにアワビを採捕した昭和62年の1,281.49キログラムを頂点として昭和56年の561.5キログラムから平成6年の723.8キログラムまでの14年間は、常に年間500キログラム以上のアワビを採捕していたことになるが、この期間の彼女の年齢は53歳から66歳である。

また、彼女が日平均漁獲額で50,000円以上になるのは60歳から66歳までの間で、64歳の時には日平均漁獲額が66,414円となっている。F05の場合、潜水漁の熟練状態というべき状態になったのは50歳代からで、そのピークとなったのが64歳ということになるようである。

なお、今次の調査により、海女を引退することを決めた翌年以後も、「気が向いたら」イソバタに行っていたことが確認され、引退後の平成9年と10年のデータを得ることができた。それによると、操業日数は平成9年が32日間、10年が34日間に減少しているが、日平均漁獲額はそれぞれ28,016円、24,977円で、引退を決めた年までの生涯日平均漁獲額22,694円を上まわっており、平成9年は主にサザエを、10年は主にアワビを採捕していたことが確認できた。素潜り潜水漁に永年従事した海女の潜在能力をうかがわせる結果である。

(b) 潜水漁における加齢と熟練

潜水漁における加齢と熟練　集団の横断的な分析によると、潜水漁において熟練期という年代がある一方で、潜水漁従事期間をとおして、一定した漁獲額を確保するための個々の戦略を自在に案出できる生産活動であることがうかがえる。こうした現実的な裏付けがあるからこそ、各海女がそれぞれの志向に則した操業形態や漁具を選択できるのであろう。

また、集団内の個人を対象とした縦断的な分析によると、加齢に応じて衰える体力に対して、増大していくアジロについての情報、経験の蓄積によって柔軟な対応が可能になる採捕技能との組み合わせにより潜水漁従事者としての熟練状態が、社会一般で通例とされる定年年齢よりも高齢時に現出していることが確認できた。

潜水漁存立の背景　横断的な分析では、集団内において50歳代に日平均漁獲額のピークがあるものの、40歳代と60歳代の日平均漁獲額とに顕著な差異がないことが確認できた。

縦断的な分析では、加齢にともない日平均漁獲額が上昇しており、日平均漁獲額は60歳代にピークを迎えており、加齢によって蓄積される経験知が潜水漁における熟練状態を現出させる要素の一つとなっていることをうかがわせる結果が得られた。

ただし、後者の分析は一事例のみの分析をもとにした結果であるため、この傾向がどの程度普遍性をもつものかは断定できない。今後の課題として、当該海女のライフヒストリーの収集を続け、当該海女の潜水漁に対する意識の形成や変化について、さらに明らかにしていくことが必要である。

なお、三重県全体のアワビ類の漁獲量は過去には15年～20年周期で増減があったことが知られて

おり、1950年には517 t、1966年には751 t、1986年には457 t の漁獲量があったが、それ以後の漁獲量には周期的な増減は見られなくなり、減少傾向が続き2006年には77 t にまで減少している。

海女たちの間でも、志摩地方全域で昭和60年代からアワビの漁獲量が減少していると言われております、その理由として母貝資源の乱獲、海底の汚染にともなう餌となる海藻類の減少などが指摘されている。この時期に各漁場でウェットスーツの着用が始まっていることも忘れてはならないことである。潜水漁を含む漁業従事者間の資源管理に対する意識にも変化が表れてきているようである。潜水漁の存立については、漁場などの自然環境や漁業協同組合や市場などの社会環境についても一層考慮していかなければならない。

(3) 「海女という生き方」を存立させるための課題

歴史的にみれば、素潜り潜水漁は当該地域の社会の成り立ちや漁業をはじめとした産業構造の特徴と密接に関わりながら展開してきたといえよう。小資本での操業が可能で、個人の技能等が直接、漁撈活動に反映することができるという漁法の特徴は、全国で多様な素潜り潜水漁を展開させてきたともいえよう。

その素潜り潜水漁はこれからどのように推移していくのであろうか。

a 生業としての潜水漁の特徴

現在、海女は観光資源としても注目されている。こうした傾向は近代以後、断続的にみられたことで、潜水活動を行う異能な人びととして、博覧会に海女館が設けられたり、観光地のポスターや絵葉書のモチーフになったりもしてきた。

しかし、海女漁は特殊な生業というよりも、沿海地域で生活する女性たちが、複合的に年周期の生産活動を行おうとした際に、最も理にかなった季節的な生産活動なのである。海女たちは、「海女しかなかった」と口にすることが多いが、むしろ、「海女として生きてこられた」から、今日にいたる生活が維持できたのだと言える。高度経済成長期後の動態に注目すると、沿海域で暮らす女性の生業として潜水漁は選択されなくなっていく。象徴的には、現在、稼働中の海女の子女のほとんどが潜水漁の後継者になっていないということである。さまざまな職業が選択できる現代社会においては、海女漁は女性の生業選択の対象ではなくなりつつあるのである。

それに対して、沿岸域を主漁場とするようになった男性漁業者が潜水漁に従事する例が増加する傾向がみられる。浅海域の磯根資源が枯渇し始めたことに加えて、浅海域を主漁場としていた海女たちが減少していくことで、単独操船でより広い海域を漁場とすることができます海士が潜水漁に参入し始めているのである。

b 地域社会の変容と海女の生活

現在、潜水漁に従事している女性の多くは高齢者で、家業と組み合わせることで潜水漁を継続している。潜水漁に従事することになった事由の多くは、子供を育てながら家事（家業）を行うために選択したという。また、配偶者との死別や離別などの経済的な事由から選択している例もみられる。海女漁は沿海地域における女性の生業選択の対象として、多元的な願望に対応できる要素を内包しているのである。

潜水漁に従事している女性たちには潜水漁を選択すべき必然性があるのでに対し、当該地域内の後継者世代には潜水漁をあえて選択する必然性がないというのが、現在の海女の動態の背景であろう。先述した三重県志摩市大王町畔名では、海女の息子が二名、潜水漁に従事している。彼らは漁業者の年

周期活動の一環として、夏季の選択肢として潜水漁を選択している。このことからみてとれるのは、海女の高齢化に加えて、浅海域でのアワビなどの枯渇により、女性が主漁場としている潜水漁場の現在の資源状況では安定的な操業が継続できなくなっているという実態である。志摩地方全域においても、同様な傾向が進展していくことが予測される。浅海域の磯根資源が枯渇し始めたことに加えて、浅海域を主漁場としていた海女たちに代わって、海士が増加しているのである。個人単位での操船により浅海域以深での操業が可能な海士たちにとっては、合理的な生業戦略ということになるが、資源の側への負荷は一層高くなっていくことにも留意しなければならない。

翻って、女性による素潜り潜水漁が現在まで存立してきた事由について考えてみると、女性の潜水漁は集団による操業が基本となっており、協力を前提とした操業形態が海女たちの間で過度な資源利用を相互に規制する意識を共有させてきたのである。海女たちが有してきた集団性あるいは共同性といったものが、巧まざる資源管理を可能にしてきたのである。こうした海女の生き方は、現代社会における人間関係のあり方を捉え直すという点でも評価されるべきものである。

(小島孝夫)

参考文献

- 阿部文彦・松田浩一「三重県におけるアワビ類の漁獲動向と潜水漁業による生産状況」(『海と人間』30 海の博物館・財団法人東海水産科学協会、2009年)
- 海の博物館・財団法人東海水産科学協会『日本列島海女存在確認調査報告書』(2011年)
- 拙稿「アワビ採具からみた潜水採集活動—三重県志摩郡大王町畔名の事例」(『海と民具』日本民具学会論集1 雄山閣、1987年)
- 拙稿「潜水漁の諸相—加齢と熟練—」(『民具と民俗』講座日本の民俗学9 雄山閣、2002年)
- 三重県教育委員会『海女習俗基礎調査報告書—平成22・23年度調査—』(2012年)

VI 総 括

1 鳥羽・志摩の海女の現状と課題

鳥羽・志摩における海女による伝統的素潜り漁は、日本国内においても貴重な漁撈習俗であり、当該社会の成り立ちや産業構造と密接に関わりながら発展してきた。ただ、海女の操業は一人でも可能であり、個人の技能等が漁撈活動に直に反映するため、鳥羽・志摩にかかわらず、日本の各地で海女漁が行われてきたことも知られている。

三重県教育委員会が平成22・23（2011～2012）年度に実施した「海女習俗基礎調査」（以下「基礎調査」と称する）により、三重県下における潜水漁業者の動態が明らかになった。これによれば、昭和24（1949）年に6,000人を超えていたとされる海女が978人にまで減少していることが確認された。内訳は、鳥羽市が612人、志摩市が366人である。海女漁従事者の高齢化も進んでおり、60～70歳代の割合が高いことも確認された。現在の三重県下の海女は昭和10年代から20年代に生まれた女性により構成されているということである。一方、海士（男性）は316人確認された。内訳は、鳥羽市152人、志摩市が161人となっている。なお、全国の潜水漁業者の動態は、昭和53（1978）年に水産庁企画課が行った調査では9,134人であったが、平成25（2013）年に三重県教育委員会が行った調査では1,849人に激減している（本書のIV章参照）。

海女漁により漁獲された貝類は、伊勢神宮での祭儀に用いられる御贋（神饌）の熨斗鰯等として奉納されるほか、豊漁や安全を祈願する鳥羽市菅島町の「しろんご祭」、志摩市志摩町和具の「潮かけ祭」等においても、海女が重要な役割を果たし、独自の文化を形成している。また、伊勢神宮への御贋の貢進は、明治4（1871）年の神宮制度改正で、旧来の慣行は廃止されたが、現在も、鳥羽市国崎町から毎年熨斗鰯を調製供進する慣例が続けられているように、鳥羽・志摩の海女漁が単なる沿岸伝統漁業の一形態とするだけではとらえきれず、その担い手である海女は当地方の海女文化を構成する重要な人々でもある。

ところで、「海女」という存在は観光資源の一つとして捉えられ、地域の「魅力」発信やイメージ形成への貢献が期待されてきたという側面も併せ持っている。近年は、海女の高齢化や後継者不足により、その従事者が減少するとともに、海女漁に関わる習俗等に変化がみられることも否定できない。この点については、社会の構造変化や人々の活様式の変化等と関わっており、人的減少の問題や海女漁の習俗等継承にかかる課題は常に存在している。それだけに、海女と海女漁の実態、伝統的な海女漁の技術や海女の生活史等を明らかにすることは喫緊の要事となっている。

そのため、三重県教育委員会では、海女習俗等の現状把握を目的に、先述のように平成22・23年度の2ヶ年で、基礎調査として、海女漁の操業地28ヶ所での聞き取り調査を実施した。そして、本調査で得られた情報を整理するとともに、「鳥羽・志摩の海女習俗」の全容を明らかにするために、引き続き「海女習俗詳細調査」（以下「詳細調査」と称する）を、海女本人への聞き書きを主に、平成24・25（2013～2014）年度の2ヶ年で実施して、現状確認を行うこととした。

鳥羽・志摩の海女の歴史や民俗事象については、これまでに多くの調査研究等の成果が公表されているが、その現状を含めて文化財という観点での捉え方や考察はほとんどなされてこなかったといえる。また、一般的に当地域の海女には、「歴史がある」とか「日本国内でも多くの従事者がいる」という事象への関心は高いが、その実態を継続的に把握し、海女世界の実情を客観的に考察するとともに、幅広い視点で海女文化を捉え、歴史的事実に基づきながら将来を洞察することは必ずしも十分ではなく、文

化財行政もその任を発揮しているとは言い難いとの反省も起こっている。海女や海女漁が、歴史的にも、地域にとっても貴重なものであるということは認識されてきたが、果たしてその内容はどのようなものなのか、何が貴重なのかを明確化する作業は、これからのことであり、今回の詳細調査はその基盤をつくる嘗みと使うことができよう。

(櫻井治男)

2 民俗文化財としての海女漁と民俗技術

(1) 「海女」と「海女文化」

アマとは、どのような人たちを指すのであろうか。Ⅱ章でも述べられているが、アマ（海女）とは、一般的に海に潜り貝・海藻などの捕獲を職業とする女性のことである。一方、海辺に住み、貝や海藻だけではなく魚類を探ることを業とする人、つまり漁師を総じてアマと称する場合もある。そこで、ここでは男性を「海士」、女性を「海女」と区別して表記するが、男女にかかわらず古来、こうした職種の存在が「アマ」と称されてきたことも確かである。

鳥羽・志摩では、女性で素潜りによる漁を行っている漁業者は総じてアマ（海女）と称されている。男性の場合がオトコノアマ、オトコアマと呼ばれることに対して、アマと言えば女性を指すことが慣習化してきた。但し、漁業権の有無を別にすれば、海女としての特別な資格や規定は、現時点では存在していない。つまり、「海女とは」という問い合わせに対して、海女へのイメージはあるが、どのような人々を指すのか、どこまでを海女というのかについて、これまで明らかにされることがなかった。実際、鳥羽・志摩以外の人々にとっては、現在でも、白いイソギを着用し、水中メガネを付け、アワビオコシを持ち、イソオケを浮かべながら海に潜って貝や海藻を採取するといったイメージを持たれていることも事実である。また、鳥羽・志摩の人々にとっても、海女の存在があまりにも身近すぎて、その稀少化や文化的位置づけ等を、振り返って考察する機会はあまりないといえよう。

海女とそれを取り巻く習俗等について、民俗文化の観点から調査を行った結果、海女とは、厳密にいえば、「漁業者として地域に認められ、身体一つで女性が海中に潜り簡単な道具で貝類等を採捕し、歴史的な背景を有する長年継続してきた漁の技術や昔からとされる日常的習慣を継承し体現している人」と措定できよう。なぜ、当地方のアマには女性が多いのかという点については、自然環境と女性の身体的特性との関係や漁業集落における男女の役割分担ということなどが指摘されているが、明確な結論は得られていない。

また、近年「海女文化」との表現がしばしば用いられるが、それはどのようなことを指すものなのだろうか。これについては、海女の主体性を前提とし、歴史的、社会的、自然的諸環境のなかで生み出され、形成・伝承されている特有の慣習、意識・態度、技術などが相互に連関する生活の姿ということができる。こうしたことを踏まえると、あらためて鳥羽・志摩の「海女文化」の特性として次のことがあげられる。

- ①女性による素潜り漁が継承されていること
- ②単身で海に潜り、自らの呼吸の続く限りで、魚貝類や海藻を採取する伝統的な漁法が継続されている歴史があること
- ③経済的に自立し、地域の暮らしを支える漁業者であること
- ④地域社会が、海女の存在や漁の継続、担い手の存在を海女として認識し受け入れていること

- ⑤しろんご祭（鳥羽市菅島）やノット正月（鳥羽市国崎）、潮かけ祭（志摩市和具）等の地域の特徴をあらわす祭り・行事の継承が見られること
- ⑥青峯・磯部信仰やドーマン・セーマン、特有の呪文等を唱えるといった地域の信仰対象や慣習的な共通の作法がみられ、それらが継承されていること
- ⑦伊勢神宮への熨斗アワビ供進等をはじめとする神宮との関係性が継続されていること
- ⑧素潜り漁という伝統的な漁法を継続することにより資源が再生可能であるとともに、一定の海女集団社会を形成していることが資源の管理や保護の実践に寄与してきたこと

以上の各事項の関係性を整理すると、①の女性による素潜り漁という実態があったことにより、②～⑧までの事項が現出する契機を促し、長い時間をかけて、重層的な文化が鳥羽・志摩地域に形成、醸成されてきたものと捉えられる。つまり、ここでの「海女文化」をあらためて端的にまとめると、「鳥羽・志摩に古代から行われてきた素潜り漁（海女漁）とその知識・技術、および素潜り漁が行われている地域で継承されている日常習慣や伝統的な祭行事・信仰（伊勢神宮との関わりのあるものも含む）を中心とする習俗」といえよう。

（2）文化財としての位置づけ

海女による漁撈を文化財として、どのように位置づけるかは重要なポイントとなる。日本の文化財保護法（以下「保護法」と称する）の分類と定義に依れば、海女漁撈は無形民俗文化財としての観点から位置づけることがまず考えられる。すなわち、保護法によれば、民俗文化財の内容として、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術およびこれに用いられる衣服、器具、家屋」（第1章第2条第3項）として掲げられている。既述のように、実態としての海女漁撈は、生業としての基本があり、それを成り立たせる技術的特性や知識、そして生活上の慣習、信仰、祭りや年中行事とが一体となり海女文化を形作ってきており、それらが今日まで伝承されることにより、国民生活の推移を振り返り、理解する上で貴重な財産となっているからである。

なかでも、生業としての海女漁は、まず海女個人の資質や技術に依存するところが高く、また技術の基本は当地域の海女に共有されているものであって、さらに個々人の資質を醸成して行く社会的、文化的な共通環境があり、それにより技術が支えられるという関連性が見てとれる。

文化財としての「海女」という捉え方をすれば、その概念は、程度の濃淡はあるが保護法にいう民俗文化財の全領域におよぶところであるが、「海女漁撈」に焦点を当てた場合は、操業上の知識と技術に基本的な価値を見いだすことが可能である。もちろん、このことが広い意味での海女文化を否定するところではなく、むしろその歴史も含め幅広く理解することは必至であるが、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」として、その民俗知識や技術を無形の民俗文化財と位置づけることが妥当といえよう。

a 民俗技術としての把握

民俗技術の範囲については、一般的に、地域において伝承してきた生活や生産に関する技術（技術の伝承者は非専業的職人から専門的職人までと広範囲）という考えが示されており、その内容は、生計を賄うための生業に関する技術（例えば、①船大工、家大工等の大工職人の技術、②鍛冶、曲物師等の技術、③農林水産業において地域的特色を示す技術）と日常生活において用いられてきた衣食住に関する技術（例えば、①和服等の縫製技術や補修の技術、②保存食等の調製技術）があげられている。なお、一般に「匠の技」といわれるような職人技術も民俗技術のなかに含めて捉えられている。

さらに、衣・食・住等の人間生活を基本的に維持する上で必要な技術である「生活技術」に対して、

「生産技術」は、①自己消費型生産技術、②利潤追求型生産技術、③専業的職人技術のカテゴリーに分けて捉えられている。①は、農耕や漁撈をはじめとする自らの生命と家の維持に必要な技術であり、②は、①を基盤に余業的に主として貨幣経済への対応的側面から、その生計を補完する目的で発現される技術のことである。③は、専業的職人技術で、生計の基盤となる技術を指している（参照、大島暁雄「『民俗技術』創設の背景と課題」（『第1回無形民俗文化財研究協議会報告書-民俗技術の保護をめぐつて-』独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所無形文化遺産部、2007年）。

以上のこと等を参考に、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」を捉えると、次のようなことを共通項として指摘できよう。

- (ア) 生計を賄うための生業に関する技術
- (イ) 生産・生業にかかる生産技術
- (ウ) 技術保有層の傾向としては「一般民衆・半職人」あるいは「半職人中心」
- (エ) 技術の性格は「自己消費型技術」あるいは「利潤追求型技術」
- (オ) 技術を用いる主たる目的は「食料等取得」あるいは「生活の補完」

こうした技術の性格、その技術を有する人々と目的は、海女個々人により多少の異なりがあり、本人のおかれた立場や取り巻く社会状況によるが、それぞれの具体的な内容については、IV章に詳述されており、それを参照いただきたい。

b 文化財としての価値

これまでの調査の結果から、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁」にかかる「民俗技術」としての特徴と価値は、次の諸点において捉えることができる。

(a) 民俗知識

- ①海上では、素潜り漁を行うことのできる好漁場を、周囲のランドマークの目視により判断し、海中では、素潜り漁が行える海底地形であるかどうかを、目視により瞬時に判断するといった適切な漁場の認知にかかる知識
- ②素潜り漁のための漁具に対し、伝統的な形状を残しつつ、海女本人が使い易いように、改良・工夫を行い、漁に際しては、漁獲物に応じた適切な道具を、潜水時に選択し使用するといった漁具の選択にかかる知識
- ③自然環境や天候の変化、海流の動きを、経験上、いち早く察知し、素潜り漁の適不適、継続の可否について自主的に判断し、潮の流れや天候の変化を敏感に感じ取り、命にかかる危険性を回避するといった自然への認知と判断にかかる知識

(b) 潜水技術

- ④海女同士からの伝承及び生育環境により、無意識のうちに獲得された、呼吸を補助する器具を用いず、身体一つと簡単な道具で、貝類等を漁獲する素潜り漁に必要な技術

(c) 資源管理

- ⑤スンボウ等の道具を使い、基準に満たないアワビ等の採捕を規制することで、水産資源の保護に寄与し、持続的な生業を海女自身が意識するとともに、一方ではスンボウ等に依拠しなくとも、基準とされる大きさの漁獲物（特にアワビ）を適切に判断することができるといった資源の管理にかかる知識と技術

(d) 信仰

- ⑥素潜り漁という自然への依存度の高い営みに関わって、魔除けの印を身につけるとか、潜水前にお

ける神仏への礼拝、呪文を唱える等といった、内面的補償としての行動がとられ、こうした民俗信仰の伝統が継承され、海女の精神文化が形成されていること。

⑦古くから伊勢神宮の祭儀に用いられる生鰯、熨斗鰯の供給地として、あるいは地域に伝わる様々な信仰的習俗と結びつくアワビへの特有の観念と、それを現在でも採捕の対象とする文化的特性。

ここに掲げた諸点は、鳥羽市と志摩市の両地域の海女漁の民俗技術という点では大きな差異はなく、当地域における特徴として共通している。海女による素潜り漁の技術自体は、日本の漁撈生活の推移を理解する上で極めて重要な内容であるが、さらには人類文化の発展を明らかにし、その理解に欠くことのできない資産として寄与するものといえる。

(櫻井治男)

3 海女漁の未来への提言

(1) 観光資源と文化資源

これまで、鳥羽・志摩地域の海女が、観光資源あるいは地域資源として照射、活用され、その観点からの情報発信が多くなされてきた。このことにより海女の存在と役割の大きさに注目される結果をもたらすところも否定できないが、一方では海女が地域と密着した生活者であり、独自の文化を形成してきた総体としての存在であることが等閑視され、一面が強調される課題も存在する。このことは、これまで海女文化の創造、継承者としての主体性を持つ文化財的指標を有する人々としての観点で捉えられることがあまり行われて来なかつたことも要因と考えられる。

観光資源としての捉え方と文化財として位置づける考え方は、必ずしも同じところではない。「観光資源は多種多様であるとともに社会経済の変化にともなって流動的となるため、その全体像を明確に示すことはできないし、またその内容を厳密に規定する意義もあまりない」（中崎茂「観光資源」香川眞編『現代観光研究』1996、嵯峨野書院）と指摘されるところもあり、既述の文化財保護法により規定される文化財の指標に比して、観光資源の場合は資源として評価する側の主觀によって、その対象となる事象が変化するという流動性を有しているのである。

今回実施した、民俗文化財調査としての基礎調査と詳細調査では、「海女とは」「海女文化とは」何かということを文化財としてアプローチする契機となったと考えられる。その文化財的価値については先述のとおりであるが、これらを把握することができたことで生活者の生業の存立を前提とした評価を行うことが試みられており、今後の文化財保護の方向性とその適用責任に示唆を与えるものといえよう。

観光資源、地域資源、文化資源として、海女の伝える伝統的素潜り漁及びその技術について、「活用」という問題がしばしば論議されるところであるが、それらに共通する「資源」という意味とそれが持つ本質的な価値への理解を抜きにした一面的な捉え方は避けるべきである。「資源」とは評価する側が有用とした事象に対する概念であり、時代や社会背景による多元性を有しているのである。したがって、海女という生活者を「活用する」という立場があるとすれば、そのことを十分に理解しておく責任があるといえよう。

(2) 海女漁存立の背景と課題

海女漁は当該地域の社会の成り立ちや漁業をはじめとした産業構造の特徴と密接に関わりながら展開してきた。小資本での操業が可能で、個人の技能等が直接、漁撈活動に反映することができるという漁法の特徴が、全国で海女漁を展開させてきたともいえよう。海女漁は特殊な生業というよりも、沿海地

域で生活する女性たちが、複合的に年周期の生産活動を行おうとした際に、最も理にかなった季節的な生産活動である。海女たちは、「海女しかなかった」と口にすることが多いが、むしろ、「海女があった」から、今日にいたる生活が維持できたのだと言える。こうした所与の資源を利用した生業戦略は日本が高度経済成長期を経験するまでは、日本の農山漁村に共通して見られたものであった。

潜水漁をめぐる課題は、海女が主漁場としてきた浅海域漁場の現在の資源状況では安定的な操業が継続できなくなっているということである。浅海域の磯根資源が枯渇し始めたことに加えて、より広い海域を漁場とする海士が増加していることも海女たちの操業に影響を与え始めている。単独操船により浅海域以深での操業が可能な海士たちにとっては、合理的な生業戦略ということになるが、資源の側への負荷は一層高くなっていることにも留意しなければならない。こうした漁場の状況は、太平洋岸の千葉県や静岡県でも指摘されており、海女漁が行われている地域に共通している課題なのである。

前節で海女文化の特性の⑧として指摘した海女漁の存立事由は、女性の潜水漁は操業形態が異なっても集団による漁場移動が基本となっており、そのことが海女たちの間で競合しながらも資源利用を相互に規制する意識を共有させてきたからだということである。海女たちが有してきた集団性あるいは共同性といったものが、巧まさる資源管理を可能にしてきたと換言することができる。更新性資源を対象としてきた生産活動として「海女文化」を捉え直せば、こうした「海女の生き方」そのものが現代社会における人間と自然との関係や人間関係のあり方を捉え直すという点でも大きな意義を持つのである。

「海女文化」の特性として、とくに留意すべき点である。

(3) 磯根資源管理者としての海女

現在、日本各地の海女は若い世代でも50歳代である。地域によっては80歳を越えても活動する現役海女がいる。彼女たちは、概して、子育てを終えてから海女となった人たちで、誰よりもアワビやサザエなどの生態を熟知している。海底での採捕活動によって体得した知識や技能上の経験を有している人々でもある。

海女を「資源」と捉える視座として、海女が有する知識と技術、すなわち「海女の資源」を活用することはできないだろうか。その一例として重要な役割は、これまでの調査で明らかになったように「磯根資源」の管理者として、また磯根資源復活者への期待である。

具体的には、これまで培われてきた採捕のための技能を、アワビなどの放流事業に活かすことはできないだろうか。一般に、アワビの放流は数cmの稚貝を船上から撒くようにして行われている。その放流方法を変更し、より成長した稚貝を、海女たちが熟知するアワビの最適生育空間へ直に配置する手法である。アワビなどの磯根資源の生態について、具体的な知識を有する漁業者は現状、海女においては無く、磯根の状態を肉眼で確認したうえで最適な放流活動が可能になるはずであろうし、磯根資源育成の管理にも適切な方策が図られると考えられる。このことは、新たな後継者を生み出す契機となり、海女により培われてきた文化がさらに継承されていくことともなろう。

現在それが実現できない事由は、資源管理や保護について、磯根資源に関わる関係者による包括的な協議が進展しないことがあげられる。現在行われている種苗放流事業の限界について関係者は自覚しているが、種苗を放流する側の論理は放流する種苗の単価と予算との関係で判断されるため、回収率の高い単価50円の30ミリの稚貝を配置する方法ではなく、単価15円の15ミリの稚貝を放流する方法を選択しているのである。その回収率等が検討されても、現在の稚貝放流や漁場管路の実効についての包括的な検証、議論する場が現状では整えられていないということが課題なのである。

千葉県南房総市白浜町名倉の海女は、「海は金持ちだ」と言う。肥料や水を与えなくても、海自体がさまざまな恵みを与えてくれるからだという。その一方で、母親から「芽が出て花が咲かなきゃならな

い商売だ」ともいわれたという。海女をしていた母親からの訓えが海女になった娘にも受け継がれ、資源の更新性が維持されてきたことへの認識を示すものである。

海女は磯根資源の採捕者であると同時に、磯根資源の管理者でもあるということを念頭に置けば、彼女たちがこうした議論に参画する機会の創出は必須と言えよう。集団で漁場利用を行う海女でなくては果たせない役割である。三重県では平成26年1月23日に、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」が県文化財指定となったところであるが、磯根資源の問題は、文化財保護だけの問題ではなく、水産振興との実践的な連携に関わっている。このことを行政側が十分に認識しておくとともに、県民共有の問題として意識されるように広く情報が伝わる努力が必要である。そのためにも、今後とも鳥羽・志摩地域はもとより、日本国内各地をはじめ海外の事例との比較を含めた調査・研究の深化が求められる。今回の調査成果が、その役割の一端を担うことができれば幸いである。

なお、この章の内容については、教育委員会事務局社会教育・文化財保護課と協議のうえ作成したものである。

(櫻井治男・小島孝夫)